

補足説明資料 4-1
火災の影響軽減のための系統分離対策について

1. 目的

本資料は、VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書 6.2 項に示す系統分離対策の方針を示すために、補足説明資料として添付するものである。

2. 内容

系統分離対策の方針を次頁以降に示す。

3. 系統分離の考え方

原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な安全機能を有する構築物、系統及び機器における「その相互の系統分離」を行う際には、单一火災（任意の一つの火災区域又は火災区画で発生する火災）の発生によって、相互に分離された安全系区分のすべての安全機能が喪失することのないよう、原則、安全系区分 I と II の境界を火災区域の境界として 3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁や隔壁等で分離する。すなわち、安全系区分 I の機器等を設置する区域を火災区域として 3 時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁又は隔壁等で囲う。

(図 1)

安全系区分	区分 I	区分 II	区分 III*
高温停止	原子炉隔離時冷却系 [RCIC]	高压炉心注水系(B) [HPCF(B)]	高压炉心注水系(C) [HPCF(C)]
	自動減圧系(A) [SRV(ADS(A))]	自動減圧系(B) [SRV(ADS(B))]	—
	残留熱除去系(A) [RHR(A)]	残留熱除去系(B) [RHR(B)]	残留熱除去系(C) [RHR(C)]
	原子炉補機冷却水系(A) [RCW(A)]	原子炉補機冷却水系(B) [RCW(B)]	原子炉補機冷却水系(C) [RCW(C)]
	原子炉補機冷却海水系(A) [RSW(A)]	原子炉補機冷却海水系(B) [RSW(B)]	原子炉補機冷却海水系(C) [RSW(C)]
動力電源	非常用ディーゼル発電機(A) [DG(A)]	非常用ディーゼル発電機(B) [DG(B)]	非常用ディーゼル発電機(C) [DG(C)]
	非常用交流電源(C)系	非常用交流電源(D)系	非常用交流電源(E)系
	非常用直流電源(A)系	非常用直流電源(B)系	非常用直流電源(C)系

注記※：区分 III 機器のうち、DG(C)の監視制御盤、RCW(C)のサージタンク水位計等、一部機器は区分 I 側の火災区域に設置

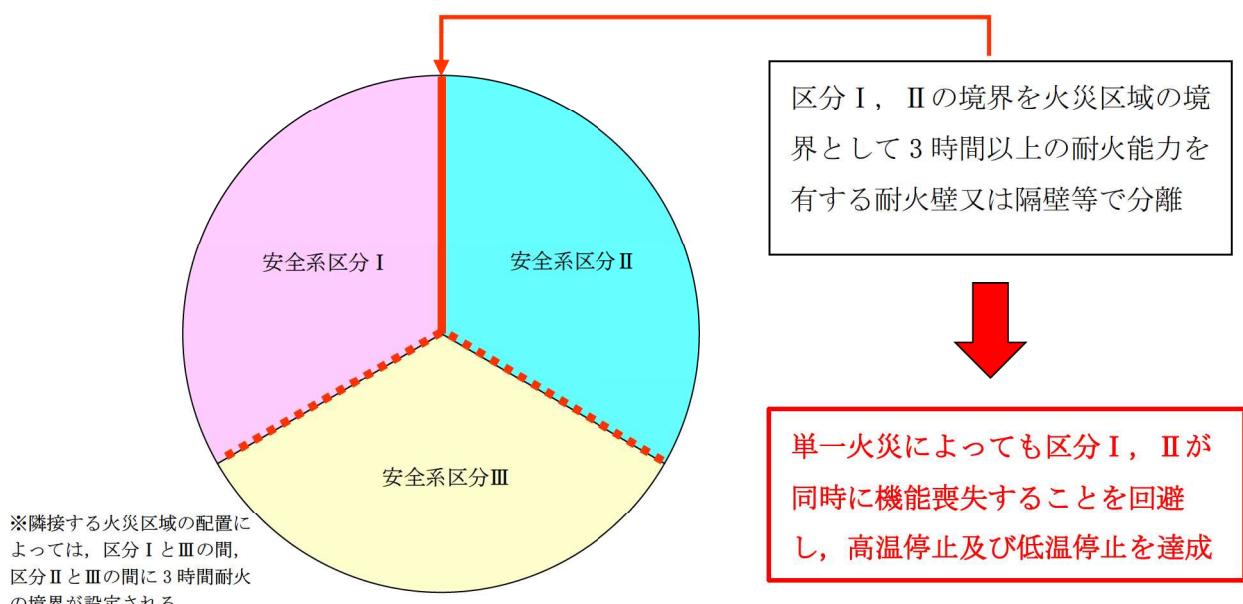


図 1 3 時間耐火能力を有する耐火壁又は隔壁等による系統分離の概要

4. 系統分離の具体的対策

柏崎刈羽原子力発電所第6号機では、相互の系統分離が必要な箇所については中央制御室（中央制御室制御盤、中央制御室床下フリーアクセスフロア及び下部中央制御室エリア）、原子炉格納容器内、ディーゼル発電設備軽油タンク及び燃料移送ポンプを除き、すべて「3時間以上の耐火能力を有する耐火壁又は隔壁等」により分離することとしている。柏崎刈羽原子力発電所第6号機に設置する「3時間以上の耐火能力を有する耐火壁又は隔壁等」を以下に示す。（図2）

なお、以下に示す以外の耐火壁又は隔壁等についても、火災耐久試験により3時間以上の耐火性能が確認できたものは、「3時間以上の耐火能力を有する耐火壁又は隔壁等」として使用する設計とする。

ただし、中央制御室（上部中央制御室及び下部中央制御室）の排煙設備については、建築基準法に基づき火災発生時の煙を排気する必要があることから、火災区域を分離するための3時間以上の耐火性能を有する防火ダンバについては設置しない設計とする。

なお、排煙設備の使用材料は、火災発生時における高温の煙の排気も考慮して、換気空調機、ダクトは耐火性及び耐熱性を有する金属を使用する設計とする。

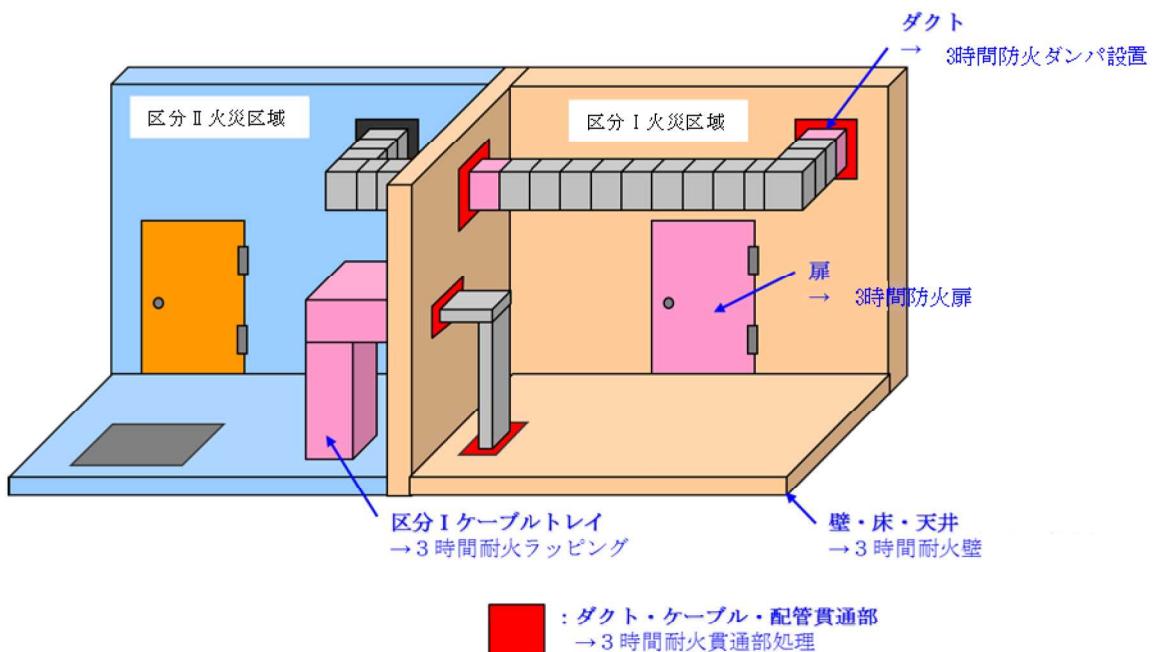


図2 系統分離対策の全体イメージ

4.1 火災区域又は火災区画を構成する耐火壁

火災区域は、3時間以上の耐火性能を有する耐火壁（強化石膏ボード、貫通部シール、防火扉、防火ダンパ、天井デッキスラブ）又は隔壁等（耐火間仕切り、ケーブルトレイ等耐火ラッピング）で分離する設計とする。

耐火壁のうち、コンクリート壁（モルタル壁含む）、床、天井については、建築基準法を参考に国内の既往の文献から確認した結果、3時間耐火に必要な最小厚さ以上の厚さが確保されていることを確認した。コンクリート壁以外の耐火壁又は隔壁等については、火災耐久試験により3時間以上の耐火性能を確認できたものを使用する。耐火壁及び隔壁等の設置に係る現場施工においては、火災耐久試験の試験体仕様に基づき、耐火性能を確保するために必要な施工方法及び検査項目を定める。

また、屋外に設置している以下の火災防護対象機器等については、「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」に基づき、火災区域又は火災区画を設定する。

- 非常用ディーゼル発電設備軽油タンク区域
- 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系ポンプ区域

4.2 互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの系統分離

互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルは、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した耐火壁又は隔壁等で系統分離する。

4.3 煙等の流入防止対策について

3時間以上の耐火能力を有する耐火壁により分離されている火災区域又は火災区画のファンネルは、煙等流入防止装置の設置によって、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入を防止する設計とする。

柏崎刈羽原子力発電所第6号機の原子炉建屋等における各火災区域には、管理区域外への放射性液体廃棄物の流入防止等を目的として、ファンネル、配管及びサンプタンク等から構成される「建屋内排水系統」を設置している。（図3）

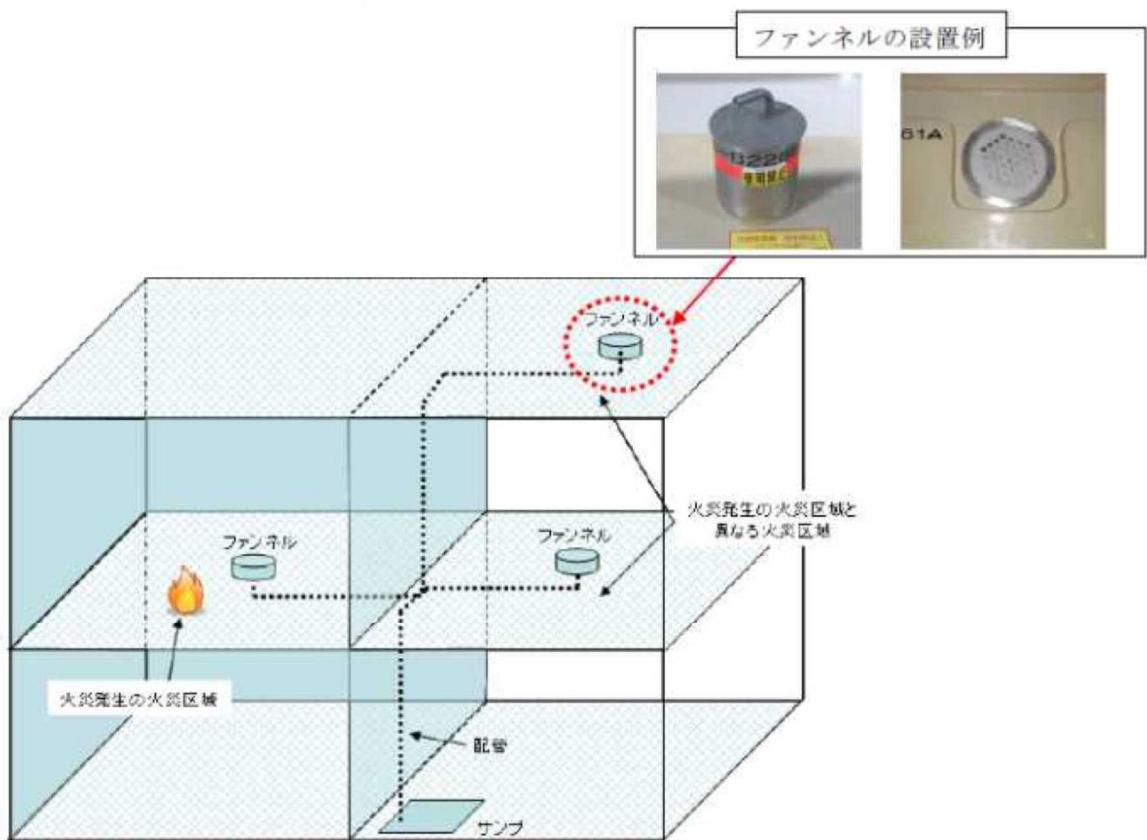


図3 建屋内排水系統概要

火災区域は、その位置付けを考慮すると、火災が発生した他の火災区域の煙により原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器が影響を受け、これらの機能が同時に喪失しないよう設計することが必要である。そこで、安全機能への影響防止を目的としてファンネルに対して図4に示す設備を設置することで、煙の流入防止措置を実施する設計とする。

なお、当該設備は、内部溢水評価における排水量を満足するものを設置する。

また、常用系機器を設置する区画の火災に対しては、火災防護審査基準に定義される火災区画（耐火壁、離隔距離等）との境界を設定することで、影響軽減を図っている。具体的な影響軽減対策としては、安全系区分Ⅱ、Ⅲの機器を設置する区画と常用系機器のみを設置する隣接区画の境界は、原則として3時間耐火相当の厚み（140mm以上）を有する耐火壁（コンクリート壁）で構成するとともに、ケーブルについてはIEEE規格に基づく離隔距離の確保を図っている。したがって、常用系機器の火災が安全系区分Ⅱ、Ⅲの機器に影響することは考えにくい。

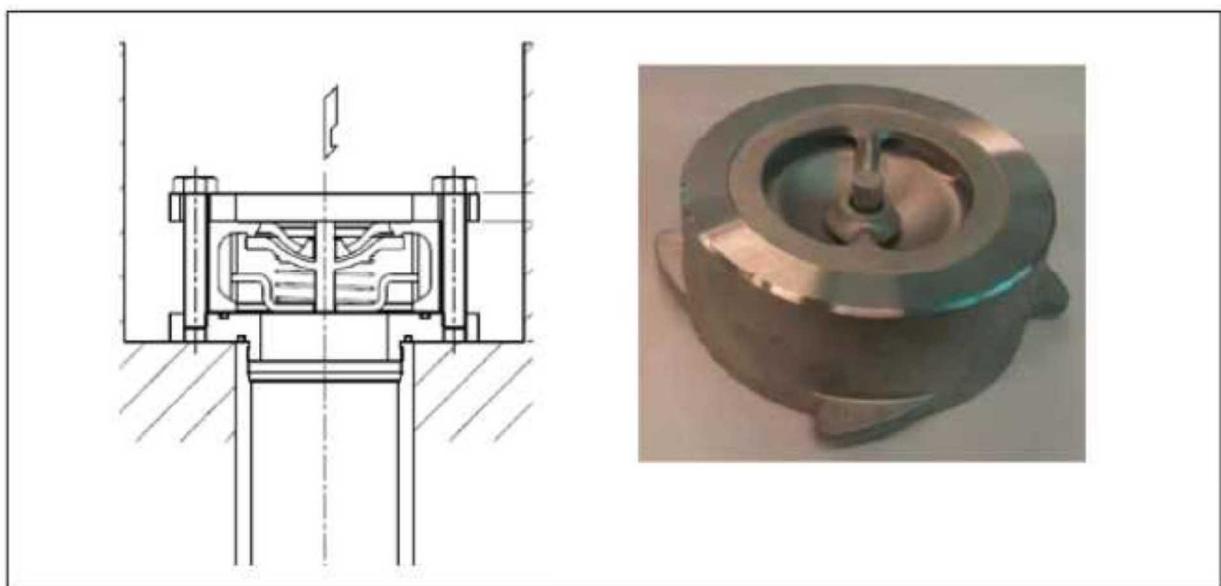


図4 煙流入防止対策治具（例）

機器の单一故障で安全停止成功パスが確保
されない場合の詳細評価

1. 目的

本資料は、VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書のうち「7. 原子炉の安全確保について」で記載される原子炉の安全停止成功パスの内容の詳細を示すために、補足説明資料として添付するものである。

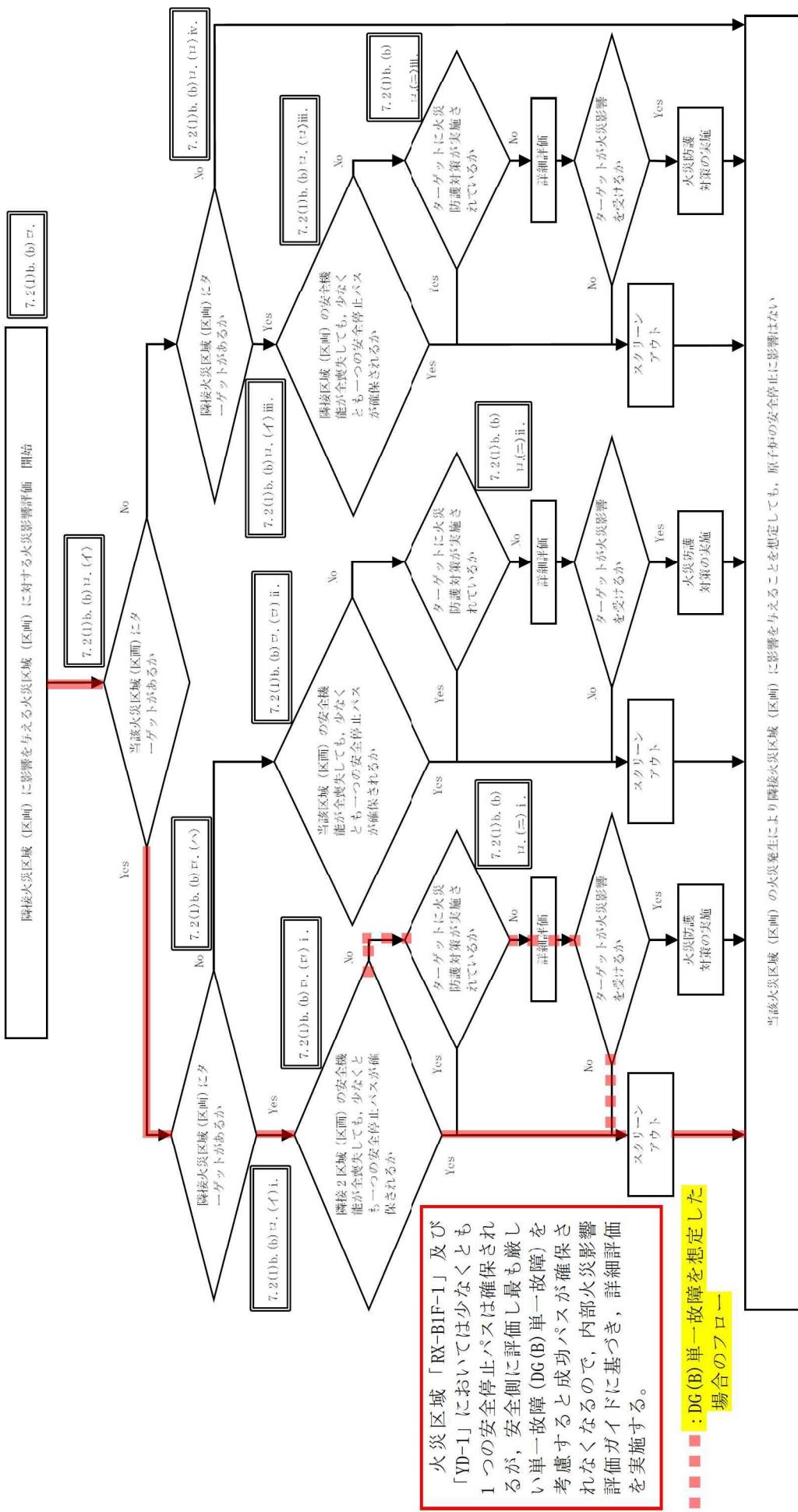
2. 内容

内部火災影響評価の結果、通常であれば全ての火災区域において原子炉の安全停止成功パスは確保される。しかし、安全側に評価して最も厳しい单一故障（外電喪失及び高温停止）が発生するものとして、内部火災影響評価を実施している。

火災区域「RX-B1F-1」及び「YD-1」においては、当該火災区域での火災発生時に DG(B) の单一故障を想定すると高温停止の成功パスが確保されなくなる。

この火災区域の各火災区画の詳細な影響評価について、火災防護に関する説明書に記載しているが、設備の位置関係を含め、さらなる詳細を次頁より示す。

3. 詳細な影響評価



第1図 隣接火災区域(区画)に影響を与える火災区域(区画)の火災影響評価

第1表 柏崎刈羽原子力発電所第6号機 詳細な火災影響評価（1/3）

火災区域番号	安全保護系	原子炉停止系	非常用所内電源系	事故時監視計器	最終的な熱の逃し場	補助設備	評価結果	
							高温停止	低温停止
RX-B1F-1	○	○※1	○	○※2	○	○※3	○	○

注記*:当該火災区域での火災発生時にDG(B)の單一故障を想定するこ高温停止の成功ペスが確保されなくなる。これは、RIP-ASD(A)(B)(E)(F)(H)室に安全系区分Iと安全系区分IIIのケーブルが、非管理区域入口室(R/B 1F 北)にDG(A)制御盤・ケーブルとDG(C)制御盤・ケーブルが設置されているが系統分離されていないためである。
この火災区域の各火災区画については、詳細な影響評価を実施する。

この火災区域では、最も厳しい单一故障であるD/Gの故障を考慮すると、非常用所内電源系の成功ペスはD/G (B) 及び直流電源 (II) であり、D/Gは全ての区分で機能喪失する。さらに、残る直流電源 (II) も同様に区分 II であるので、非常用所内電源系が全て機能喪失する。よって、この火災区域において詳細な火災影響評価を実施する。

第1表 柏崎刈羽原子力発電所第6号機 詳細な火災影響評価 (2/3)

火災区域番号	安全保護系	原子炉停止系	工学的安全施設	非常用所内電源系	事故時監視計器	残留熱除去系	最終的な熱の逃し場	補助設備	高温停止	低温停止	評価結果
YD-1	○	○※1	○※2	○※3	○	○※4	○	○*	○	○	確認事項 安全停止の成功ペスが以下のようにあることを確認した。

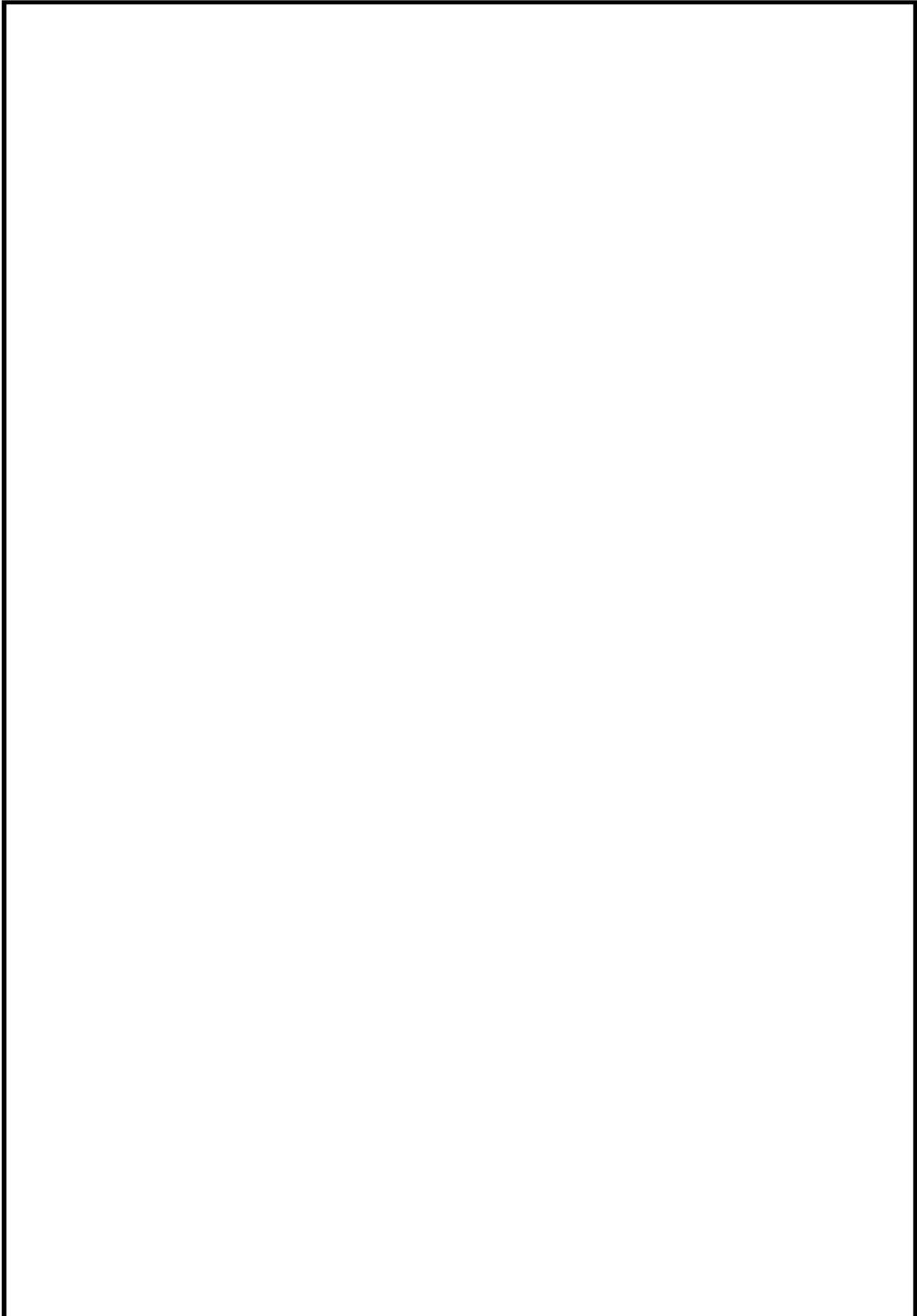
注記*：当該火災区域での火災の評価は、RX-BIF-1と同様の評価となり、火災発生時にDG(B)の單一故障を想定すると高温停止の成功ペスが確保されなくなる。これは、安全系区分Iと安全系区分IIIのケーブルが設置されているが系統分離されていないためである。
この火災区域における詳細な影響評価はRX-BIF-1と同様となる。

この火災区域では、最も厳しい单一故障であるD/Gの故障を考慮すると、非常用所内電源系の成功ペスはD/G (B) 及び直流電源 (II) (III) であり、D/Gは全ての区分で機能喪失する。さらに、直流電源 (II) も同様に区分IIであるので喪失し、直流電源 (III) は隣接火災区域により影響を受けるため喪失する。これにより非常用所内電源系が全て機能喪失するため、この火災区域において詳細な火災影響評価を実施する。

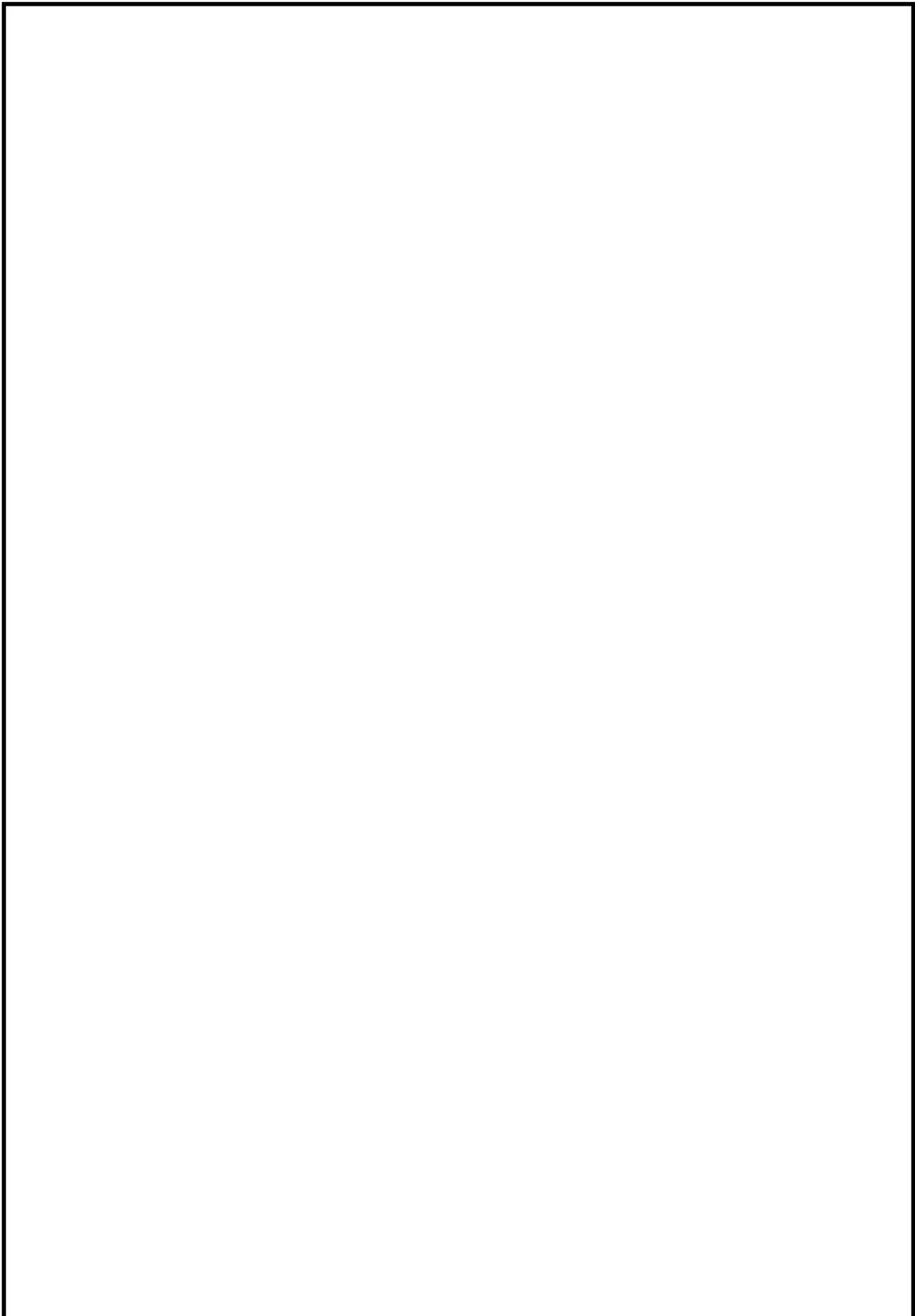
第1表 柏崎刈羽原子力発電所第6号機 詳細な火災影響評価（3/3）

火災区域番号	火災区域内の火災区画番号	火災区域の火災区画名称	詳細評価
R-3-6	RIP-ASD (A) (B) (E) (F) (H) 室	・当該室の南西側に安全系区分Ⅰ、北西側及び北東側のケーブルトレイ下部に設置されたRIP電源装置の火災を想定しても、もう一方のケーブルトレイへの延焼や火災の影響はない。 ・安全系区分Ⅰと北東側の安全系区分Ⅲのケーブルトレイは、十分な離隔距離（約31m）があり、一方の安全系区分のケーブル火災を想定しても、もう一方への影響はない。 ・「原子力発電所の火災防護規程（JEAC4626-2010）」、「原子力発電所の火災防護指針（JEAG4607-2010）」に従い、各安全系ケーブルトレイの直下に設置されているRIP電源装置に過電流による加熱により発生する火災を想定した場合でも、盤外に広がらず隣接する電源盤への延焼が想定されないことから、もう一方の安全ケーブルトレイへの影響はない。	【評価内容】 ・当該室に最も厳しい單一火災を想定しても、安全系区分Ⅰ、Ⅲが同時に機能喪失することは想定されず、单一故障を想定しても原原子炉の安全停止パスは少なくとも一つ確保可能である。
RX-B1F-1	R/B 1F 北 非管理区域入口室	・評価内容】 □及びケーブルは□は十分な離隔距離（約16m）があり、配置上も直視できる位置関係にない。 ・当該室のレイアウト、制御盤の配置は、7号機の当該室□と同様であり、FDT ^s *による室温評価を実施した7号機の詳細な火災影響評価結果から類推すると、□に熱や輻射の影響はない。 ・□に熱や輻射の影響はない、DG(C) (DG(A))が同時に機能喪失する恐れはない。 【結論】 ・□の火災発生を想定しても、もう一方の□に熱や輻射の影響はない、DG(C) (DG(A))が同時に機能喪失する恐れはない。 ・当該室での最も厳しい單一火災とDG(B)の單一故障を想定しても、DG(A)が機能喪失した場合はHPCF(C)による高温停止、DG(C)が機能喪失した場合はRCIC又はADS(A)+LPFL(A)による高温停止により成功バスは確保される。	注記*：FDT ^s (Fire Dynamics Tools):Quantitative Fire Hazard Analysis Methods for the U.S. Nuclear Regulatory Commission Fire Protection Inspection Program, NUREG-1805, December 2004
RW-B1F-15	RW/B～C/B間クリーンアクセス通路 (6,7号機共用)	【評価内容】 ・当該室の北側に安全系区分Ⅰと安全系区分Ⅲのケーブルトレイ（離隔距離：約4m）が布設されている。 ・この間に設置された現場盤の火災を想定しても、ケーブルトレイの布設状況から安全系区分Ⅰのケーブルトレイ（水平方向のみ、底板鉄板張り）への延焼や火災の影響はない。 ・安全系区分Ⅰのケーブルトレイ近傍の現場盤（離隔距離：約3m）からの火災発生を想定しても、安全系区分Ⅲのケーブルトレイへの延焼や火災の影響はない。 【結論】 ・当該室に最も厳しい單一火災を想定しても、安全系区分Ⅰ、Ⅲが同時に機能喪失することは想定されず、单一故障を想定しても原原子炉の安全停止バスは少なくとも一つ確保可能である。	

第2図 安全系設備の位置関係 (1/2)



第2図 安全系設備の位置関係（2/2）



補足説明資料 4-2
中央制御室制御盤の火災の影響軽減対策について

1. 目的

本資料は、VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書 6.2(4)a. 項に示す中央制御室制御盤の火災の影響軽減対策を示すために、補足説明資料として添付するものである。

2. 内容

中央制御室制御盤の火災の影響軽減対策を次頁以降に示す。

3. 中央制御室制御盤の火災の影響軽減対策について

3.1 中央制御盤内の分離対策

中央制御室制御盤内の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルは、運転員の操作性及び視認性向上を目的として近接して設置することから、互いに相違する系列の水平距離を6m以上確保することや互いに相違する系列を3時間又は1時間の耐火能力を有する隔壁等で分離することが困難である。

このため、中央制御盤内の火災防護対象機器等は、以下a.～c.に示すとおり、実証試験結果に基づく離隔距離等による分離対策、高感度煙検出設備の設置による早期の火災感知及び常駐する運転員による早期の消火活動を行う設計とする。

なお、中央制御室非常用換気空調系については、火災により機能喪失しても室温上昇に時間的余裕があることから、中央制御室の負荷制限等を行うことによって中央制御室の居住性を維持することが可能である。

3.1.1 離隔距離等による分離

中央制御室の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルは、運転員の操作性及び視認性向上を目的として近接して設置することから、中央制御室の制御盤については区分ごとに別々の盤で分離する設計とする。

一部、一つの制御盤内に複数の安全系区分の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを設置しているものがあるが、これらについては、区分間に金属製の仕切りを設置する。ケーブルについては当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず、また、周囲へ火災の影響を与えない金属外装ケーブル、耐熱ビニル電線、難燃仕様のETFE電線及び難燃ケーブルを使用し、電線管に敷設する、又は離隔距離を確保すること等により系統分離する設計とする。

これらについては、火災を発生させて近接するほかの区分の構成部品に火災の影響がないことを確認した実証試験^{※1,※2}の結果に基づき、以下に示す分離対策を講じる設計とする。

注記※1：「ケーブル、制御盤および電源盤火災の実証試験」，TLR-088 H25.3

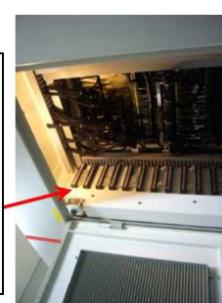
※2：「中操制御盤内の系統分離に関する実証試験 業務実施報告書」，RS-5206531 H29.5

- a. 制御盤は厚さ3.2mm以上の金属製筐体で覆う設計とする。
- b. 安全系異区分が混在する制御盤内では、区分間に厚さ3.2mm以上の金属製バリアを設置するとともに盤内配線ダクトの離隔距離を2.5cm以上確保する設計とする。
- c. 安全系異区分が混在する制御盤内にある操作スイッチは、厚さ1.6mm以上の金属製筐体で覆う設計とする。
- d. 安全系異区分が混在する制御盤内にある配線は、金属製バリアにより覆う設計とする。
- e. 当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず、また、周囲への火災の影響を与えない金属外装ケーブル、耐熱ビニル電線、難燃仕様のETFE電線及び難燃ケーブルを使用する設計とする。

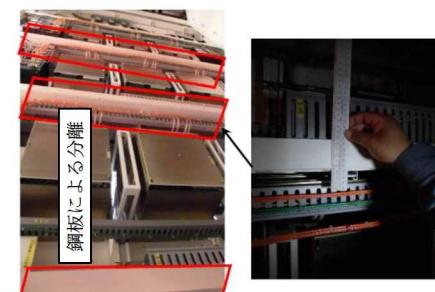
なお、中央制御室制御盤内における安全系機器の分離基準としては IEEE Std 384-1992 があり、当該基準では水平 2.5cm、垂直 15cm の離隔距離を確保するか、離隔距離を確保できない場合は金属製の仕切り等を設置することが要求されている。

TLR-088 並びに RS-5206531 に示される実証試験は、このような分離基準の妥当性等を検証したものであり、試験条件及び判定基準としては、建築基準法に基づく火災耐久試験とは異なっている。具体的には、「制御盤」「盤内配線ダクト」「操作スイッチ」「金属外装ケーブル」に関する実証試験では、火源としてバーナーを用い、試験の判定基準としては、分離対象機器の絶縁抵抗に異常がないこと等を設定している。

ここで、制御盤内において想定される火災源は、予め制御盤内に設置したスイッチ及び配線等の機器であるため、当該機器を燃焼させるために用いる火源としてはバーナーが妥当であると考える。また試験の判定基準としても、制御盤内には予め設置した機器以外の可燃物が存在しないことから、必ずしも温度上昇を設定する必要は無く、分離対象機器の絶縁抵抗に異常がないこと等の設定が妥当であると考える。

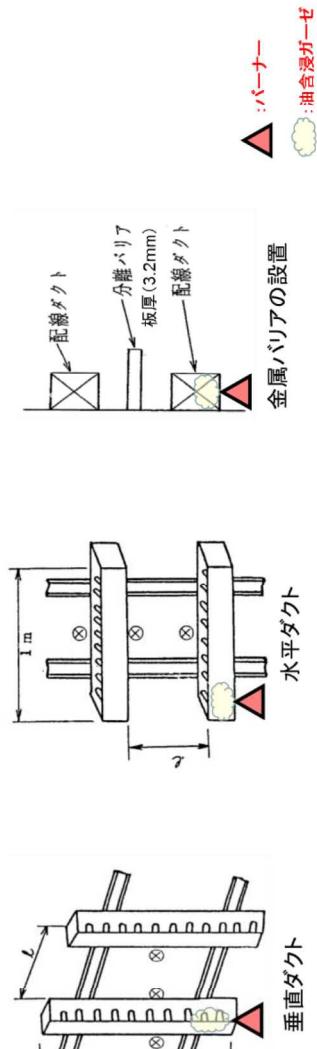
「ケーブル、制御盤および電源盤火災の実証試験」、TLR-088、(株)東芝、H25年3月	
対象	盤内状況
	<p>1. 目的 中央制御室内に設置している制御盤に火災が発生しても、隣接する制御盤に火災の影響が及ばないことを確認する。 制御盤は、ベンチ、直立盤の2種類で確認する。</p> <p>2. 試験内容</p> <p>(1) 制御盤バーナー着火試験 制御盤内の外部ケーブルの立上がり部をバーナーにより強制着火し、隣接制御盤への火災の影響を確認した。</p> <p>(2) 制御盤油点火試験管 制御盤内にオイルパンを設置し、白灯油1.5Lに強制着火させ制御盤内の全面火災による隣接制御盤への火災の影響を確認した。隣接制御盤への影響は、下記の判定基準に基づき確認した。</p> <p>(3) 判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接制御盤の変色、変形の有無 ・隣接制御盤の通電性の確認（ランプ点灯にて確認） ・火災鎮火後の隣接制御盤の操作性の確認 ・火災鎮火後の隣接制御盤の絶縁抵抗測定 <p>左側の制御盤から見た分離境界  制御盤</p> <p>右側の制御盤から見た分離境界 </p> <p>3. 試験結果 3.2mm以上の金属で覆われ、分離している制御盤内に火災が発生しても、火災の影響は火災源の制御盤内に留まることを確認した。従って、隣接制御盤へ火災の影響はなく、分離性が確保されることを確認した。</p>

対象	盤内状況	実証試験概要	
		1. 目的	2. 試験内容
		<p>1. 金属製バリア又は盤内配線ダクト内に設置している区分の配線に火災が発生しても、異区分の配線に火災の影響が及ばないことを確認する。</p> <p>2. 試験内容</p> <p>(1) 空間距離 配線を収納したダクトを並べ、ダクトの距離を自由に変えられるようにし、片側のダクトの配線にバーナーで着火し、もう一方のダクトへの影響を確認した。</p> <p>【判定基準】 接する盤内配線ダクトの影響度（目視確認（変色、変形等））</p> <p>(2) 電線管バリア 配線を収納したダクトを並べ、ダクトの距離を自由に変えられるようにし、ダクトの間に板厚3.2mmの金属バリアを設置し、片側のダクトの配線にバーナーで着火し、金属バリアがある場合のもう一方のダクトへの影響度を確認した。</p> <p>【判定基準】 接する盤内配線ダクトの影響度（目視確認（変色、変形等））</p>	<p>1. 目的</p> <p>金属製バリア又は盤内配線ダクト内に設置している区分の配線に火災が発生しても、異区分の配線に火災の影響が及ばないことを確認する。</p> <p>2. 試験内容</p> <p>(1) 空間距離 配線を収納したダクトを並べ、ダクトの距離を自由に変えられるようにし、片側のダクトの配線にバーナーで着火し、もう一方のダクトへの影響を確認した。</p> <p>【判定基準】 接する盤内配線ダクトの影響度（目視確認（変色、変形等））</p> <p>(2) 電線管バリア 配線を収納したダクトを並べ、ダクトの距離を自由に変えられるようにし、ダクトの間に板厚3.2mmの金属バリアを設置し、片側のダクトの配線にバーナーで着火し、金属バリアがある場合のもう一方のダクトへの影響度を確認した。</p> <p>【判定基準】 接する盤内配線ダクトの影響度（目視確認（変色、変形等））</p>

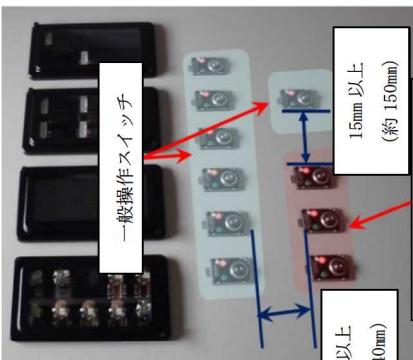


盤内配線ダクト

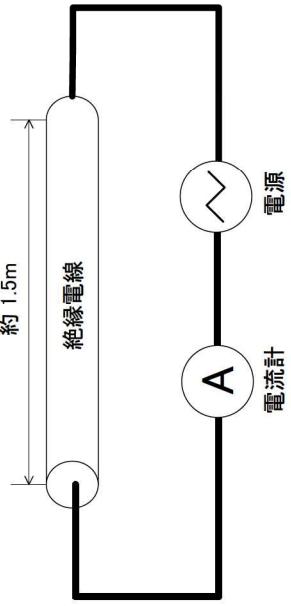
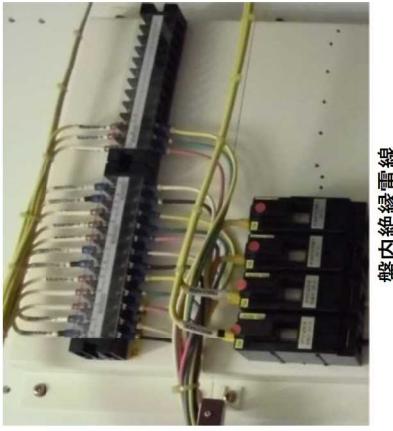
金属製バリア : 3.2mm 以上 (約5mm)	() : 実機計測値
離隔距離 : 3cm 以上 (約9cm)	



3. 試験結果
- 金属製バリアがない場合は、垂直ダクト間では10cm以上距離があれば、もう一方のダクトへの影響がないことを確認した。
- 3.2mm以上の金属製バリアがある場合は、3cmの距離であっても、もう一方のダクトへの影響がないことを確認した。
- なお、塩化ビニル電線と難燃性電線の相違はなかった。

対象	盤内状況	実証試験概要	
		1.	2.
	 <p style="text-align: center;">一般操作スイッチ 分離型操作スイッチ</p> <p style="text-align: center;">操作スイッチ</p>	<p>1. 目的 鋼板で覆った操作スイッチに火災が発生しても、適切な分離距離を確保している場合は、近接する操作スイッチに火災の影響が及ばないことを確認する。</p> <p>2. 試験内容</p> <p>(1) 過電流による火災（内部発火） 鋼板で覆われた分離型操作スイッチに過電流を通電することで、分離型操作スイッチ内の内部火災を模擬し、隣接する一般操作スイッチへの影響を確認した。 【判定基準】 隣接する一般操作スイッチへの延焼性（目視による確認）</p> <p>(2) パーナー着火による火災（外部火災） 鋼板で覆われた分離型操作スイッチの外部からバーナーで着火することで、制御盤内での火災を模擬し、分離型操作スイッチへの影響を確認した。 【判定基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 絶縁抵抗測定 b. 通電確認（ランプ点灯にて確認） c. 操作性の確認 <p>() : 実機～測定値</p>	<p>3. 試験結果</p> <p>1. 6mm 以上の鋼板で覆った分離型操作スイッチに火災が発生しても、適切な分離距離を確保している場合は、近接する一般操作スイッチに火災の影響が及ばないことを確認した。 また、制御盤内の火災が発生しても、1.6mm 以上の鋼板で覆われた分離型操作スイッチには、火災の影響が及ばないことを確認した。</p> <p>△ :バーカー スイッチ分離距離 上下方向：20mm 左右方向：15mm</p> <p>1. 6mm の金属筐体で覆っている</p>

対象	盤内状況	実証試験概要
<p>1. 目的 制御盤内に設置している金属外装ケーブルが制御盤内の火災により影響を受けないことを確認する。</p> <p>2. 試験内容 (1) 金属外装ケーブル ケーブルを収納した、電線管及びフレキシブル電線管を外部からバーナーで着火し、電線管及びフレキシブル電線管内のケーブルへの影響を確認した。</p> <p>【判定基準】 • 絶縁抵抗測定 • 絶縁被覆の形状（溶融等の有無）</p> <p>3. 試験結果  金属外装ケーブル  フレキシブル電線管  電線管内部に塩化ビニル電線、難燃性電線配線を布設  金属外装ケーブル試験  電線管の種類 • 厚綱電線管 • フレキブル電線管</p>		

対象	盤内状況	実証試験概要
<p>1. 目的 中央制御室の制御盤内に設置している絶縁電線が短絡事故等を想定した過電流により発火せず、同一制御盤内の他の機器に火災の影響が及ばないことを確認する。</p> <p>2. 試験内容 (1) 空中一条布設過電流試験 盤内絶縁電線に許容電流の4～5倍の過電流を通電し、発火有無の状態を確認した。 絶縁電線の種類は、下記の4種類とした。 ● 600V NC-HIV, 2mm²: 低塩酸ビニル電線 (耐熱性) ● 600V HIV, 2mm²: 耐熱ビニル電線 ● 600V IV, 2mm²: ビニル電線 ● 600V FH, 2mm²: テフゼル電線 (難燃仕様)</p> <p>【判定基準】 過電流によって発火しないこと。</p>  <p>盤内絶縁電線</p>  <p>盤内絶縁電線</p> <p>3. 試験結果 盤内絶縁電線は4種類とも過電流によって発火する前に導体が溶断し、発火しないことを確認した。したがって、同一制御盤内の他の機器へ火災の影響はなく、分離性が確保されることを確認した。</p>		

	「中操制御盤内の系統分離に関する実証試験 業務実施報告書」、RS-5206531、(株) 東芝、H29年5月	
対象	実証試験概要	
1. 目的	<p>盤内配線ダクト間に金属製バリアがない場合について、TLR-088 の試験条件である垂直ダクトの水平距離 5cm を 2.5cm に変更した場合においても、異区分の配線に火災の影響が及ばないことを確認する。</p>	
2. 試験内容	<p>(1) バーナー着火による空間距離確認試験、 制御盤内の外部ケーブルの立上がり部をバーナーにより強制着火し、隣接制御盤への火災の影響を確認した。隣接制御盤への影響は、下記の判定基準に基づき確認した。</p>	
	<p>(2) 判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接する盤内配線ダクトの電線 (束) 間の絶縁抵抗が $100\text{M}\Omega$ 以上であること。 ・隣接する盤内配線ダクトに著しい損傷がないこと。 ・隣接する盤内配線ダクトの中の電線管で短絡がないこと。 ・隣接する盤内配線ダクトの電線 (束) が専通していること。 	
3. 試験結果	判定基準を全て満たしており、金属製バリアがない場合は、垂直ダクト間で 2.5cm 以上距離があれば、もう一方へのダクトへの影響がないことを確認した。	

3.2 中央制御室制御盤の火災感知設備及び消火設備

中央制御室内には、異なる2種類の火災感知器を設置する設計とともに、火災発生時には常駐する運転員による早期の消火活動によって、異区分への影響を軽減する設計とする。特に、一つの制御盤内に複数の安全系区分の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを設置しているものについては、これに加えて盤内へ高感度煙検出設備を設置する設計とする。

3.2.1 火災感知設備

<p>中央制御室制御盤内</p> <p>複数の区分の安全系機能を有する制御盤内でのケーブル延焼火災に対する早期消火活動を行うことを考慮</p>	<p>煙感知器（感度：煙濃度0.1～5%）</p> <p>盤内のケーブル延焼火災の初期段階を検知するため、制御装置や電源盤用に開発された、小型の高感度煙検出設備を設置※1</p> <p>※1 動作感度を一般エリアの煙濃度10%に対し煙濃度0.1～5%と設定することにより、高感度感知を可能としている。 なお、動作感度は、誤作動の可能性を考慮し、盤内の設置環境に応じて適切に設定する。</p> <p>図1 高感度煙検出設備 概要図</p> <p>図2 高感度煙検出設備と従来品の比較</p> <p>なお、操作員の目前の制御盤は、盤面にガラリがあるため、煙発生等の火災を操作員が早期に発見できることから設置しない。</p>
---	---

3.2.1.1 模擬盤による感知性能の確認試験

中央制御室制御盤内に設置する高感度の煙感知器について、模擬盤を用いて感知性能確認試験を実施した。模擬盤（高さ約2m、床面積約0.3m²）の天井部に高感度の煙感知器A（設定）と、これと感度の相違する感知器Bを相互が干渉せず、かつ同じ条件で煙を感知できるよう設置し、盤内床面に敷設したケーブルに過電流を印加し、その際に発生する煙を感知するまでの時間を確認した。

試験の結果、中央制御室制御盤内で発生する火災に対して、高感度の煙感知器Aの方が感知器Bよりも相対的に早期に煙濃度の上昇をとらえられることを確認した。

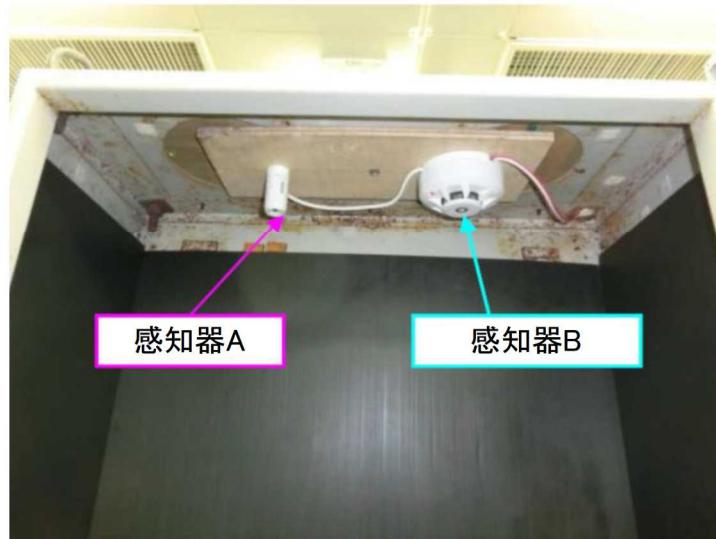


図3 模擬盤天井面への感知器設置状況

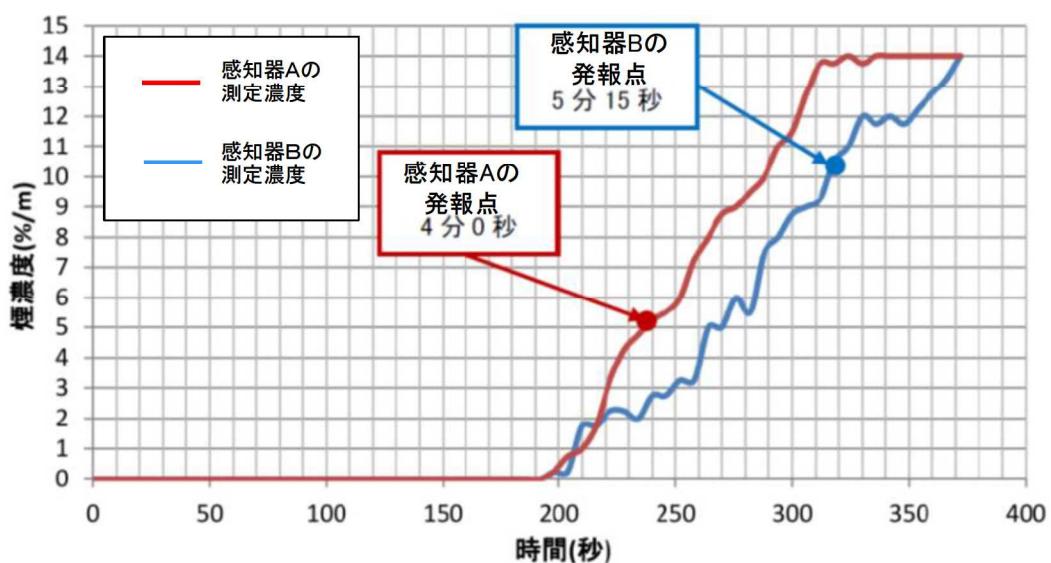


図4 高感度の煙感知器に関する性能確認結果

3.2.2 消火設備

中央制御室制御盤内に自動消火設備は設置しないが、中央制御室制御盤内に火災が発生しても、高感度煙検出設備や中央制御室の火災感知器からの感知信号により、常駐する運転員が中央制御室に設置する消火器で早期に消火活動を行うことで、相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルへの火災の影響を防止できる設計とする。

消火設備は、通常の粉末消火器に加え、電気機器へ悪影響を与えない二酸化炭素消火器を使用する設計とし、常駐する運転員による中央制御室内の火災の早期感知及び消火を図るために、消火活動の手順を定めて、訓練を実施する。

中央制御室のエリア概要を図5に示す。また、運転員による中央制御室制御盤内の火災に対する二酸化炭素消火器による消火の概要を第6図に示す。さらに、火災の発生箇所の特定が困難な場合も想定し、サーモグラフィカメラを配備する。

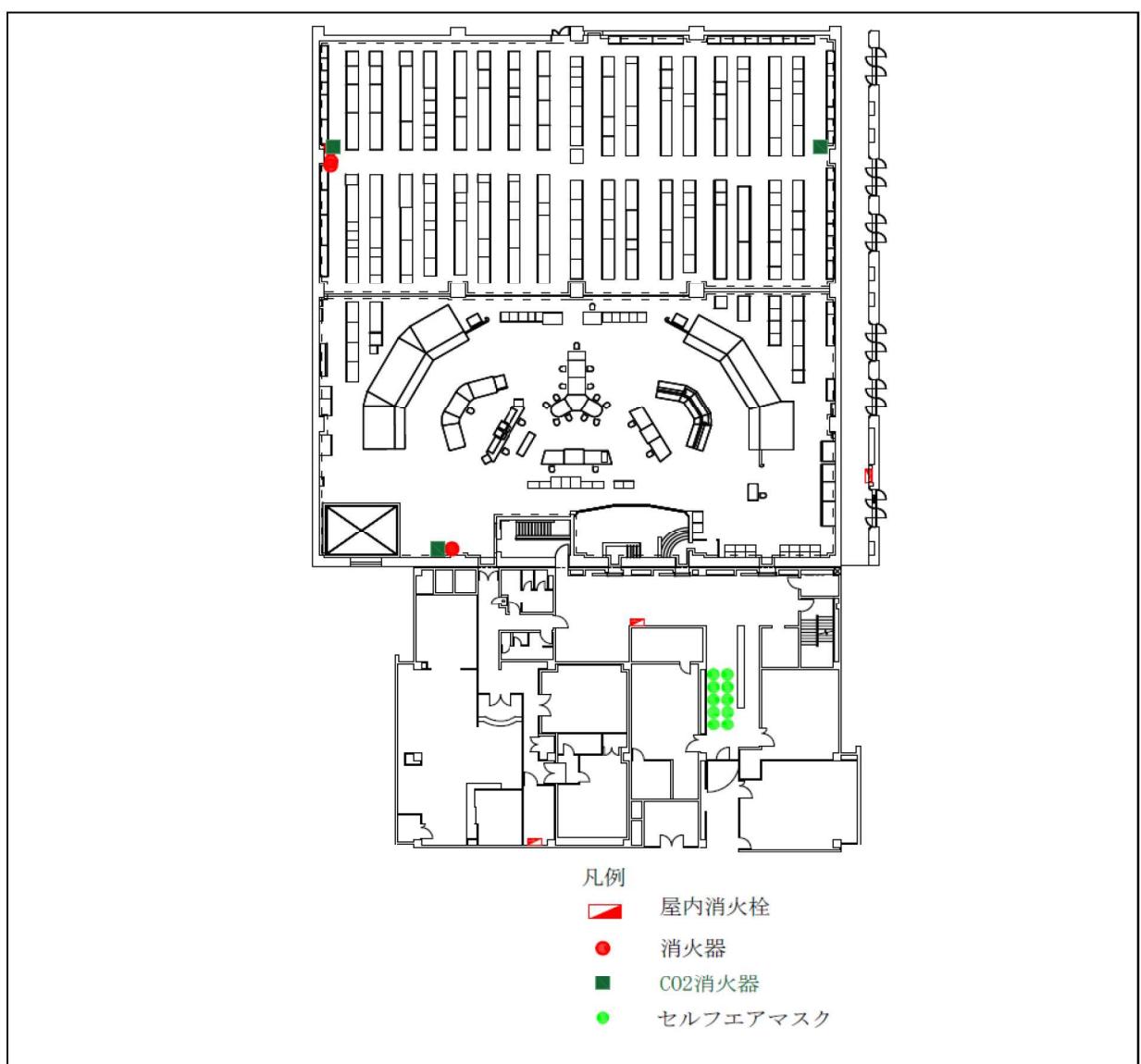


図5 中央制御室のエリア概要

火災が発生した場合、運転員は受信機盤により、火災が発生している区画を特定する。消火活動は2名で行い、1名は、直ちに至近の二酸化炭素消火器を準備し、火災発生個所に対して、消火活動を行う。もう1名は、予備の二酸化炭素消火器の準備等を行う。

中央制御室制御盤内での消火活動を行う場合は、セルフエアマスクを装着して消火活動を行う。

なお、中央制御室主盤・大型表示盤エリア及び中央制御室裏盤エリアへの移動は、距離が短いことから、短時間で移動して、速やかに消火活動を実施する。

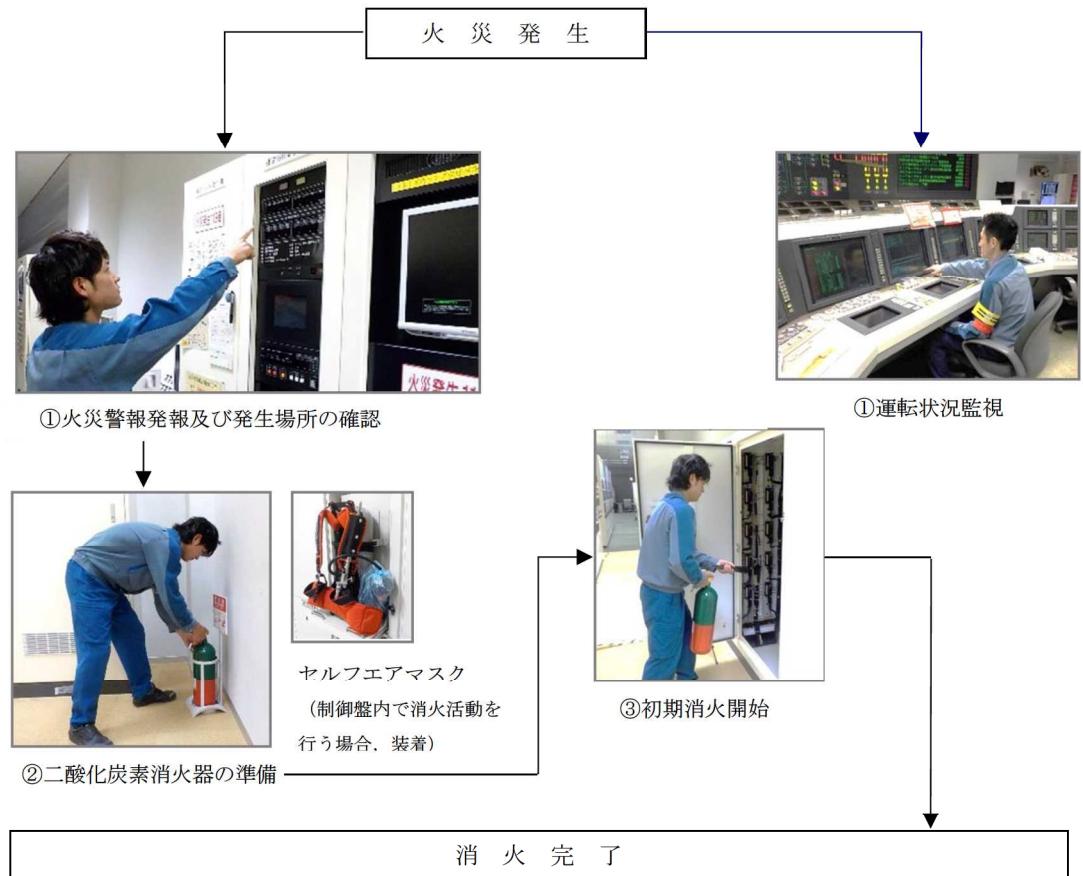


図6 運転員による制御盤内の火災に対する消火の概要

二酸化炭素消火器を閉鎖された空間で使用する場合は、二酸化炭素濃度が上昇すると共に酸素濃度が低下するおそれがある。したがって、運転員に対して二酸化炭素消火器の取扱いに関する教育並びに訓練を行うとともに、制御盤内で消火活動を行う場合は、セルフエアマスクを装着する等消火手順を定める。

補足説明資料 4-3
中央制御室床下フリーアクセスフロアの火災の影響軽減対策について

1. 目的

本資料は、VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書 6.2(4)b. 項に示す、中央制御室床下フリーアクセスフロアの火災の影響軽減対策について、補足説明資料として添付するものである。

2. 内容

中央制御室床下フリーアクセスフロアの火災の影響軽減対策を次頁以降に示す。

3. 中央制御室床下フリーアクセスフロアの分離対策

中央制御室床下フリーアクセスフロアの火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルは、運転員の操作性及び視認性向上を目的として近接して設置することから、互いに相違する系列の水平距離を 6m 以上確保することや互いに相違する系列を 3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離することが困難である。

このため、中央制御室床下フリーアクセスフロアの火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルは、以下に示すとおり、1 時間以上の耐火能力を有する分離板又は隔壁による分離対策、固有の信号を発する異なる 2 種類の火災感知器の設置による早期の火災感知及び固定式ガス消火設備による早期の消火を行う設計とする。

3.1 分離板等による分離

中央制御室床下フリーアクセスフロアに敷設する互いに相違する系列の火災防護対象ケーブルについては、非安全系ケーブルも含めて 1 時間以上の耐火能力を有する分離板又は隔壁で分離する設計とする（図 1）。また、ある区分の火災防護対象ケーブルが敷設されている箇所に別区分の火災防護対象ケーブルを敷設する場合は、1 時間以上の耐火能力を有する耐火材で覆った電線管又はトレイに敷設する設計とする。

3.2 1 時間耐火ラッピング

試験結果は、いずれの試験体においても非加熱面側への発炎、火炎の噴出、火炎が通る亀裂等の損傷がなく、建築基準法に基づく防火設備性能試験の判定基準を満足している。また、試験体内部に布設されたケーブルが LOCA 試験時の最大温度及び電気設備の技術基準（第 58 条）の健全性要求を満足している。したがって、1 時間耐火ラッピングは 1 時間の耐火性能を有している。試験前後の写真等を表 9 に示す。

3.3 火災感知設備

中央制御室床下フリーアクセスフロアには、アナログ式の固有の信号を発する異なる種類の煙感知器と熱感知器を組み合わせて設置し、誤作動防止対策を実施する設計とする。これらの感知設備は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能となるよう、非常用電源から受電するとともに、火災受信機盤は中央制御室に設置し常時監視できる設計とする。受信機盤は、作動した火災感知器を 1 つずつ特定できる機能を有するよう設計する。

また、火災の発生個所の特定が困難な場合も想定し、中央制御室に配備したサーモグラフィカメラにより火災の発生箇所を特定できる設計とする。

3.4 消火設備

中央制御室床下フリーアクセスフロアは、中央制御室からの手動操作により早期の起動が可能な固定式ガス消火設備（消火剤はハロン 1301）を設置する設計とする。この消火設備は、故

障警報及び作動前の警報を中央制御室に吹鳴する設計とする。また、外部電源喪失時においても消火が可能となるよう、非常用電源から受電する設計とする。

中央制御室床下フリーアクセスフロアの固定式消火設備については、消火後に発生する有毒なガス（フッ化水素等）が中央制御室の空間容積が大きいため拡散による濃度低下が想定されるものの、中央制御室に運転員が常駐していることを踏まえ、人体への影響を考慮して、運用面においては自動起動とはせず手動操作による起動とする。ただし、中央制御室床下フリーアクセスフロアにアナログ式の異なる2種の火災感知器を設置すること、中央制御室内には運転員が常駐することを踏まえると、中央制御室床下フリーアクセスフロアの固定式ガス消火設備は、手動操作による起動であっても自動起動と同等に早期の消火が可能な設計である。さらに、火災の早期感知消火を図るために、中央制御室床下フリーアクセスフロアの消火活動の手順を定めて、訓練を実施する。

なお、火災発生時、火災発生場所を火災感知設備により確認し、中央制御室床下フリーアクセスフロアの床板を外して、中央制御室に設置する二酸化炭素消火器を用いた消火活動を行うことも可能である。中央制御室床下フリーアクセスフロアの床板は、治具を用いて容易に取り外すことが可能であるが、早期消火の観点から中央制御室床下フリーアクセスフロアの消火活動の手順の中に床板の取り外し方法も定めて、訓練を実施する。

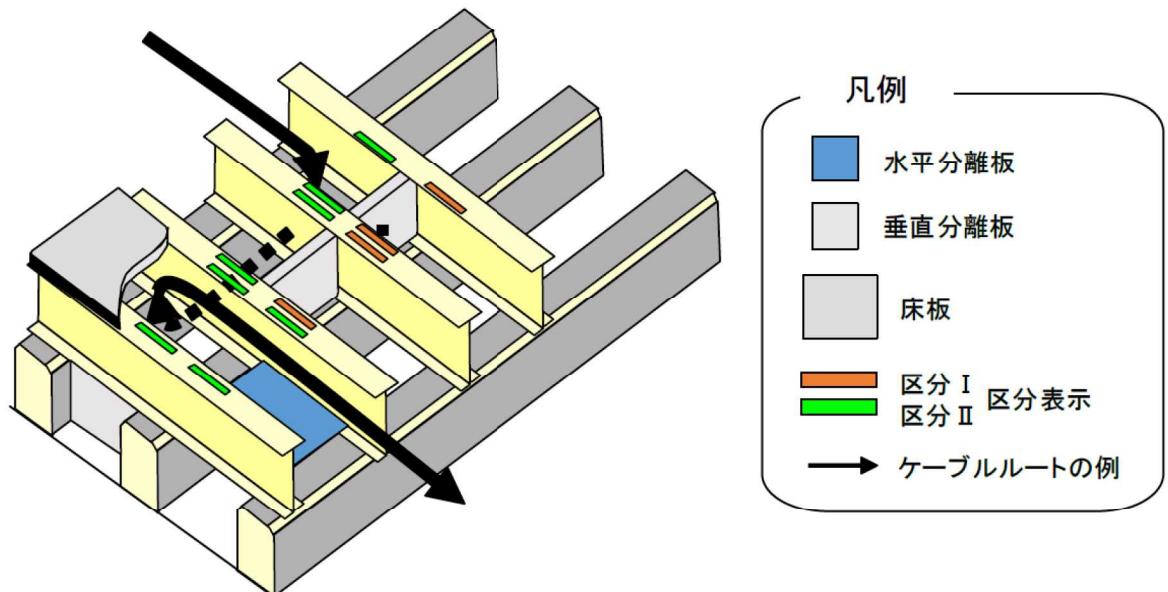


図1 中央制御室床下フリーアクセスフロアの概要

補足説明資料 4-4

火災を起因とした「運転時の異常な過渡変化」及び「設計基準事故」
発生時の单一故障を考慮した原子炉停止について

1. 目的

本資料は、VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書 7.1 項に示す火災を起因とした運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の単一故障を考慮した評価の結果を示すために、補足説明資料として添付するものである。

2. 内容

火災を起因とした「運転時の異常な過渡変化」及び「設計基準事故」の単一故障を考慮した評価の結果を次頁以降に示す。

3. はじめに

単一の内部火災を想定した場合、原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される「運転時の異常な過渡変化」及び「設計基準事故」が発生する可能性があり、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」（以下「安全評価審査指針」という。）に基づき、「運転時の異常な過渡変化」及び「設計基準事故」に対処するための機器に单一故障を想定しても、事象が収束して原子炉が支障なく低温停止に移行できることを確認する。

4. 要求事項

安全評価審査指針では、「運転時の異常な過渡変化」及び「設計基準事故」について解析し、評価を行うことが要求されている。また、解析に当たっては、想定された事象に加えて「設計基準事故」に対処するために必要な系統、機器について单一故障を想定し、事象が収束して原子炉が支障なく低温停止に移行できることを確認する要求がある。

5. 評価の前提条件

次の事項を前提とし、評価を行うこととする。

- (1) 電動弁は、遮断器に接続される制御ケーブルが、火災の影響による誤信号で、当該系統の機能を考慮し、厳しい方向に動作するものとする。
- (2) 空気作動弁は、電磁弁に接続される制御ケーブルが、火災の影響による誤信号で、当該系統の機能を考慮し、厳しい方向に動作するものとする。
- (3) 電動補機は、遮断器に接続される制御ケーブルが、火災の影響による誤信号で、当該系統の機能を考慮し、厳しい方向に起動又は停止するものとする。

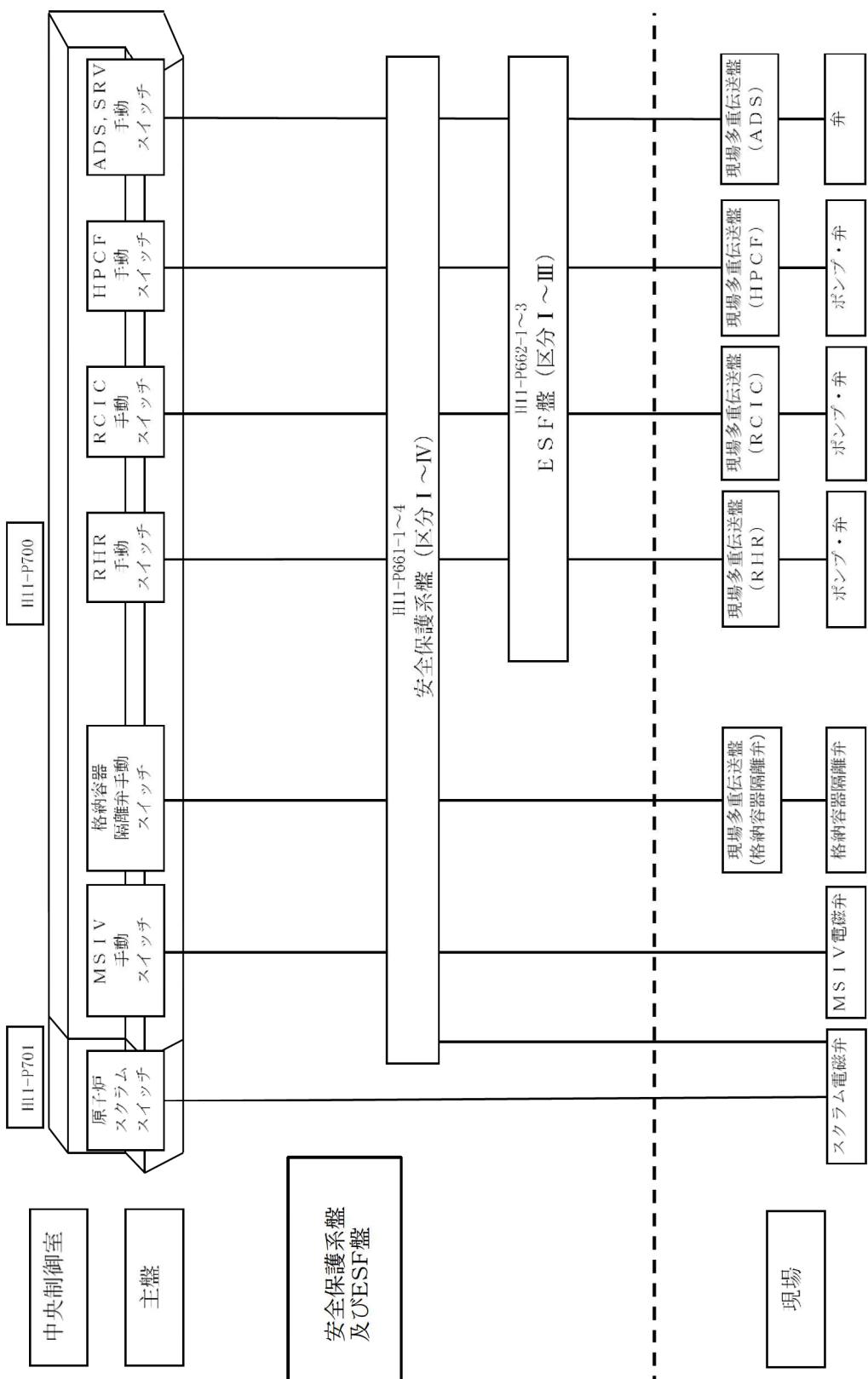
6. 火災により想定される事象の抽出

安全評価審査指針にて評価すべき具体的な事象とされる「運転時の異常な過渡変化」及び「設計基準事故」が、単一の内部火災により発生し得るかを分析した。火災により想定される事象の抽出に当たっては、全ての火災区域を対象に分析を実施し、評価対象事象を選定した。

また、内部火災影響評価において、全ての火災区域を対象に、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の安全停止（高温停止及び低温停止）が可能であることを確認している。

そこで、本評価では、原子炉の制御に重要な役割を担う中央制御室における火災を起因として、「運転時の異常な過渡変化」及び「設計基準事故」が発生した場合の評価を実施することとした（図1）。

なお、現場に敷設されているケーブルが火災の影響を受けて損傷することにより「運転時の異常な過渡変化」及び「設計基準事故」が発生することを想定した場合でも、中央制御室における火災と同様に、安全評価審査指針に基づき单一故障を想定しても原子炉の高温停止及び低温停止が達成できる。



6.1 火災を起因とした運転時の異常な過渡変化の発生

安全評価審査指針にて評価すべき具体的な事象とされる「運転時の異常な過渡変化」を表1に示す。

このうち、「原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き」及び「出力運転中の制御棒の異常な引き抜き」については、制御棒駆動系が火災の影響を受けた場合、制御棒の常駆動系が動作不能となり制御棒が引き抜かれる事はないため、单一の内部火災によって発生しない事象と整理した。また、「原子炉冷却材流量の部分喪失」については、单一の内部火災により発生する可能性はあるが、原子炉スクラムには至らない事象であるため、单一の内部火災によつて発生しない事象と整理した。

したがって、单一の内部火災を想定した場合に発生しうる「運転時の異常な過渡変化」は上記以外の事象である。

表1 火災を起因とした運転時の異常な過渡変化

運転時の異常な過渡変化	火災の影響	
(1) 炉心内の反応度又は出力分布の異常な変化		
① 原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き	—	制御棒駆動系が火災の影響を受けた場合、制御棒の常駆動系が動作不能となる。
② 出力運転中の制御棒の異常な引き抜き	—	制御棒駆動系が火災の影響を受けた場合、制御棒の常駆動系が動作不能となる。
(2) 炉心内の熱発生又は熱除去の異常な変化		
③ 原子炉冷却材流量の部分喪失	—	火災の影響による再循環ポンプの3台停止。ただし、原子炉スクラムには至らない事象。
④ 外部電源喪失	○	火災の影響による送電系、所内電源系の喪失。本事象は「⑦負荷の喪失」の評価に含まれる。
⑤ 給水加熱喪失	○	火災の影響による抽気逆止弁の誤閉。
⑥ 原子炉冷却材流量制御系の誤動作	○	火災の影響による流量制御器の誤動作。
(3) 原子炉冷却材圧力又は原子炉冷却材保有量の異常な変化		
⑦ 負荷の喪失	○	火災の影響による蒸気加減弁の誤動作。
⑧ 主蒸気隔離弁の誤閉止	○	火災の影響による主蒸気隔離弁の誤閉止。
⑨ 給水制御系の故障	○	火災の影響による原子炉給水制御系の誤動作。
⑩ 原子炉圧力制御系の故障	○	火災の影響による原子炉圧力制御系の誤動作。
⑪ 給水流量の全喪失	○	火災の影響による原子炉給水ポンプの機能喪失。

○：評価対象とする事象、—：評価対象外とする事象

6.2 火災を起因とした設計基準事故の発生

安全評価審査指針にて評価すべき具体的な事象とされる「設計基準事故」を表2に示す。

このうち、「原子炉冷却材ポンプの軸固着」、「制御棒落下」、「放射性気体廃棄物処理施設の破損」、「主蒸気管破断」及び「燃料集合体の落下」については、機械的な損傷に伴い発生する事象であるため、原子炉施設の火災を想定しても発生する可能性はない。

また、「原子炉冷却材喪失」については、単一の内部火災により原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する格納容器内側・外側隔離弁が同時に開となる可能性はないこと、及び単一の内部火災により逃がし安全弁が誤開する可能性はあるが中央制御室に常駐している運転員が誤開した逃がし安全弁を速やかに閉止することが可能であることから、単一の内部火災によって発生しない事象と整理した。

したがって、単一の内部火災を想定した場合に発生しうる「設計基準事故」は「原子炉冷却材流量の喪失」のみである。

表2 火災を起因とした設計基準事故

設計基準事故	火災の影響	
(1) 原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化		
① 原子炉冷却材喪失	—	原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する格納容器内側・外側隔離弁が火災の影響により同時に開となる可能性はない。また、逃がし安全弁が火災の影響により誤開する可能性があるが、中央制御室に常駐している運転員が誤開した逃がし安全弁を速やかに閉止することが可能である。そのため、本事象は火災により発生しない。
② 原子炉冷却材流量の喪失	○	火災による再循環ポンプトリップ回路の誤動作
③ 原子炉冷却材ポンプの軸固着	—	再循環ポンプの回転軸は火災の影響により機械的に固着しないため、本事象は発生しない。
(2) 反応度の異常な投入又は原子炉出力の急激な変化		
④ 制御棒落下	—	制御棒駆動機構は火災の影響により機械的に損傷しないため、本事象は発生しない。
(3) 環境への放射性物質の異常な放出		
⑤ 放射性気体廃棄物処理施設の破損	—	気体廃棄物処理施設は火災の影響により機械的に損傷しないため、本事象は発生しない。
⑥ 主蒸気管破断	—	主蒸気管は火災の影響により機械的に損傷しないため、本事象は発生しない。
⑦ 燃料集合体の落下	—	燃料取扱い装置は火災の影響により機械的に損傷しないため、本事象は発生しない。
⑧ 原子炉冷却材喪失	—	①と同じ
⑨ 制御棒落下	—	④と同じ
(4) 原子炉格納容器内圧力、雰囲気等の異常な変化		
⑩ 原子炉冷却材喪失	—	①と同じ
⑪ 可燃性ガスの発生	—	①と同じ

○：評価対象とする事象、—：評価対象外とする事象

7. 抽出された事象の单一故障評価

6. 項で抽出された事象に加えて、事象収束に必要な系統、機器（以下「対処系」という。）について、安全評価指針に基づく評価と同様に、解析の結果を最も厳しくする单一故障を想定する。

7.1 火災を起因とした「運転時の異常な過渡変化」における单一故障評価

7.1.1 給水加熱喪失

(1) 事象の概要

「給水加熱喪失」は、原子炉の出力運転中に給水加熱器への蒸気流量が喪失して、給水温度が徐々に低下し、炉心入口サブクーリングが増加して原子炉出力が上昇する事象である（図2）。

(2) 事象発生に至る火災想定

本事象は、抽気逆止弁に関する制御盤、制御ケーブル等が单一の内部火災による影響を受けると発生する可能性がある。

本評価では、中央制御室に設置されている次の盤が单一の内部火災により影響を受けることでインターロックが誤動作し、抽気逆止弁の自動閉となることを想定する。

- ・H11-P687 タービン系計装制御盤（中央制御室上部）

(3) 単一故障を想定した事象の収束

本事象発生時に對処するために必要な系統、機器のうち、解析の結果を最も厳しくするのは安全保護系（中性子束高スクラム（熱流束相当））の单一故障である。

このことを踏まえ、本事象の収束について確認した結果、本事象の発生に至るタービン系計装制御盤と、安全保護系盤は分離して設置されており（図3）、火災の影響を受けないことから、安全保護系の单一故障を考慮しても、他の安全保護系にて原子炉は自動停止する。また、高温停止及び低温停止に必要な対処系の制御盤は火災の影響を受けないことから、原子炉は低温停止状態に移行することができる。

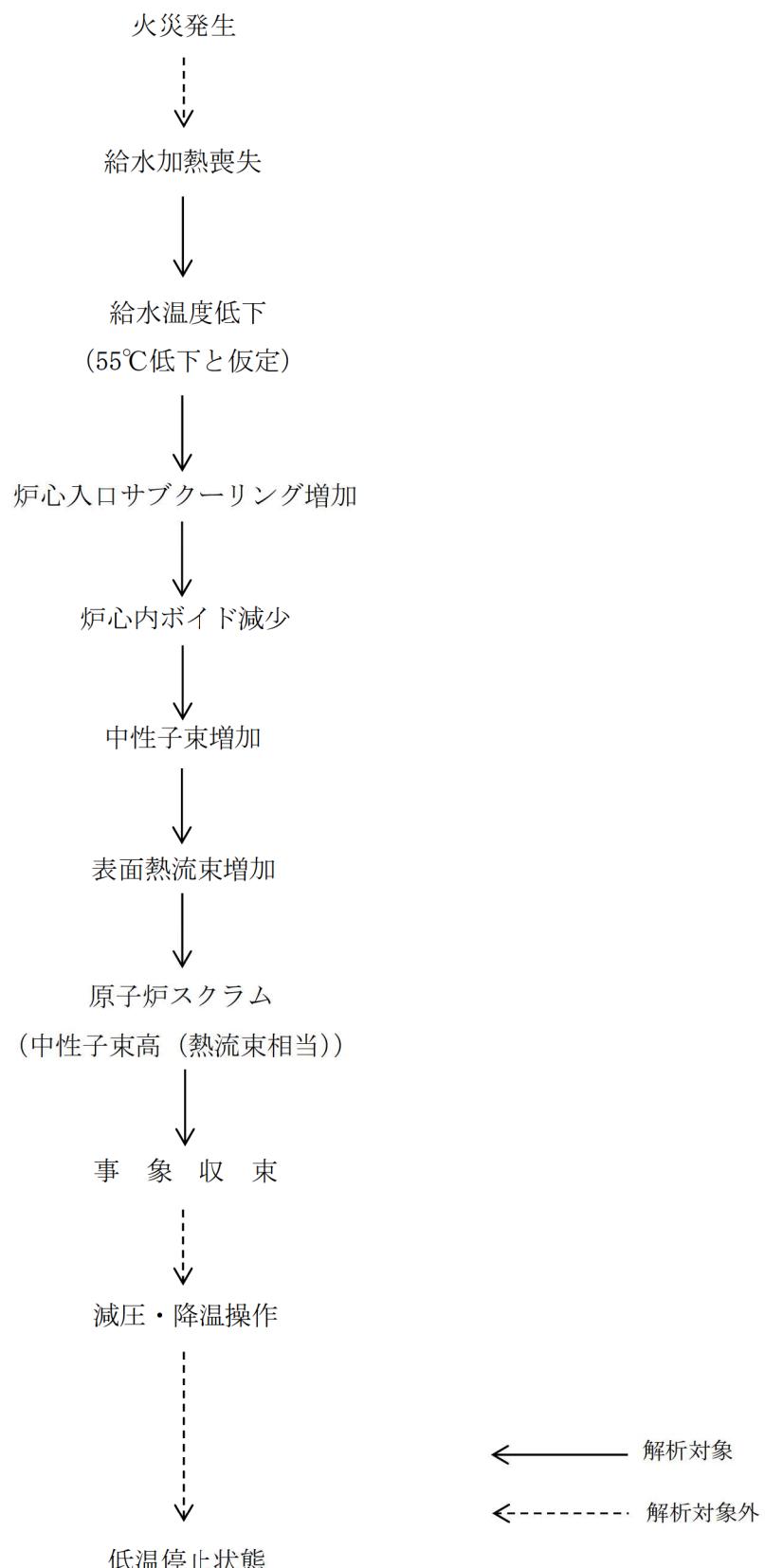


図2 「給水加熱喪失」の事象過程

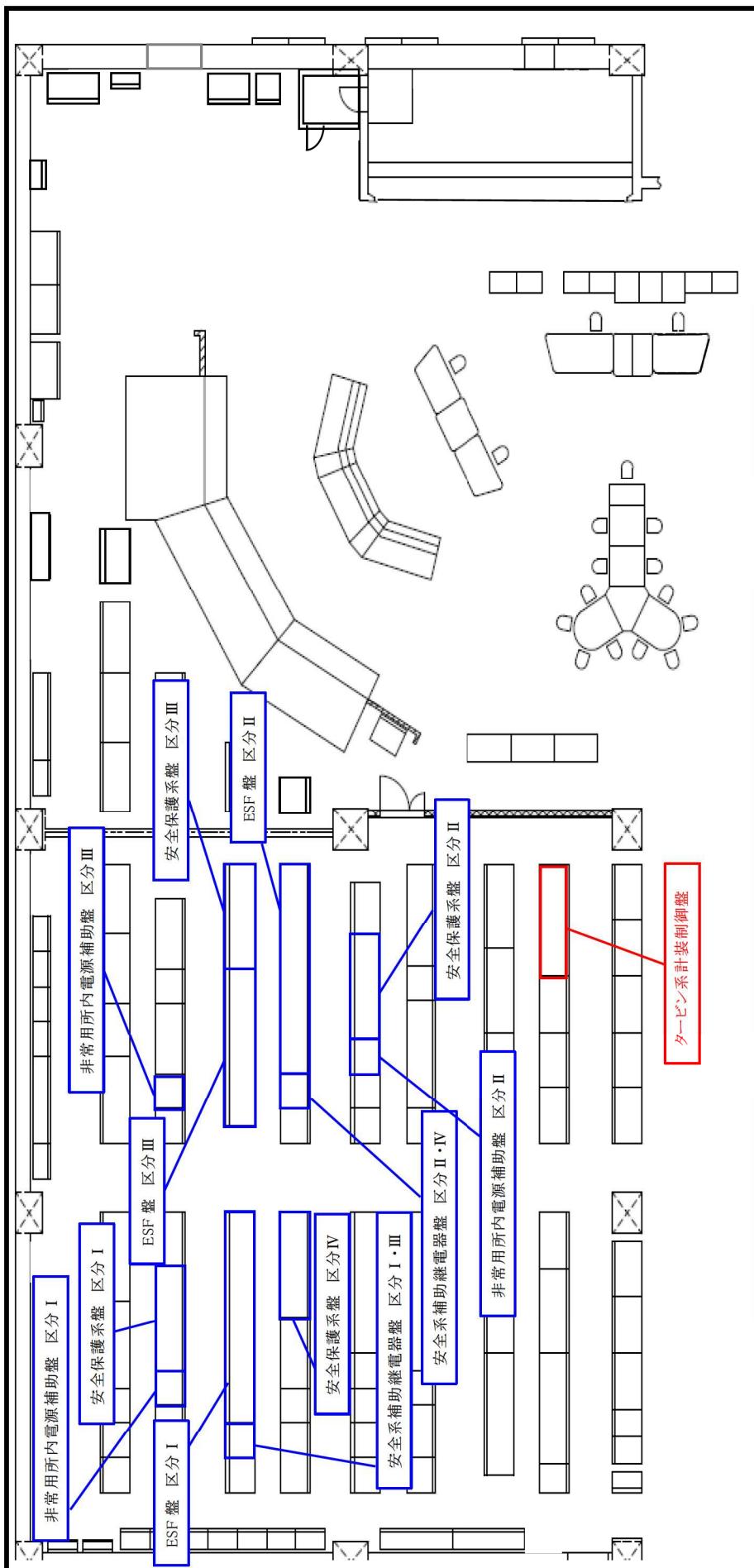


図3 6号機中央制御室（上部）

7.1.2 原子炉冷却材流量制御系の誤動作

(1) 事象の概要

「原子炉冷却材流量制御系の誤動作」は、原子炉の出力運転中に、原子炉冷却材の再循環流量制御系の故障により、炉心流量が増加し、原子炉出力が上昇する事象である（図4）。

(2) 事象発生に至る火災想定

本事象は、原子炉再循環流量制御系に関する制御盤、制御ケーブル等が单一の内部火災による影響を受けると発生する可能性がある。

本評価では、中央制御室に設置されている次の盤が单一の内部火災により影響を受けることで制御系の故障により、炉心流量が増加することを想定する。

- H11-P612-2 原子炉再循環流量制御系盤（中央制御室上部）

(3) 単一故障を想定した事象の収束

本事象発生時に對処するために必要な系統、機器のうち、解析の結果を最も厳しくするのは安全保護系（中性子束高スクラム）の単一故障である。

このことを踏まえ、本事象の収束について確認した結果、本事象の発生に至る原子炉再循環流量制御系盤と、安全保護系盤は分離して設置されており（図5）、火災の影響を受けないことから、安全保護系の単一故障を考慮しても、他の安全保護系にて原子炉は自動停止する。また、高温停止及び低温停止に必要な対処系の制御盤は火災の影響を受けないことから、原子炉は低温停止状態に移行することができる。

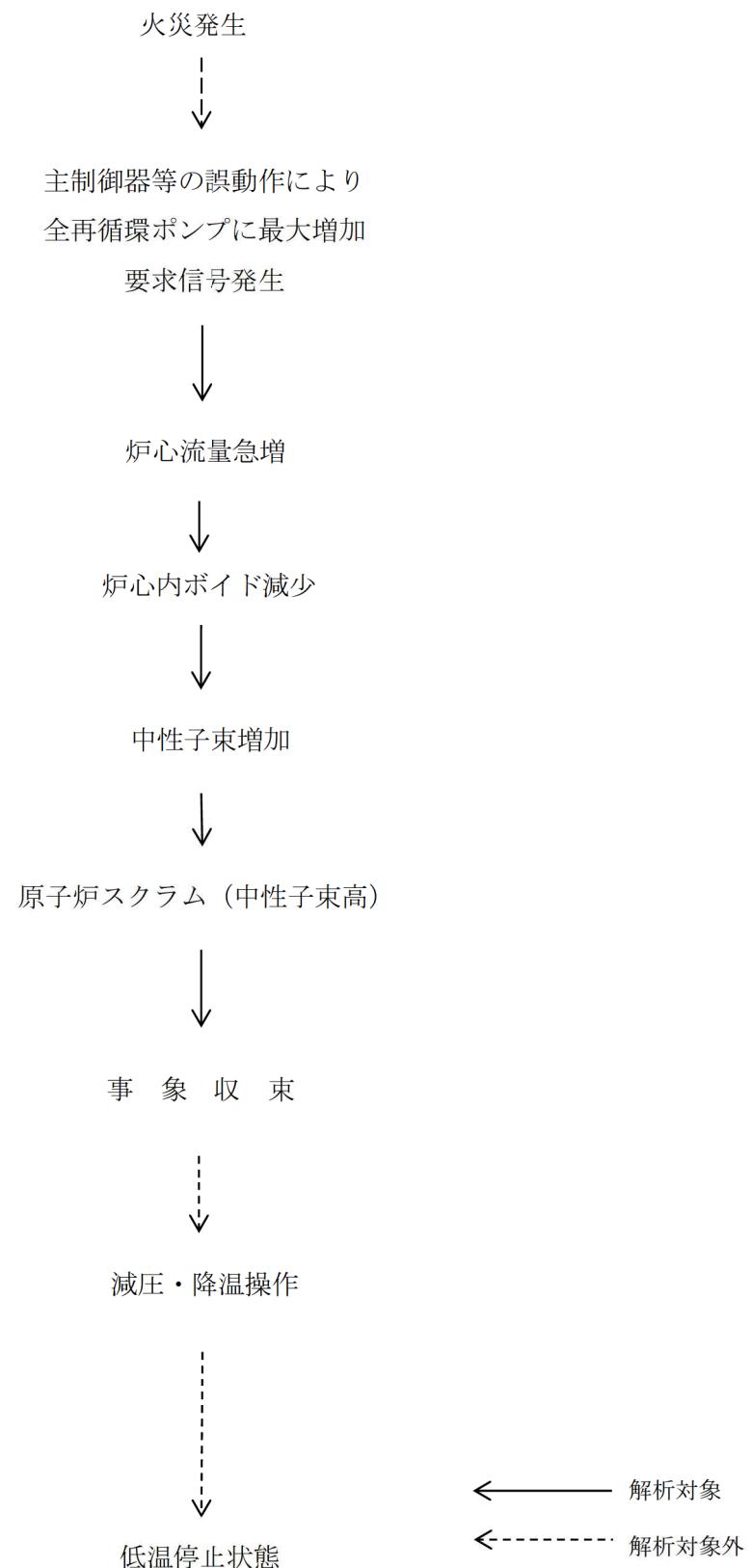


図4 「原子炉冷却材流量制御系の誤動作」の事象過程

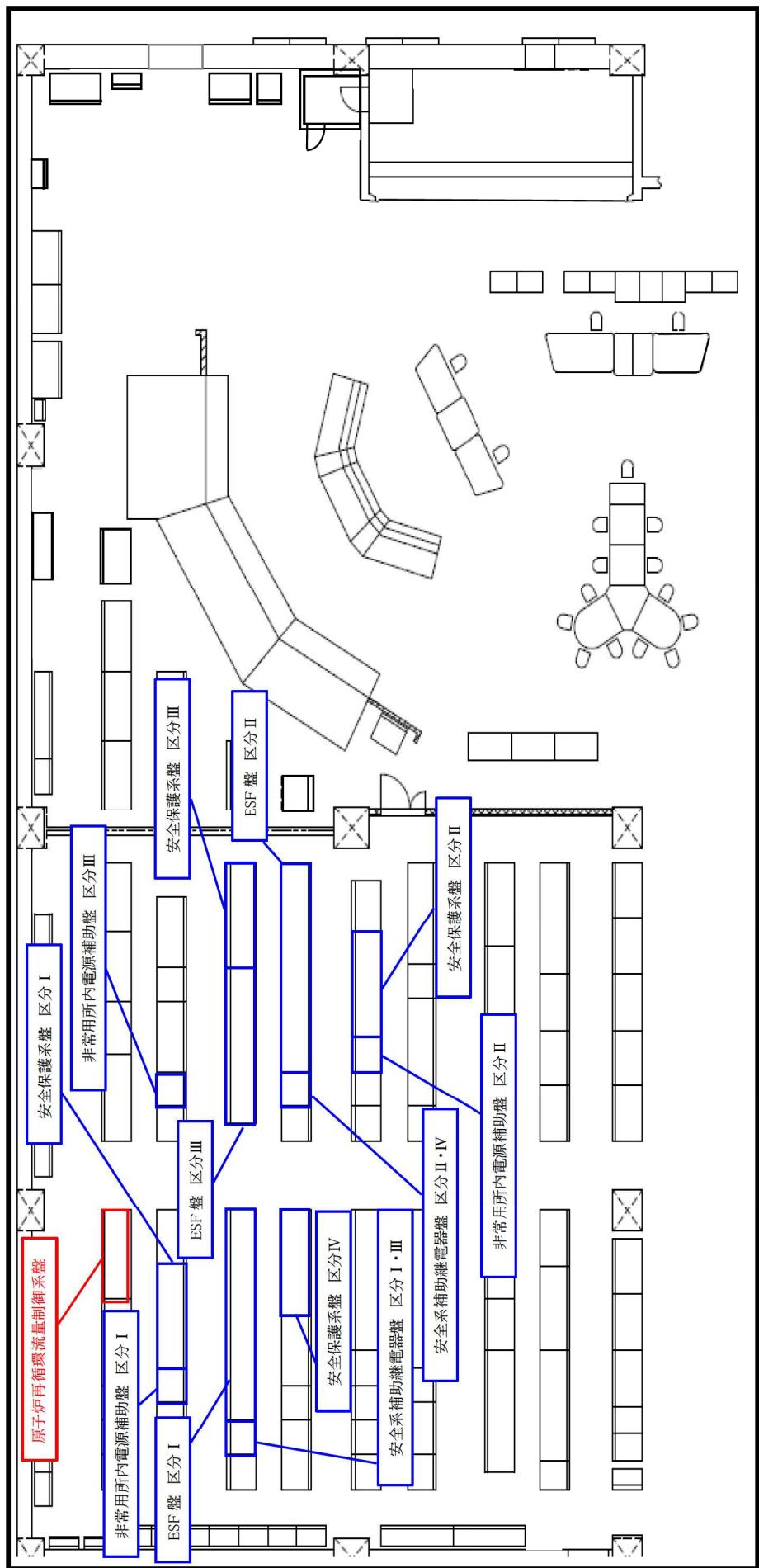


図 5 6号機中央制御室（上部）

7.1.3 負荷の喪失

(1) 事象の概要

「負荷の喪失」は、原子炉の出力運転中に、送電系統の故障等により、発電機負荷遮断が生じ、蒸気加減弁が急速に閉止し、原子炉出力が上昇する事象である（図6図）。

(2) 事象発生に至る火災想定

本事象は、タービン制御系に関する制御盤、制御ケーブル等が单一の内部火災による影響を受けると発生する可能性がある。

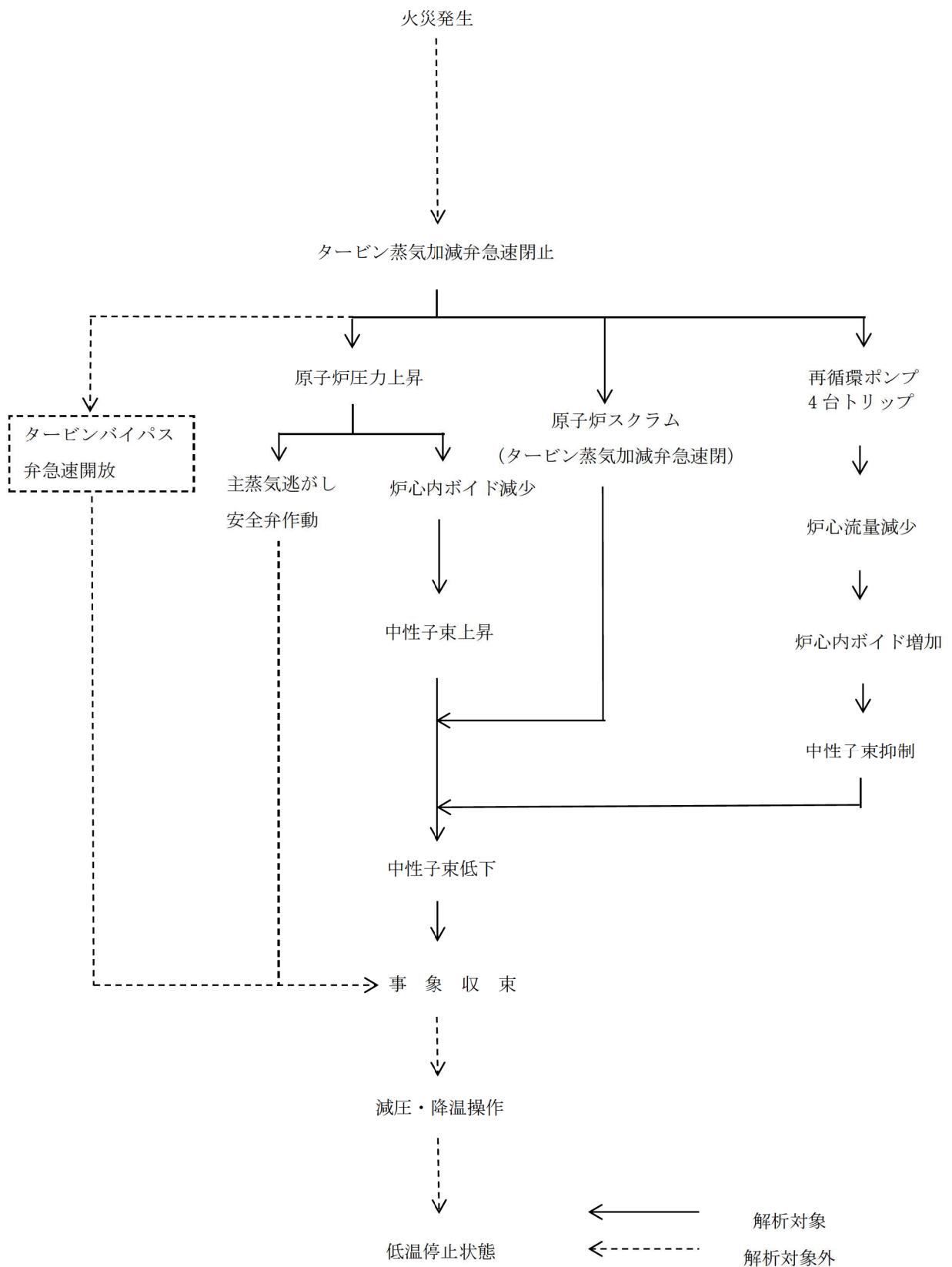
本評価では、中央制御室に設置されている次の盤が单一の内部火災により影響を受けることでインターロックが誤動作し、蒸気加減弁が急速に閉止することを想定する。

- H12-P685 主タービンEHC盤（中央制御室下部）

(3) 単一故障を想定した事象の収束

本事象発生時に對処するために必要な系統、機器のうち、解析の結果を最も厳しくする单一故障の想定は安全保護系（蒸気加減弁急速閉スクラム）の单一故障である。

このことを踏まえ。本事象の収束について確認した結果、本事象の発生に至る主タービンEHC盤と、安全保護系盤は分離して設置されており（図7-1、図7-2）、火災の影響を受けないことから、安全保護系の单一故障を考慮しても、他の安全保護系にて原子炉は自動停止する。また、高温停止及び低温停止に必要な対処系の制御盤は火災の影響を受けないことから、原子炉は低温停止状態に移行することができる。



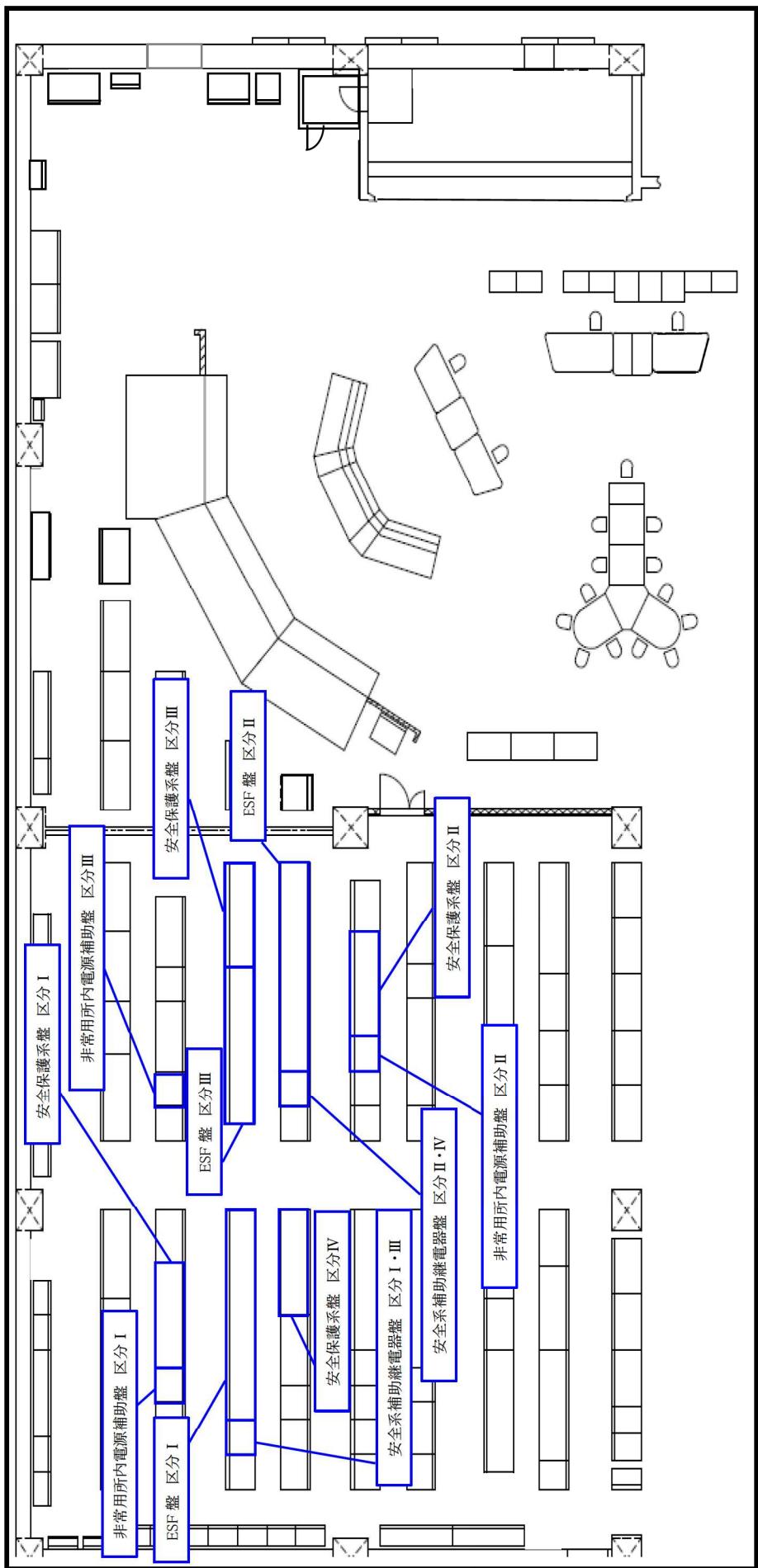


図 7-1 6号機中央制御室(上部)

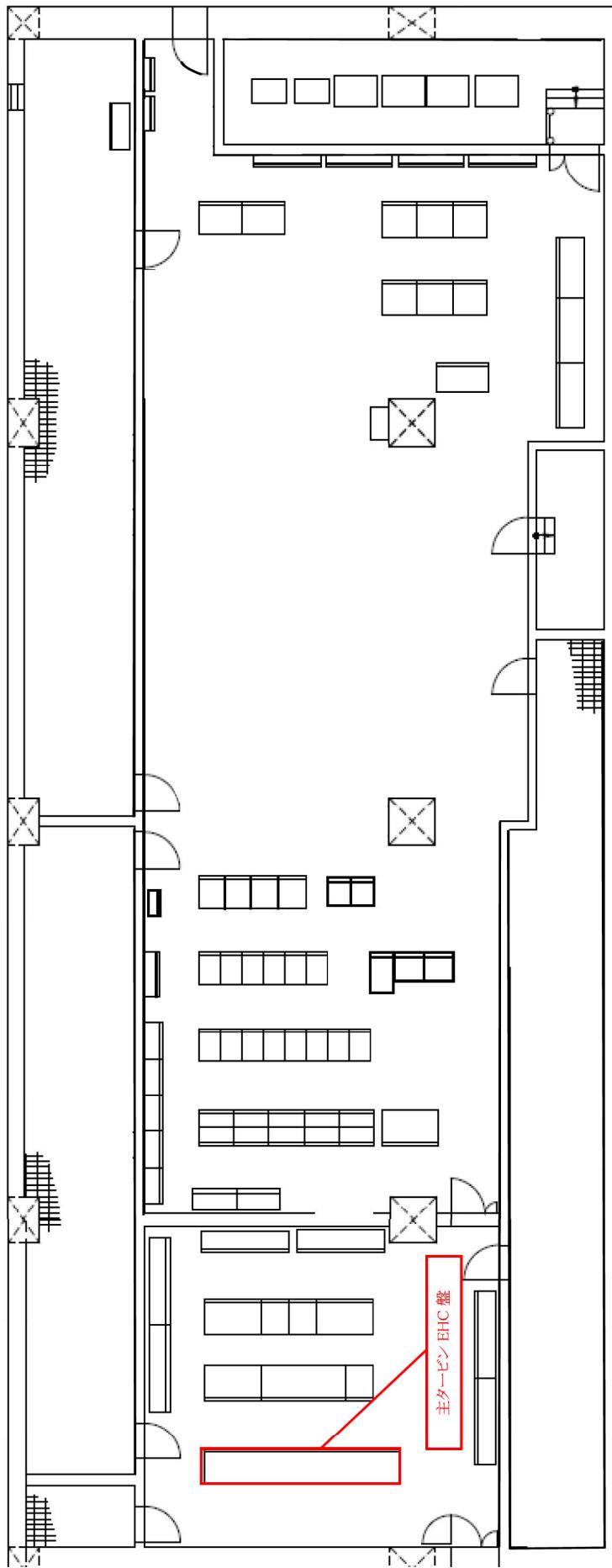


図 7-2 6号機中央制御室(下部)

7.1.4 主蒸気隔離弁の誤閉止

(1) 事象の概要

「主蒸気隔離弁の誤閉止」は、「原子炉の出力運転中に、原子炉水位異常低下等の誤信号により主蒸気隔離弁が閉止し、原子炉出力が上昇する事象である（図8）。

(2) 事象発生に至る火災想定

本事象は、主蒸気隔離弁に関する制御盤、制御ケーブル等が单一の内部火災による影響を受けると発生する可能性がある。

本評価では、中央制御室に設置されている次の盤が单一の内部火災により影響を受けることでインターロックが誤動作し、主蒸気隔離弁が閉止することを想定する。

- ・ H11-P831-1 M S I V LD盤（外側A・B）（中央制御室上部）
- ・ H11-P831-2 M S I V LD盤（外側C・D）（中央制御室上部）
- ・ H11-P831-3 M S I V LD盤（内側A・B）（中央制御室上部）
- ・ H11-P831-4 M S I V LD盤（内側C・D）（中央制御室上部）

(3) 単一故障を想定した事象の収束

本事象発生時に対処するために必要な系統、機器のうち、解析の結果を最も厳しくするのは安全保護系（主蒸気隔離弁閉スクラム）の単一故障である。

このことを踏まえ、本事象の収束について確認した結果、本事象の発生に至るM S I V LD盤と安全保護系盤は分離されており（図9）、火災の影響を受けないことから、安全保護系の単一故障を考慮しても、他の安全保護系にて原子炉は自動停止する。また、高温停止及び低温停止に必要な対処系の制御盤は火災の影響を受けないことから、原子炉は低温停止状態に移行することができる。

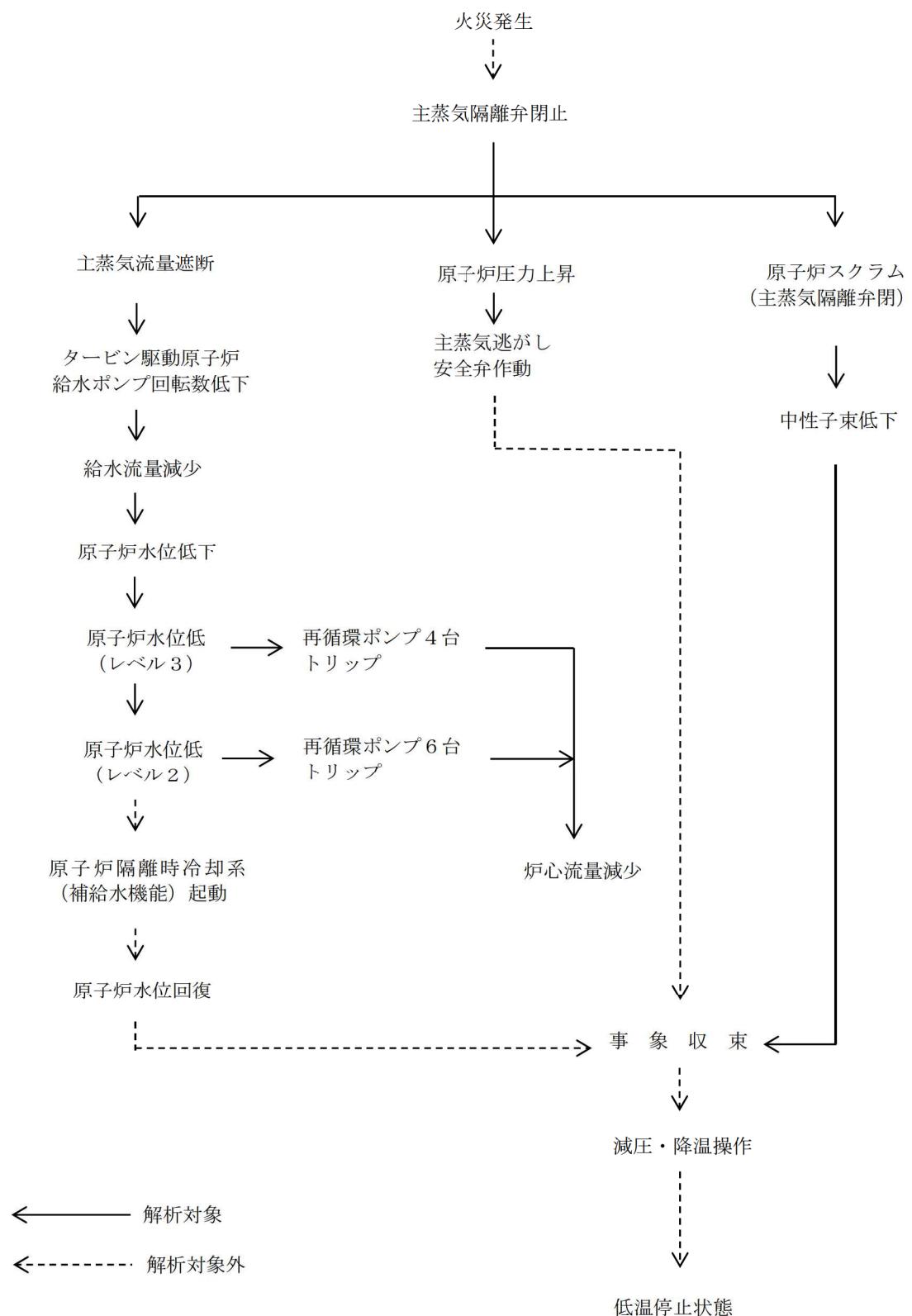


図8 「主蒸気隔離弁の誤閉止」の事象過程

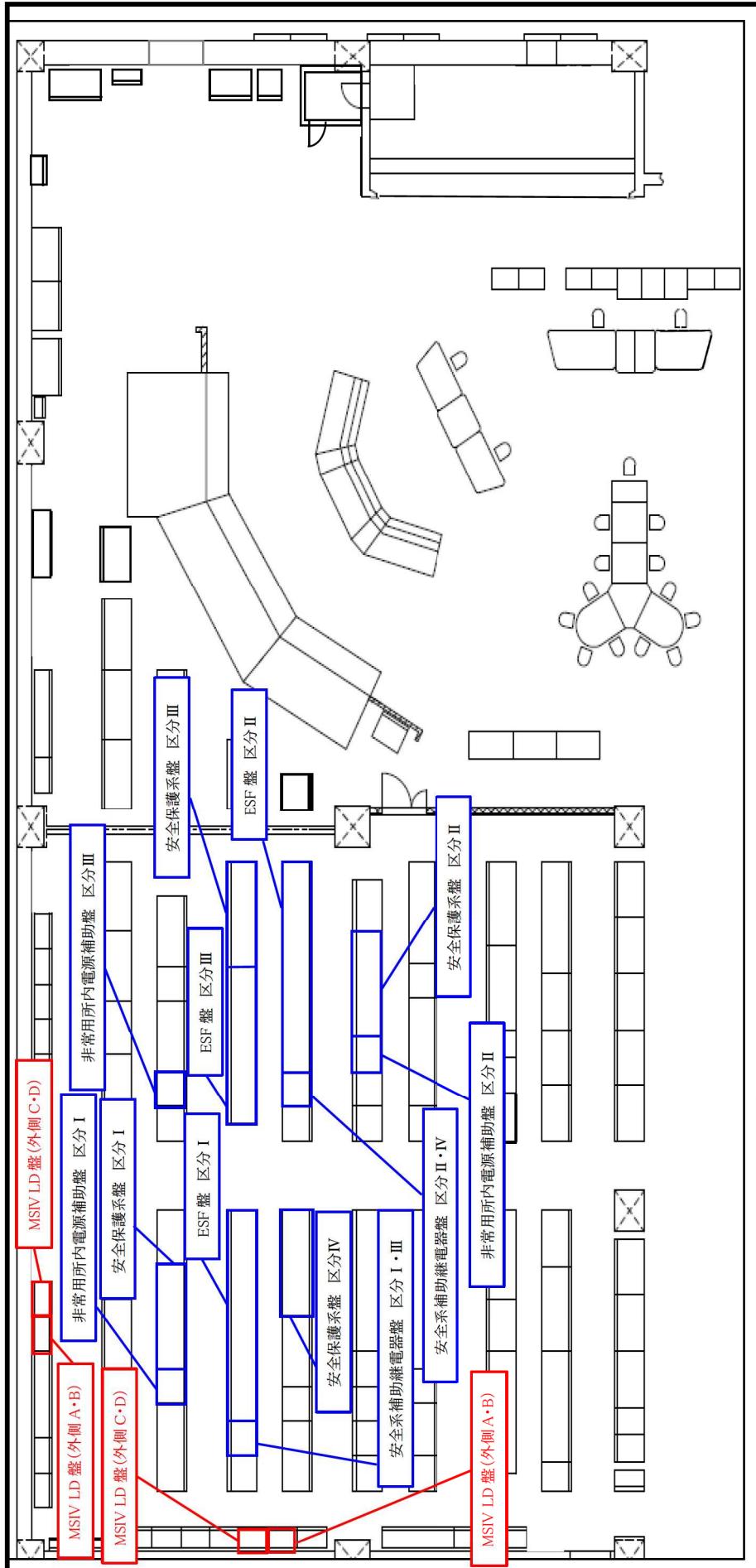


図9 6号機中央制御室(上部)

7.1.5 給水制御系の故障

(1) 事象の概要

「給水制御系の故障」は、原子炉の出力運転中に、給水制御系の誤動作により給水流量が急激に増加し、炉心入口サブクーリングが増加して、原子炉出力が上昇する事象である(図10)。

(2) 事象発生に至る火災想定

本事象は、原子炉給水制御系に関する制御盤、制御ケーブル等が单一の内部火災による影響を受けると発生する可能性がある。

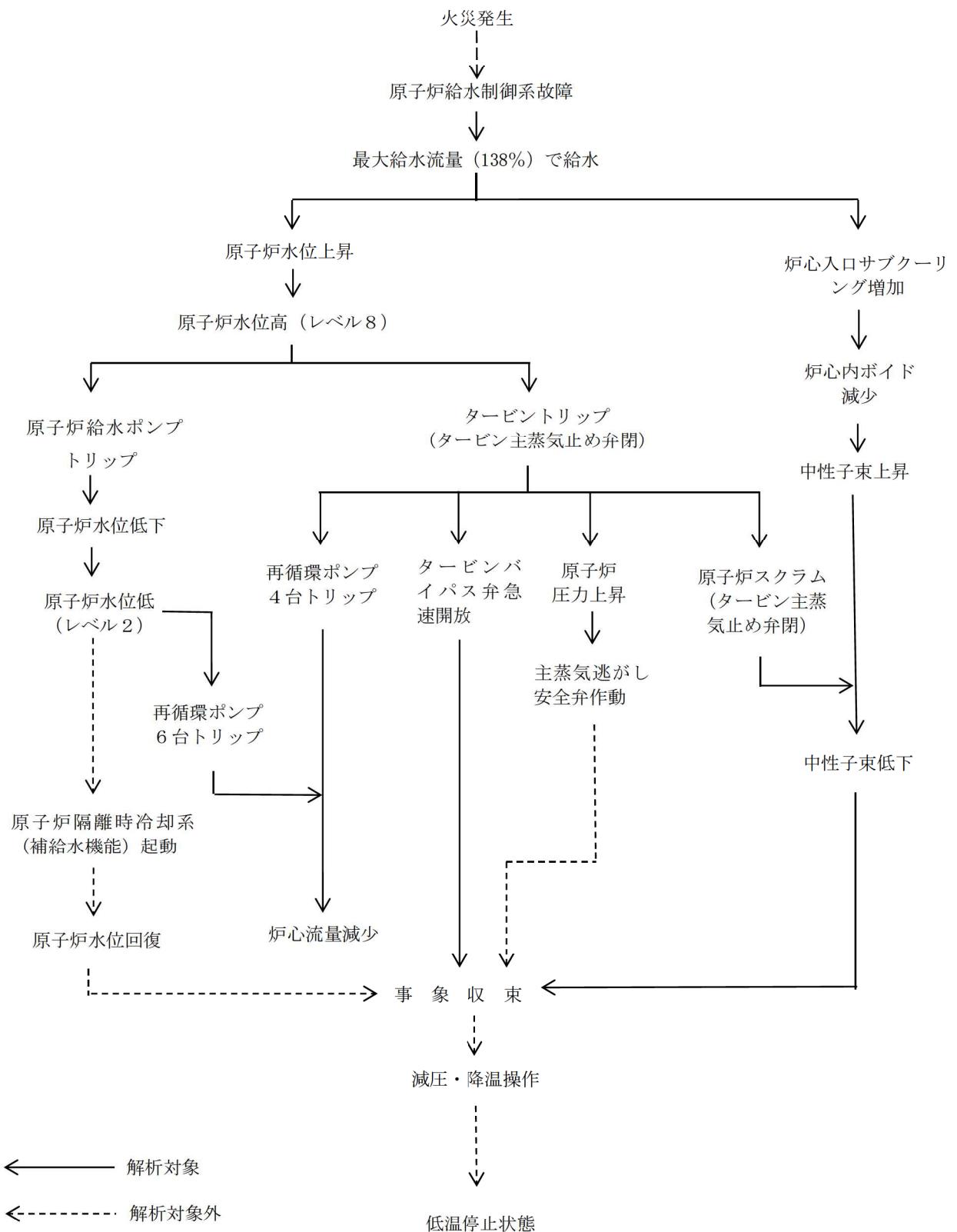
本評価では、中央制御室に設置されている次の盤が单一の内部火災により影響を受けることで制御系の故障により、給水流量が急激に増加することを想定する。

- H11-P612-1 原子炉給水制御盤（中央制御室上部）
- H11-P612-3 RFP-T (A) 制御盤（中央制御室下部）
- H11-P612-4 RFP-T (B) 制御盤（中央制御室下部）

(3) 単一故障を想定した事象の収束

本事象発生時に對処するために必要な系統、機器のうち、解析の結果を最も厳しくする单一故障の想定は安全保護系（主蒸気止め弁閉スクラム）の单一故障である。

このことを踏まえ、本事象の収束について確認した結果、本事象の発生に至る原子炉給水制御盤及びRFP-T (A) 制御盤及びRFP-T (B) 制御盤と、安全保護系盤は分離して設置されており(図11-1、図11-2)、火災の影響を受けないことから、安全保護系の单一故障を考慮しても、他の安全保護系にて原子炉は自動停止する。また、高温停止及び低温停止に必要な対処系の制御盤は火災の影響を受けないことから、原子炉は低温停止状態に移行することができる。



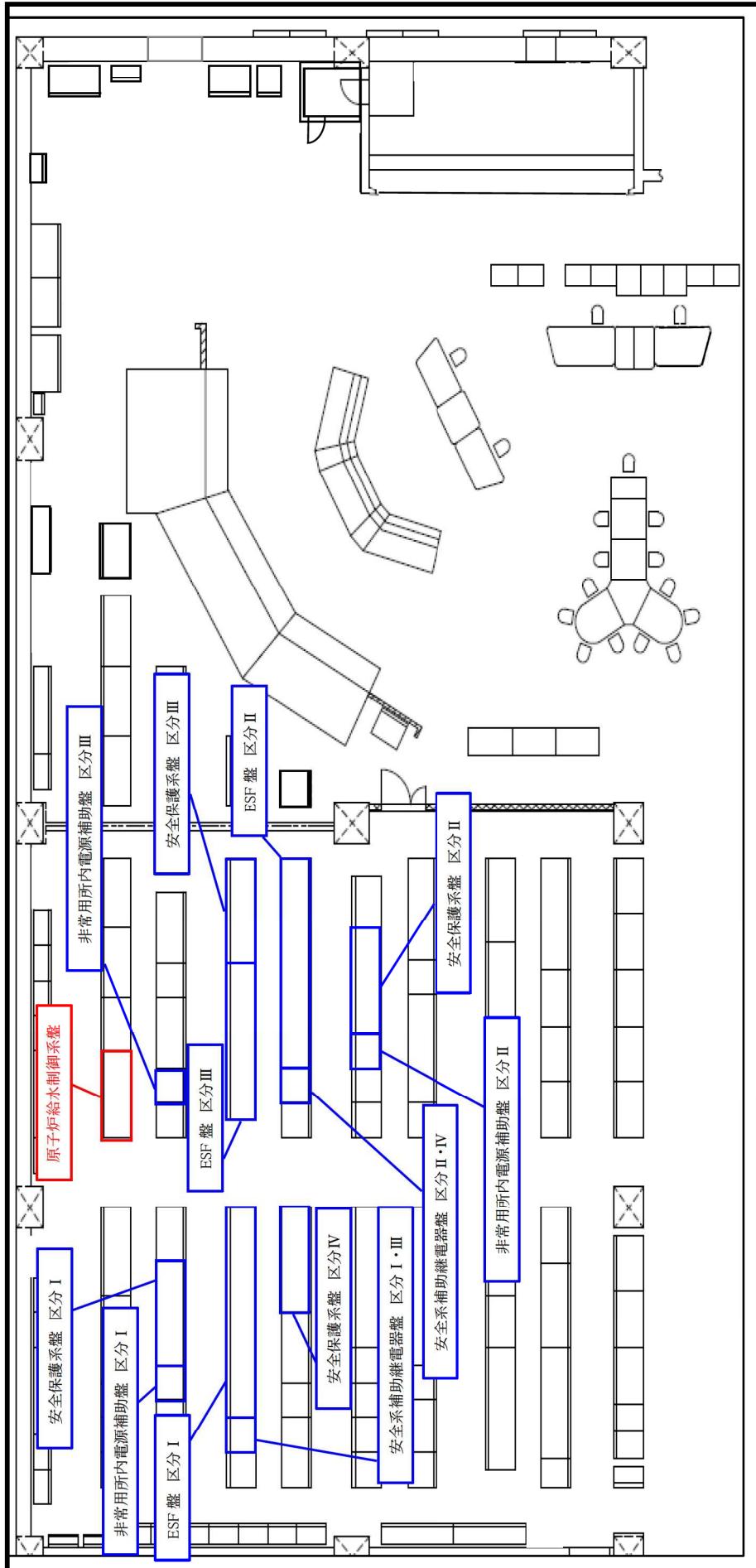


図 11-1 6号機中央制御室(上部)

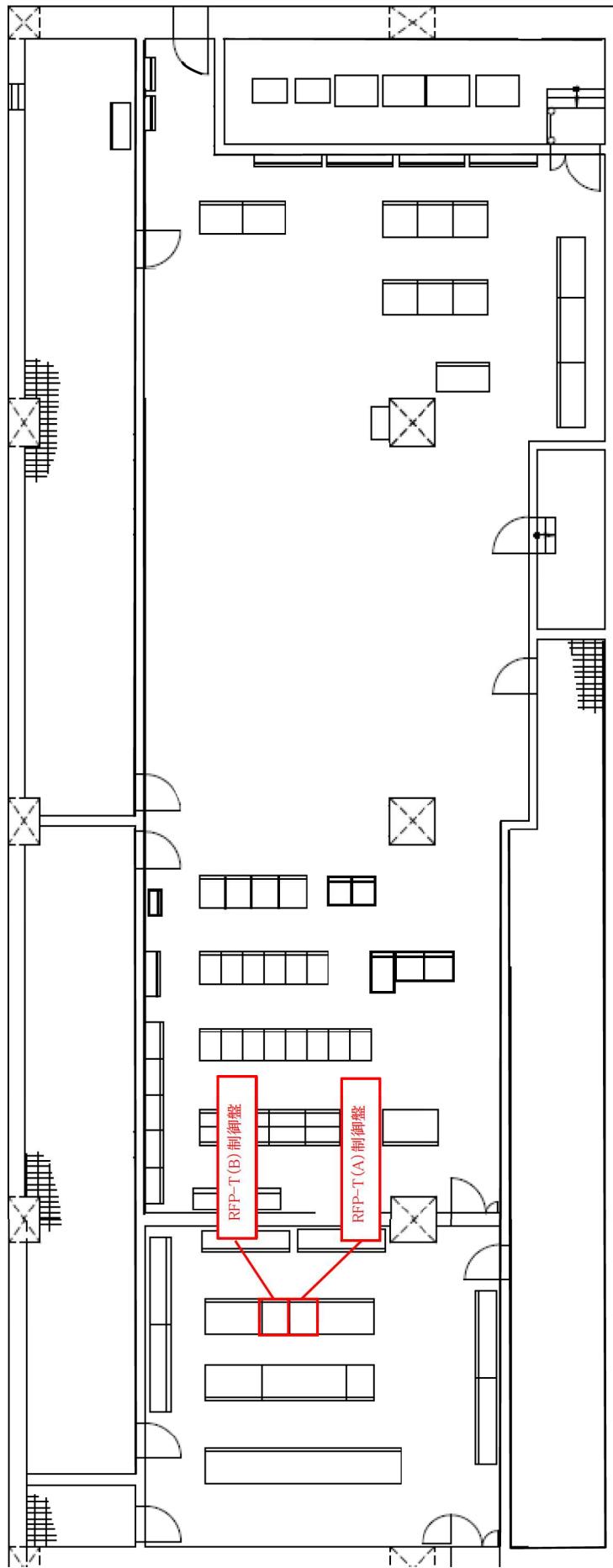


図 11-2 6号機中央制御室（下部）

7.1.6 圧力制御系の故障

(1) 事象の概要

「圧力制御系の故障」は、原子炉の出力運転中に、圧力制御系の誤動作により主蒸気流量が変化する事象である（図12）。

(2) 事象発生に至る火災想定

本事象は、圧力制御系に関する制御盤、制御ケーブル等が单一の内部火災により影響を受けると発生する可能性がある。

本評価では、中央制御室に設置されている次の盤が单一の内部火災により影響を受けることで制御系の故障により、主蒸気流量が増加することを想定する。

- H12-P685 主タービンEHC盤（中央制御室下部）

(3) 単一故障を想定した事象の収束

本事象発生時に對処するために必要な系統、機器のうち、解析の結果を最も厳しくするのは安全保護系（主蒸気隔離弁閉スクラム）の単一故障である。

このことを踏まえ、本事象の収束について確認した結果、本事象の発生に至る主タービンEHC盤と、安全保護系盤は分離して設置されており（図13-1、図13-2）、火災の影響を受けないことから、安全保護系の単一故障を考慮しても、他の安全保護系にて原子炉は自動停止する。また、高温停止及び低温停止に必要な対処系の制御盤は火災の影響を受けないことから、原子炉は低温停止状態に移行することができる。

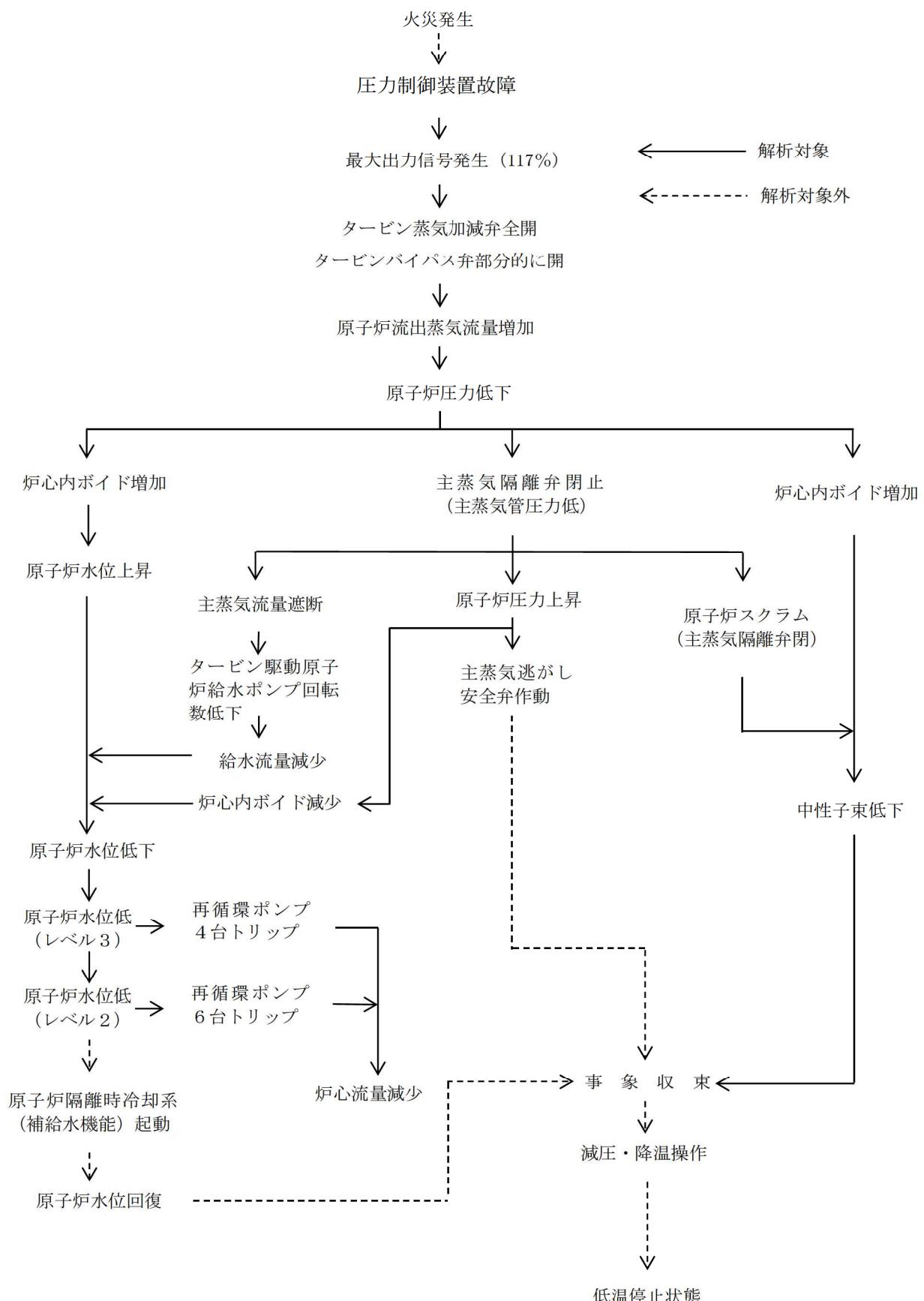


図 12 「圧力制御系の故障」の事象

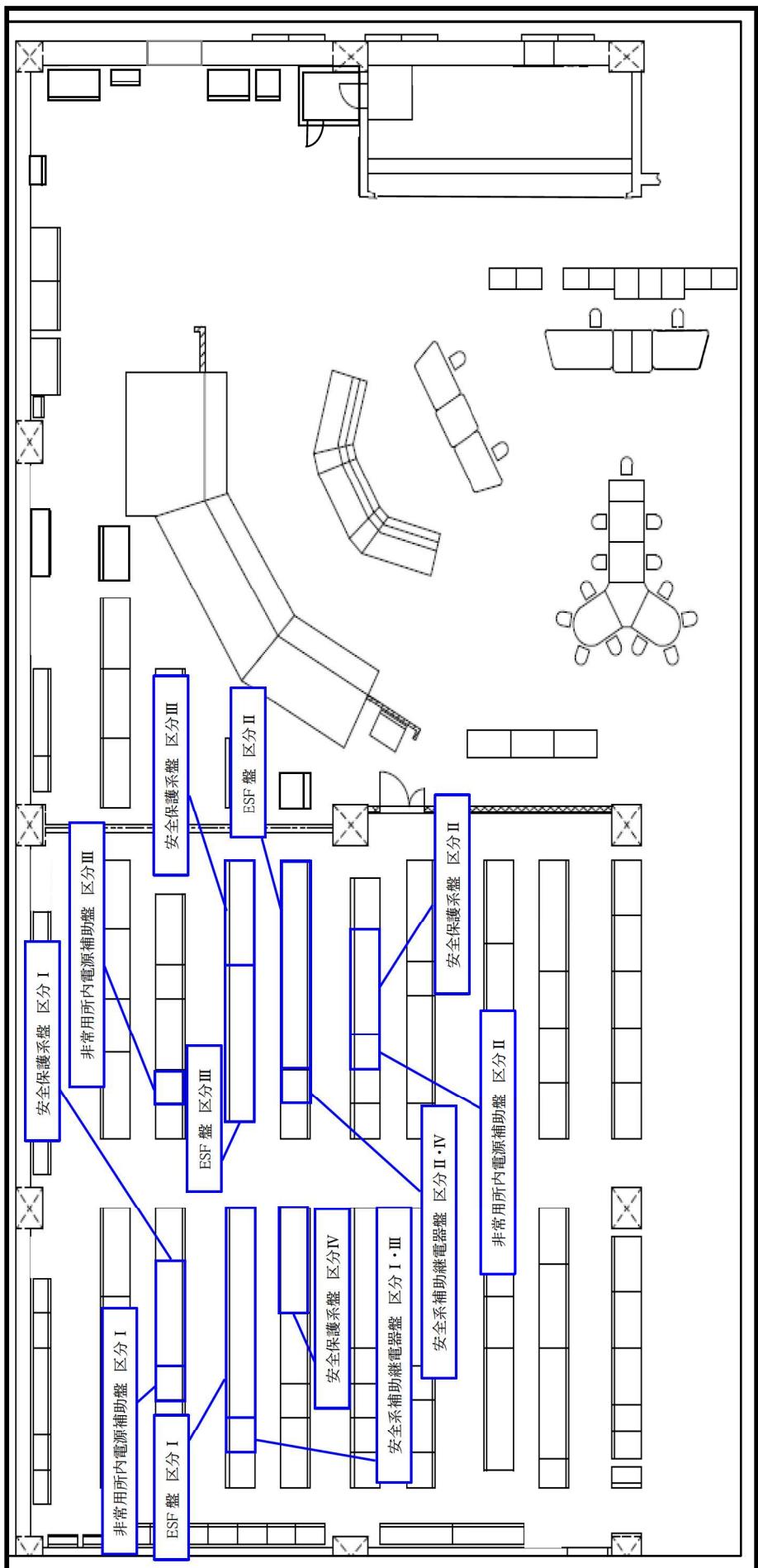


図 13-1 6号機中央制御室(上部)

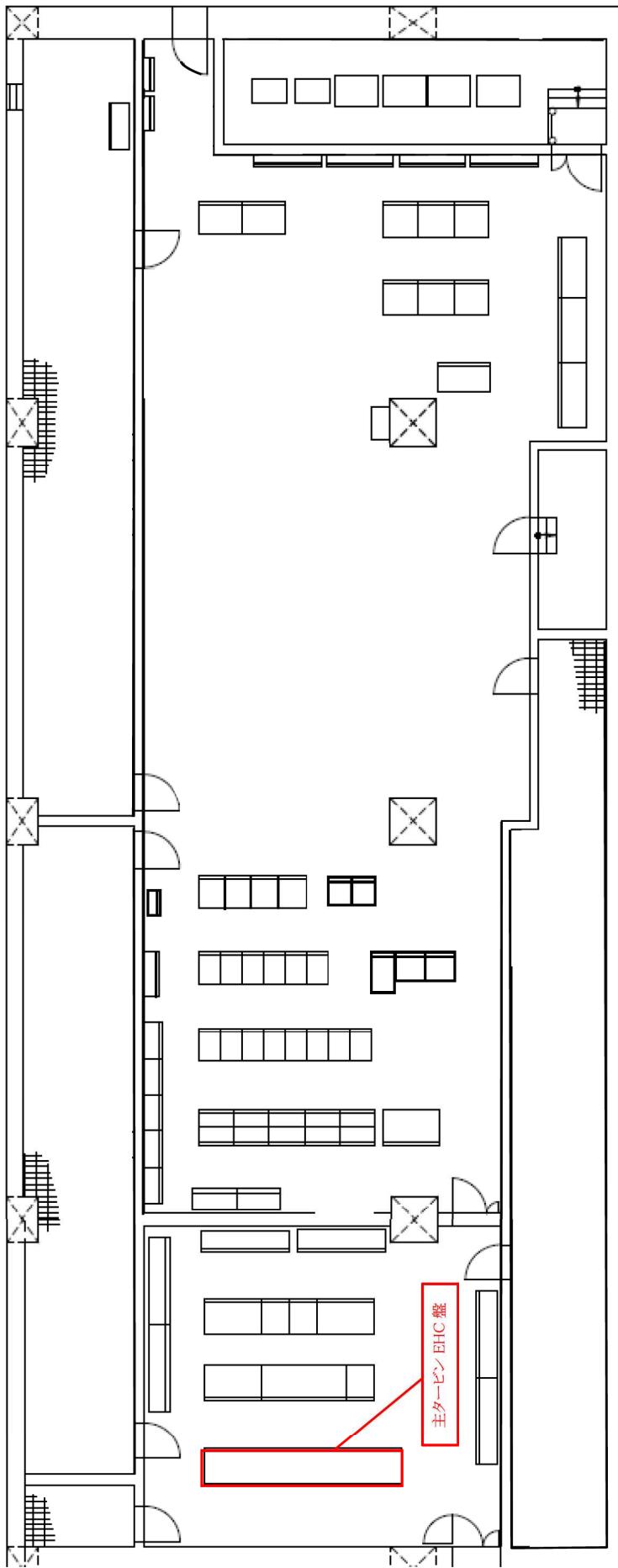


図 13-2 6号機中央制御室(下部)

7.1.7 納水流量の全喪失

(1) 事象の概要

「給水流量の全喪失」は、原子炉の出力運転中に、給水制御器の故障又は給水ポンプのトリップにより、部分的な給水流量の減少又は全給水流量の喪失が起こり原子炉水位が低下する事象である（図14）。

(2) 事象発生に至る火災想定

本事象は、給水制御系に関する制御盤、制御ケーブル等が单一の内部火災による影響を受けると発生する可能性がある。

本評価では、中央制御室に設置されている次の制御盤が单一の内部火災により影響を受けることで制御系の故障により、全給水ポンプがトリップすることを想定する。

- H11-P612-1 原子炉給水制御盤（中央制御室上部）
- H11-P612-3 RFP-T (A) 制御盤（中央制御室下部）
- H11-P612-4 RFP-T (B) 制御盤（中央制御室下部）

(3) 単一故障を想定した事象の収束

本事象発生時に対処するために必要な系統、機器のうち、解析の結果を最も厳しくするのは安全保護系（原子炉水位低（レベル3）スクラム）の単一故障である。

このことを踏まえ、本事象の収束について確認した結果、本事象の発生に至る原子炉給水制御盤及びRFP-T (A) 制御盤及びRFP-T (B) 制御盤と、安全保護系盤は分離して設置されており（図15-1、図15-2）、火災の影響を受けないことから、安全保護系の単一故障を考慮しても、他の安全保護系にて原子炉は自動停止する。また、高温停止及び低温停止に必要な対処系の制御盤は火災の影響を受けないことから、原子炉は低温停止状態に移行することができる。

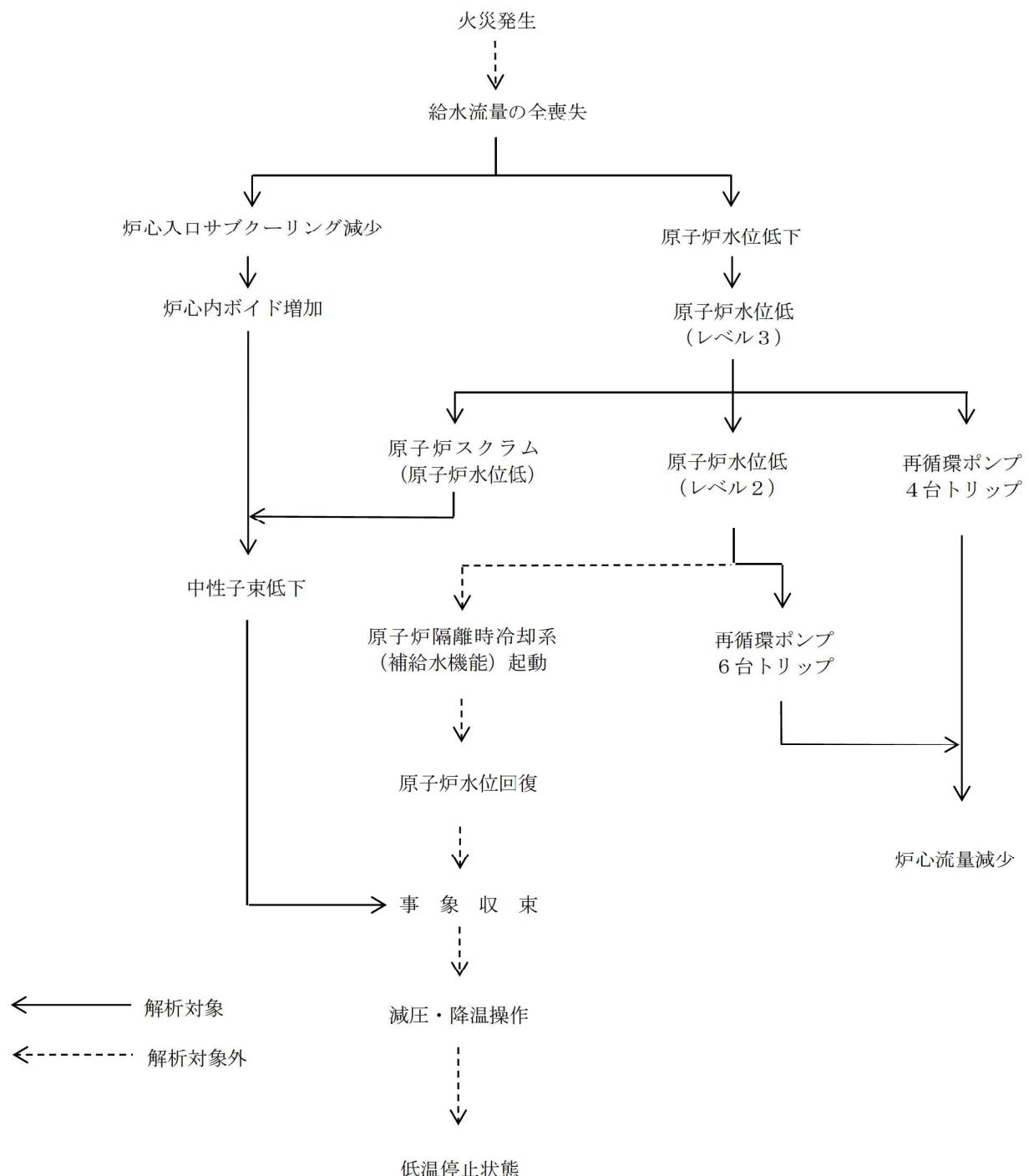


図 14 「給水流量の全喪失」の事象過程

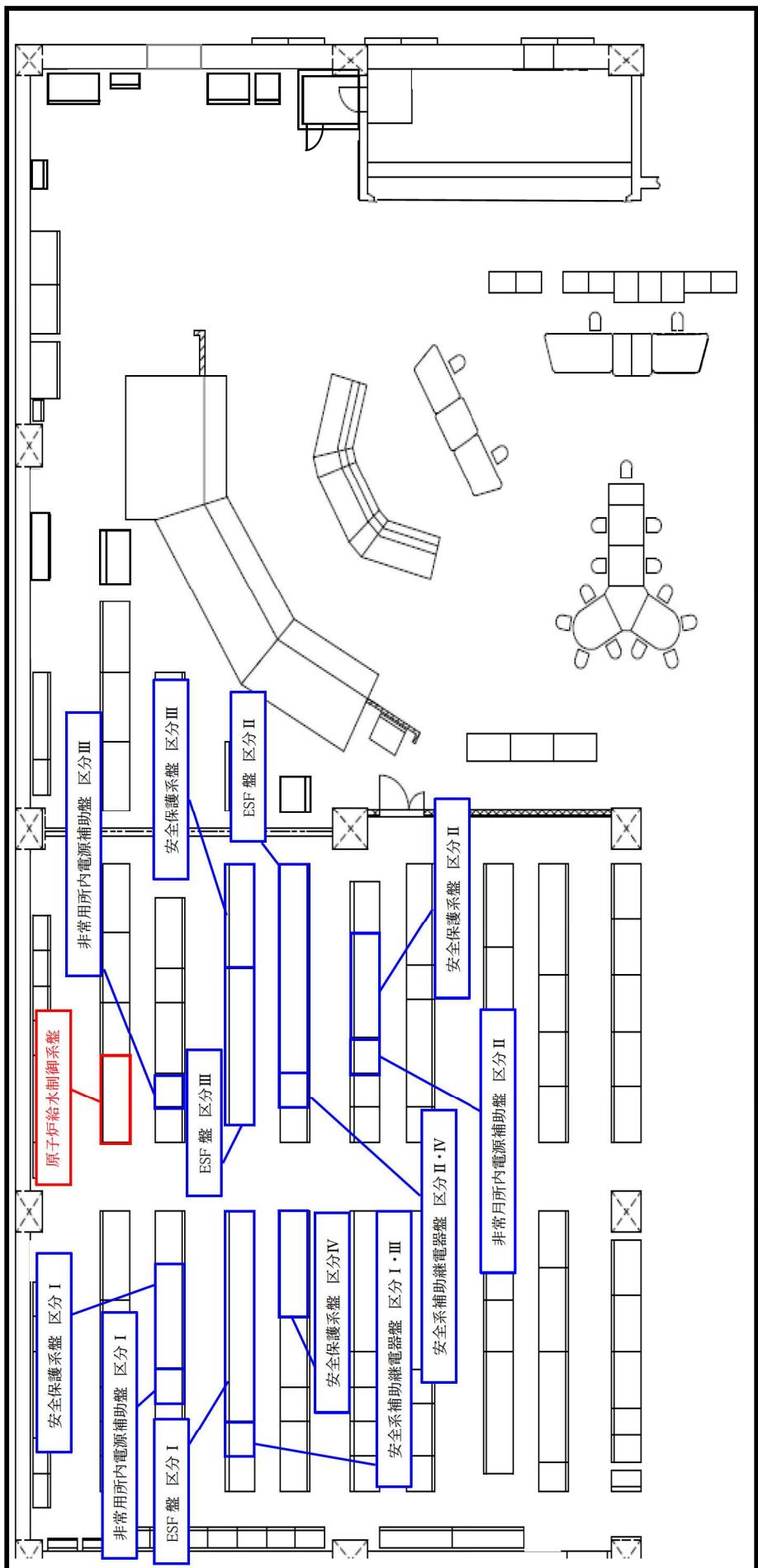


図 15-1 6号機中央制御室(上部)

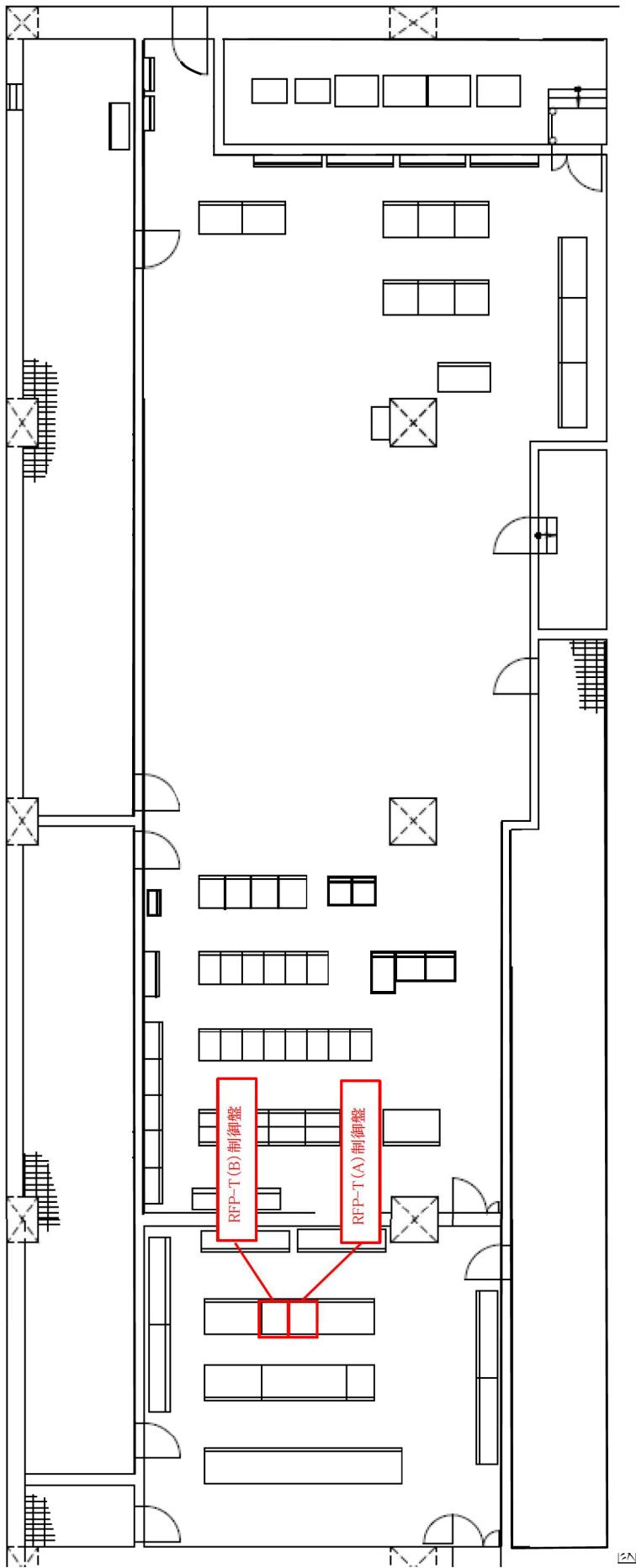


図 15-2 6号機中央制御室（下部）

7.2 火災を起因とした「設計基準事故」における单一故障評価

7.2.1 原子炉冷却材流量の全喪失

(1) 事象の概要

「原子炉冷却材流量の全喪失」は、原子炉の出力運転中に、再循環ポンプ全台が何らかの原因でトリップすることにより、炉心流量が定格出力時の流量から自然循環流量にまで大幅に低下して、炉心の冷却能力が低下する事象である（図 16）。

(2) 事象発生に至る火災想定

本事象は、再循環ポンプトリップ回路に関する制御盤、制御ケーブル等が单一の内部火災による影響を受けると発生する可能性がある。

本評価では、中央制御室に設置されている次の盤が单一の内部火災により影響を受けることでインターロックが誤動作し、再循環ポンプ全台がトリップすることを想定する。

- H11-P612-2 原子炉再循環流量制御系盤（中央制御室上部）
- H11-P654 ATWS/RPT 盤（中央制御室上部）

(3) 単一故障を想定した事象の収束

本事象発生時に対処するために必要な系統、機器のうち、解析の結果を最も厳しくする单一故障の想定は安全保護系（炉心流量急減スクラム）の单一故障である。

このことを踏まえ、本事象の収束について確認した。その結果、本事象の発生に至る原子炉再循環流量制御系盤及び ATWS/RPT 盤と、安全保護系盤は分離して設置されている（図 17）ため、安全保護系の单一故障を考慮しても、他の安全保護系にて原子炉は自動停止する。また、高温停止及び低温停止に必要な対処系の制御盤は火災の影響を受けないことから、原子炉は低温停止状態に移行することができる。

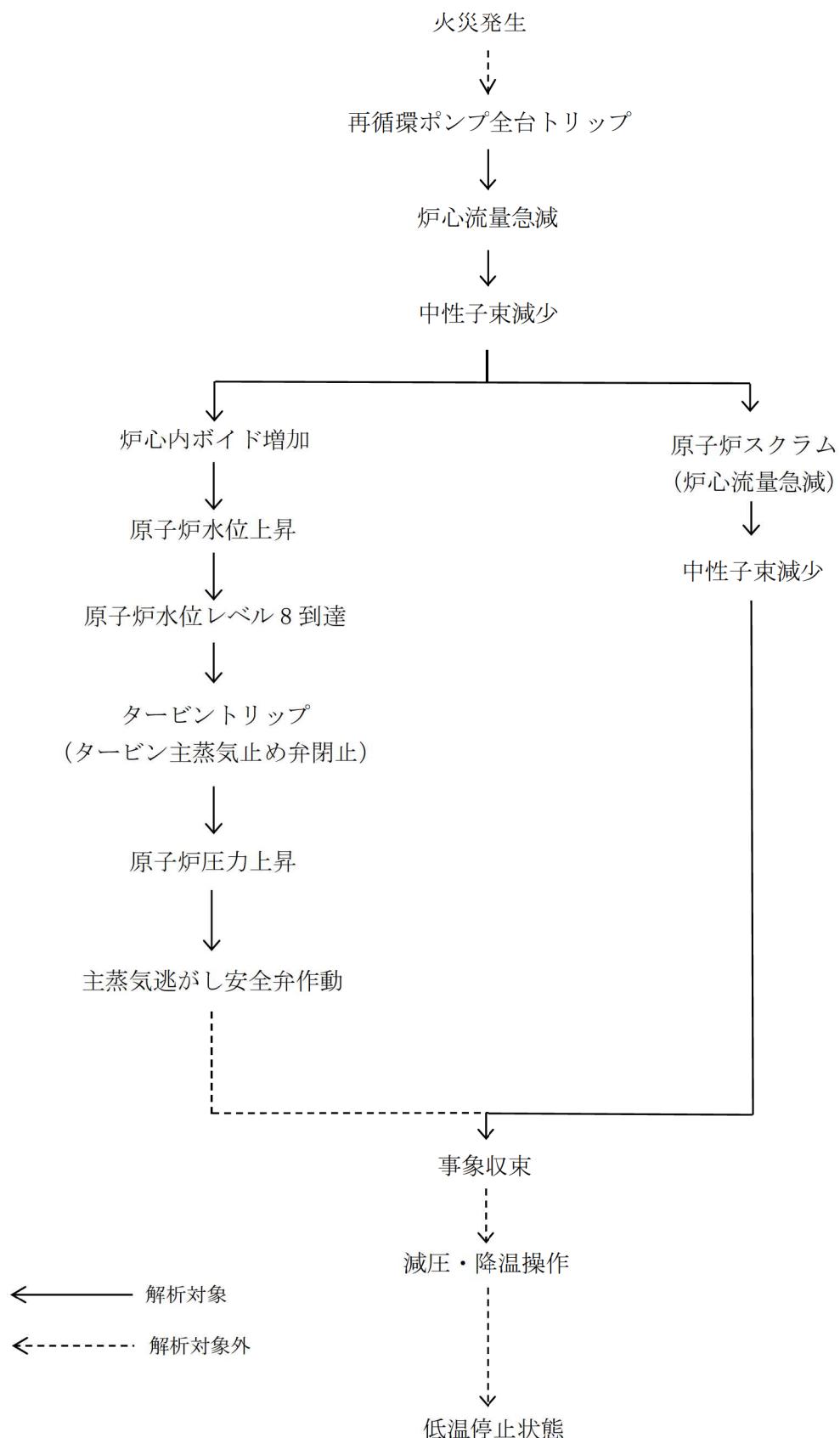


図 16 「原子炉冷却材流量の喪失」の事象過程

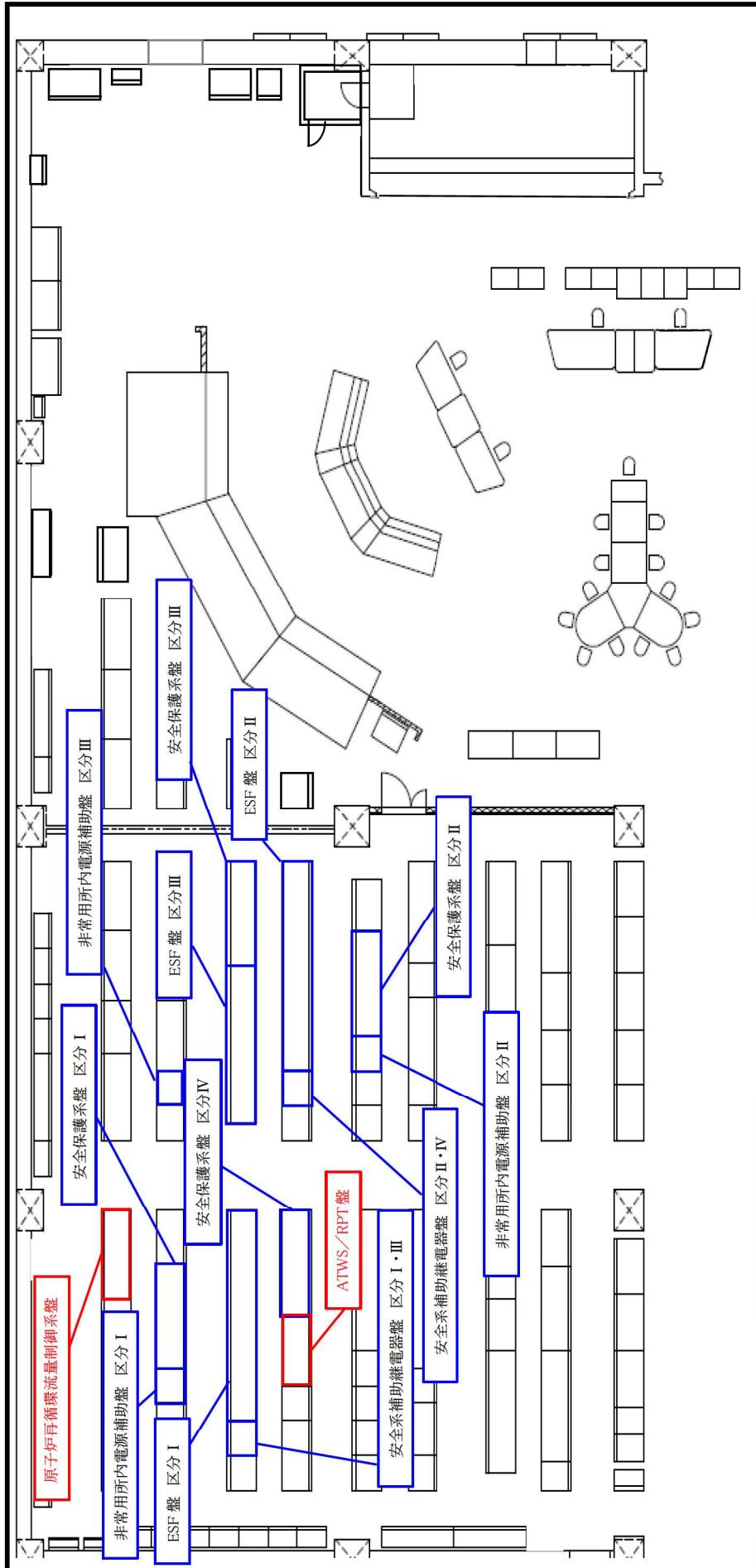


图 17 6 号機中央制御室(上部)

8. まとめ

安全評価審査指針に基づき、単一の内部火災に起因して発生する可能性ある「運転時の異常な過渡変化」及び「設計基準事故」について、単一故障を想定しても、原子炉を支障なく低温停止に移行できることを確認した。(表 3)

表3 単一故障を考慮した原子炉停止の評価結果の概要

事象名	火災影響	想定する单一故障	故障を想定した事象の対処
給水加熱喪失	抽気逆止弁の誤閉により給水加熱器への蒸気流量が喪失して、給水温度が徐々に低下し、原子炉出力が上昇する。	安全保護系 (中性子束高スクラム (熱流束相当))	他の安全保護系により原子炉は自動停止。その後、高温停止状態へ移行し、原子炉隔離冷却系 (RCIC)，残留熱除去系 (RHR) 等により原子炉は低温停止状態に移行可能。
原子炉冷却材流量制御系の誤動作	再循環流量制御系の誤動作により炉心流量が増加し、原子炉出力が上昇する。	安全保護系 (中性子束高スクラム)	同上
負荷の喪失	発電機負荷遮断により蒸気加減弁の急速閉が生じ、原子炉出力が上昇する。	安全保護系 (蒸気加減弁急速閉スクラム)	同上
主蒸気隔離弁の誤閉止	主蒸気隔離弁が誤閉止し、原子炉圧力が上昇する。	安全保護系 (主蒸気隔離弁閉スクラム)	同上
給水制御系の故障	給水制御系の誤動作により給水流量が激に増加し、炉心入口サブクーリングが増加して原子炉出力が上昇する。	安全保護系 (主蒸気止め弁閉スクラム)	同上
原子炉圧力制御系の故障	圧力制御系の誤動作により主蒸気流量が増加し、原子炉圧力が減少する。	安全保護系 (主蒸気隔離弁閉スクラム)	同上
給水流量の全喪失	給水ポンプのトリップにより全給水流量の喪失が起こり、原子炉水位が低下する。	安全保護系 (原子炉水位低 (レベル3) スカラム)	同上
原子炉冷却材流量の喪失	再循環ポンプが全台トリップすることにより、炉心の冷却能力が低下する。	安全保護系 (炉心流量急減スクラム)	同上

補足説明資料 4-5
中央制御室制御盤の火災を想定した場合の対応について

1. 目的

本資料は、VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書 6.2(4)a. 項に示す、中央制御室内の一つの制御盤の機能が火災により機能がすべて喪失した場合にも、原子炉を安全停止することが可能である評価の結果を示すために、補足説明資料として添付するものである。

2. 内容

中央制御室内の一つの制御盤の機能が火災により機能がすべて喪失した場合にも、原子炉を安全停止することが可能である評価の結果を次頁以降に示す。

3. 中央制御室の制御盤の配置

中央制御室には、図1及び図2のとおり制御盤を配置しており、区分ごと又は系統ごとに分離した設計とする。

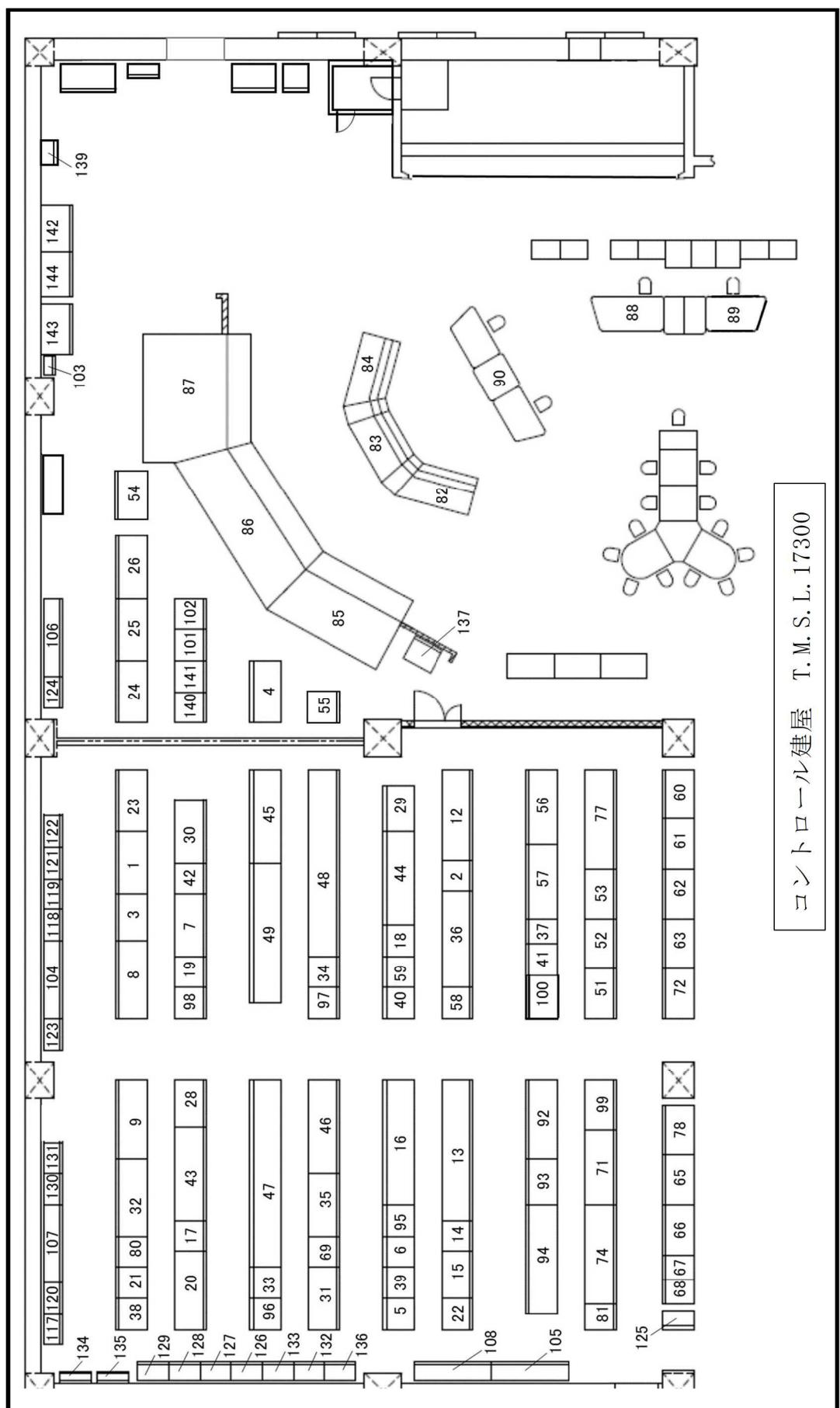


図1 6号機中央制御室(上部)

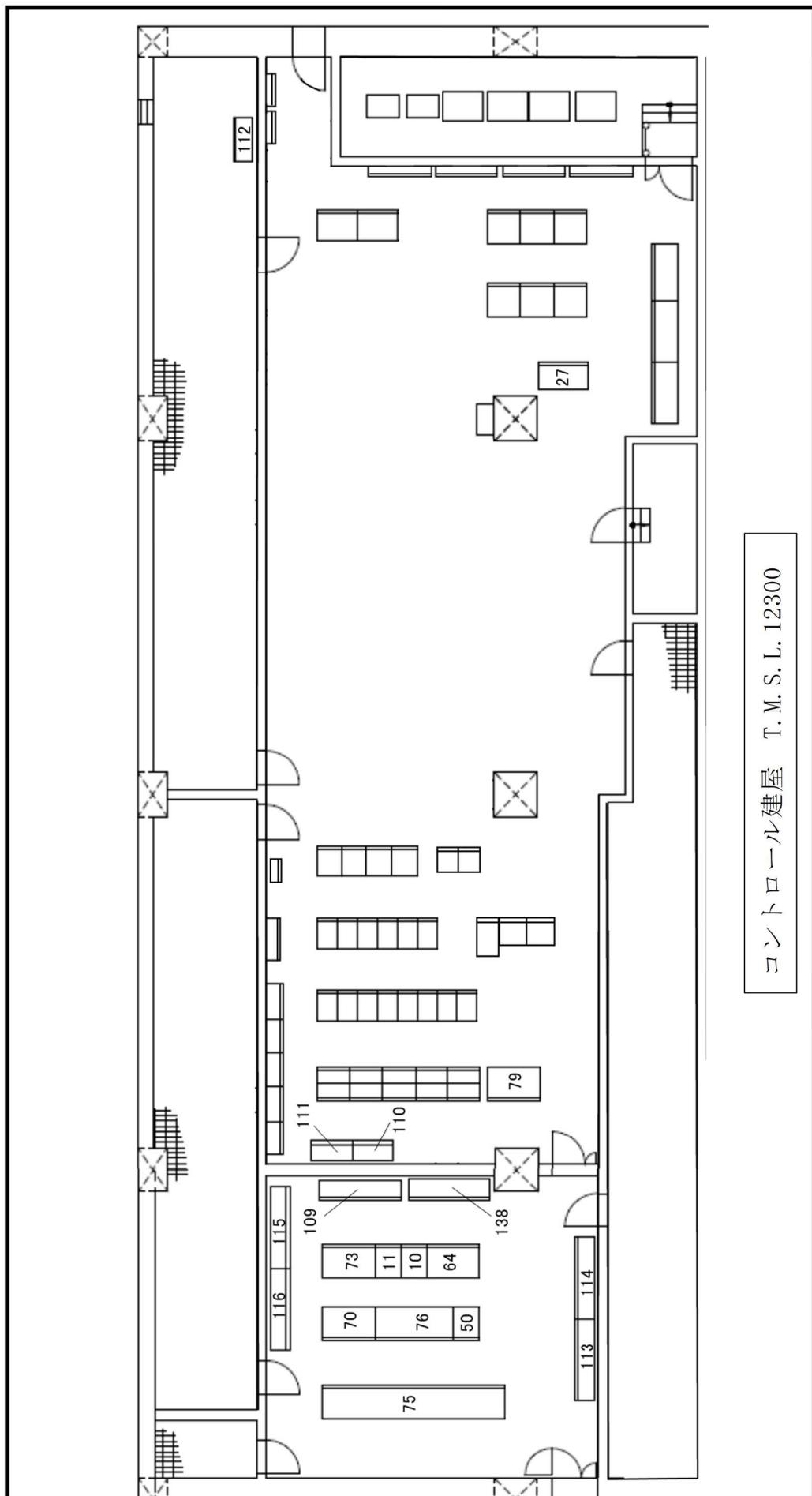


図2 6号機中央制御室(下部)

4. 中央制御室の制御盤の火災による影響の想定

中央制御室には運転員が常駐していることから火災の早期感知・消火が可能であるため、制御盤にて火災が発生した場合であっても火災による影響は限定的である。しかしながら、ここでは中央制御室の制御盤で発生する火災とその影響を以下のとおり想定する。

- (1) 保守的に当該制御盤に関連する機能は火災により全て機能喪失する。
- (2) 隣接する制御盤とは金属の筐体により分離されていること、早期感知・消火が可能であることから隣接盤へ延焼する可能性は低い。
- (3) 異区分が同居する制御盤については、制御盤内部の影響軽減対策を行っていることから同居する区分の機能が火災により同時に喪失する可能性は低いが、保守的に全て機能喪失する。
- (4) 制御盤に接続するケーブルは、難燃ケーブルを使用する設計とし、床下には感知・自動消火設備があることから、中央制御室床下には延焼する可能性は低い。

5. 中央制御室の制御盤の火災発生に対する評価結果

中央制御室の制御盤の火災により、制御盤 1 面の機能が全て機能喪失した場合を想定した評価について、結果を表 1 に示す。

例えば、非常用所内電源補助盤のように、安全系区分ごとに分離・独立している制御盤では、区分 I の制御盤の火災による機能喪失を想定しても、ほかの安全系区分の制御盤と分離・独立していることから、多重化された安全機能が同時に喪失することはない。よって、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持することは可能である。

一方、中央運転監視盤、運転監視補助盤のように、複数の安全系区分の機器・ケーブル等が一つの盤内に設置されている制御盤については、複数の安全系区分の安全機能が同時に喪失する可能性がある。しかしながら、これらの制御盤については、運転員の目の前に設置されること、大型表示盤については盤内に高感度煙検出設備を設置する設計としており火災の早期感知と運転員による早期消火が可能なことから、複数区分の監視機能が同時に喪失することはない。よって、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持することは可能である。

なお、万一、複数の安全系区分の機器・ケーブル等が設置されている制御盤の機能が全て喪失しても、[REDACTED] 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持することが可能である設計とする。

表1 6号機中央制御室の制御盤における火災影響で喪失する機能

位置	盤番号	盤名稱	安全機能 (○:機能有)			評価
			原子炉の緊急停止機能	原子炉冷却材圧力バランス(ダブル)機能	原子炉停止後の除熱機能	
1	H11-P600	放射線モニタ記録計盤				
2	H11-P601	核計装記録計盤				
3						
4	H11-P607	T1P 制御盤				
5	H11-P609-1	事故時放射線モニタ盤 (1)				
6	H11-P609-2	事故時放射線モニタ盤 (2)				
7				○		当該盤で火災を想定した場合、RPS Gr1～4のスクラム機能が操作不可能となる恐れがあるが、RFS LD盤より原子炉の安全停止は達成可能である。
8	H11-P612-1	原子炉給水制御系盤				
9	H11-P612-2	原子炉再循環流量制御系盤				
10	H12-P612-3	RFP-T (A) 制御盤				
11	H12-P612-4	RFP-T (B) 制御盤				
12	H11-P614	原子炉系記録計盤				
13	H11-P615-1	制御棒操作盤・視制御盤 (1)				
14	H11-P615-2	制御棒操作盤・視制御盤 (2)				
15	H11-P615-3	制御棒操作盤・視制御盤 (3)				
16	H11-P616-1	常用所内電源補助盤				
17						当該盤において火災を想定した場合、区分Iの非常用電源系が機能喪失する恐れがあるが、区分II、IIIの非常用電源系とは盤が独立し分離されていることから、多重化された安全機能が同時に喪失することはない。よって、原子炉の安全停止は達成可能である。 ○

位置	盤番号	盤名称	安全機能 (○: 機能有)			評価
			原子炉の緊急停止機能	原子炉冷却材圧力バウンダリ機能	炉心冷却機能	
18					○	当該盤において火災を想定した場合、区分Ⅱの非常用電源系が機能喪失する恐れがあるが、区分Ⅰ、Ⅲの非常用電源系とは盤が独立し分離されていることから、多重化された安全機能が同時に喪失することはない。よって、原子炉の安全停止は達成可能である。
19					○	当該盤において火災を想定した場合、区分Ⅲの非常用電源系が機能喪失する恐れがあるが、区分Ⅰ、Ⅱの非常用電源系とは盤が独立し分離されていることから、多重化された安全機能が同時に喪失することはない。よって、原子炉の安全停止は達成可能である。
20	H11- P617	原子炉系制御盤				
21	H11- P618	原子炉系補助盤				
22	H11- P619	AM用電動弁操作盤 6 C				
23				○		当該盤において火災を想定した場合、区分Ⅰの起動領域モニタなどの監視機能が喪失するおそれがあるが、同機能を有する区分Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの盤とは独立し分離されないことから、多重化された安全機能が同時に喪失することはない。よって、原子炉の安全停止は達成可能である。
24				○		当該盤において火災を想定した場合、区分Ⅱの起動領域モニタなどの監視機能が喪失するおそれがあるが、同機能を有する区分Ⅰ、Ⅲ、Ⅳの盤とは独立し分離されないことから、多重化された安全機能が同時に喪失することはない。よって、原子炉の安全停止は達成可能である。
25				○		当該盤において火災を想定した場合、区分Ⅲの起動領域モニタなどの監視機能が喪失するおそれがあるが、同機能を有する区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅳの盤とは独立し分離されないことから、多重化された安全機能が同時に喪失することはない。よって、原子炉の安全停止は達成可能である。

位置	盤番号	盤名称	安全機能 (○: 機能有)			評価
			原子炉の緊急停止機能	原子炉冷却材圧力パウンダ)機能	炉心冷却機能	
26		██████████	○			当該盤において火災を想定した場合、区分IVの起動領域モニタなどの監視機能が喪失するおそれがあるが、同機能を有する区分I、II、IIIの盤とは独立し分離されていることから、多重化された安全機能が同時に喪失することはない。よって、原子炉の安全停止は達成可能である。
27	H12-P637	格納容器内水素モニタ盤				
28	H11- P638-1	格納容器内素問気モニタ盤 区分 I				
29	H11- P638-2	格納容器内素問気モニタ盤 区分 II				
30	H11- P639	MIR BM盤				
31	H11- P650	6号機H P A C・S F P制御盤				
32	H11- P651	原子炉系警報補助盤				
33		██████████	○	○	○	当該盤で火災を想定した場合、安全保護系や原子炉保護系ドライベル压力、高圧ポンプ水系サブレッシャン・ブール水位、原子炉建屋差圧計装置離弁等の操作不能、誤動作のおそれがあるが、区分II、IVの盤とは独立し分離されていることから、多重化された安全機能が同時に喪失することはない。よって、原子炉の安全停止は達成可能である。
34		██████████	○	○	○	当該盤で火災を想定した場合、安全保護系や原子炉保護系ドライベル压力、高圧ポンプ水系サブレッシャン・ブール水位、原子炉建屋差圧計装置離弁等の操作不能、誤動作のおそれがあるが、区分I、IIIの盤とは独立し分離されていることから、多重化された安全機能が同時に喪失することはない。よって、原子炉の安全停止は達成可能である。
35	H11- P654	A TWS / R PT盤				
36	H11- P655-1	原子炉系回転体振動監視盤				
37	H11- P655-2	タービン系回転体振動監視盤				
38	H11- P656	R IP冷却水温度計装盤				

位置	盤番号	盤名称	安全機能 (○：機能有)				評価
			原子炉の緊急停止機能	原子炉冷却材圧力バウンダリ機能	炉心冷却機能	原子炉停止後の除熱機能	
39					○	○	当該盤で火災を想定した場合、原子炉隔離弁などの蒸気ライン、高圧炉心注水系があるが、安全保護系盤、ESF 盤により安全停止は達成可能である。
40	H11- P658	原子炉系伝送盤 (ANN HUB)					
41	H11- P659	FCVS 制御盤					
42	H11- P660	スクラムタイミングレコード盤					
43	H11- P661-1	安全保護系盤 区分 I	○	○	○	○	当該盤で火災を想定した場合、安全保護系の論理回路区分 I が喪失する恐れがあるが、他区分 II, III, IV の盤とは独立し分離されていることから、多重化された安全機能が同時に喪失することはない。よって、原子炉の安全停止は達成可能である。
44	H11- P661-2	安全保護系盤 区分 II	○	○	○	○	当該盤で火災を想定した場合、安全保護系の論理回路区分 II が喪失する恐れがあるが、他区分 I, III, IV の盤とは独立し分離されていることから、多重化された安全機能が同時に喪失することはない。よって、原子炉の安全停止は達成可能である。
45	H11- P661-3	安全保護系盤 区分 III	○	○	○	○	当該盤で火災を想定した場合、安全保護系の論理回路区分 III が喪失する恐れがあるが、他区分 I, II, IV の盤とは独立し分離されていることから、多重化された安全機能が同時に喪失することはない。よって、原子炉の安全停止は達成可能である。
46	H11- P661-4	安全保護系盤 区分 IV	○	○	○	○	当該盤で火災を想定した場合、区分 I の非常用炉心冷却系が機能喪失する恐れがあるが、同機能を有する区分 II, III の盤とは独立し分離されていることから、多重化された安全機能が同時に喪失することはない。よって、原子炉の安全停止は達成可能である。
47					○	○	

位置	盤番号	盤名称	安全機能 (○: 機能有)				評価
			原子炉の緊急停止機能	原子炉冷却材圧力バウンダリ機能	炉心冷却機能	原子炉停止後の除熱機能	
48	[REDACTED]			○	○	○	当該盤で火災を想定した場合、区分Ⅱの非常用炉心冷却系が機能喪失する恐れがあるが、同機能を有する区分I、Ⅲの盤とは独立し分離されることから、多重化された安全機能が同時に喪失することはない。よって、原子炉の安全停止は達成可能である。
49	[REDACTED]			○	○	○	当該盤で火災を想定した場合、区分Ⅲの非常用炉心冷却系が機能喪失する恐れがあるが、同機能を有する区分I、Ⅱの盤とは独立し分離されていることから、多重化された安全機能が同時に喪失することはない。よって、原子炉の安全停止は達成可能である。
50	H12-P666	タービン系トリップチャネル盤					
51	H11-P670-1	復水ろ過脱塩装置制御盤 (1)					
52	H11-P670-2	復水ろ過脱塩装置制御盤 (2)					
53	H11-P670-3	復水ろ過脱塩装置制御盤 (3)					
54	H11-P671-1	タービン系HMI盤 (BOP)					
55	H11-P671-2	タービン系HMI盤 (EHC・T/L・MSH)					
56	H11-P674	タービン系記録計盤					
57	H11-P675-1	発電機保護繼電器盤					
58	H11-P675-2	所内変压器保護繼電器盤					
59	H11-P675-3	低起動変圧器保護繼電器盤					
60	H11-P676-1	タービン系制御盤 (1)					
61	H11-P676-2	タービン系制御盤 (2)					
62	H11-P676-3	タービン系制御盤 (3)					
63	H11-P676-4	タービン系制御盤 (4)					
64	H12-P676-5	タービン系制御盤 (5)					
65	H11-P677-1	タービン系伝送制御盤 (1)					
66	H11-P677-2	タービン系伝送制御盤 (2)					
67	H11-P677-3	タービン系伝送制御盤 (3)					

位置	盤番号	盤名称	安全機能 (○: 機能有)				評価
			原子炉の緊急停止機能	原子炉冷却材圧力バウンダリ機能	炉心冷却機能	原子炉停止後の除熱機能	
68	H11-P677-4	タービン系伝送制御盤 (4)					
69	H11-P678-1	常用換気空調系補助盤					
70	H12-P678-2	常用換気空調系盤					
71	H11-P679	タービン発電機記録監視計器盤					
72	H11-P680	湿分分離加熱器制御盤					
73	H12-P683	タービン系警報補助盤					
74	H11-P684	タービン系自動化盤					
75	H12-P685	主タービンEHC盤					
76	H12-P686	タービン監視計器盤					
77	H11-P687	タービン系計装制御盤					
78	H11-P688	タービン系プロセス計装盤					
79	H12-P695	タービン系コントロール用トランスマッジ					
80	H11-P699-1	原子炉系RW取合盤					
81	H11-P699-2	タービン系RW取合盤					
82	H11-P700	中央運転監視盤1	○	○	○	○	当該盤で火災を想定した場合、運転員の目の前であること、大型表示盤については盤内に感知設備を設置することから早期の感知・消火が可能であり、複数区分が同時に機能喪失することはない。よって原子炉の安全停止は達成可能である。
83	H11-P701	中央運転監視盤2	○				当該盤で火災を想定した場合、運転員の目の前であること、大型表示盤については盤内に感知設備を設置することから早期の感知・消火が可能であり、複数区分が同時に機能喪失することはない。よって原子炉の安全停止は達成可能である。
84	H11-P702	中央運転監視盤3					当該盤で火災を想定した場合、運転員の目の前であること、大型表示盤については盤内に感知設備を設置することから早期の感知・消火が可能であり、複数区分が同時に機能喪失することはない。よって原子炉の安全停止は達成可能である。
85	H11-P703	運転監視補助盤1 (警報表示盤)	○	○	○	○	

位置	盤番号	盤名称	安全機能 (○: 機能有)			評価
			原子炉緊急停止機能	原子炉冷却材圧力パウンダ)機能	炉心冷却機能	
86	H11- P704	運転監視補助盤 2 (系統表示盤)				
87						当該盤で火災を想定した場合、ディーゼル発電設備に関わる同期検定が機能喪失するおそれがあるが、運転員の目の前であること、大型表示盤については盤内に感知設備を設置することから早期の感知・消防が可能であること、区分 I, II, III の機能を分離 BOX により分離していることから、多重化された安全機能が同時に喪失することはない。よって原子炉の安全停止は達成可能である。
88	H11- P708-1	当直長机				
89	H11- P708-2	当直副長机				
90	H11- P708-3	オペレータ机				
91	H11- P708-4	RW 監視用 CRT 机				
92	H11- P710-1	自動出力調整系盤 (1)				
93	H11- P710-2	自動出力調整系盤 (2)				
94	H11- P722	計算機 ランスデューサ盤				
95	H11- P730	M/C 極端電器盤 6A, 6B, 6SA, 6SB				
96	H11- P731	M/C 極端電器盤 6C				当該盤で火災を想定した場合、区分 I の非常用電源系が機能喪失する恐れがあるが、同機能を有する区分 II, III の盤とは独立し分離していることから、多重化された安全機能が同時に喪失することはない。よって、原子炉の安全停止は達成可能である。
97	H11- P732	M/C 極端電器盤 6D				当該盤で火災を想定した場合、区分 II の非常用電源系が機能喪失する恐れがあるが、同機能を有する区分 I, II の盤とは独立し分離していることから、多重化された安全機能が同時に喪失することはない。よって、原子炉の安全停止は達成可能である。
98	H11- P733	M/C 極端電器盤 6E				当該盤で火災を想定した場合、区分 III の非常用電源系が機能喪失する恐れがあるが、同機能を有する区分 I, II の盤とは独立し分離していることから、多重化された安全機能が同時に喪失することはない。よって、原子炉の安全停止は達成可能である。

位置	盤番号	盤名称	安全機能 (○: 機能有)				評価
			原子炉の緊急停止機能	原子炉冷却機能	炉心冷却機能	原子炉停止後の除熱機能	
99	H11- P736	P S V R盤					
100	H11- P740	B O P監視操作盤					
101	H11- P745-1	低起動変圧器LRT盤(6SA)					
102	H11- P745-2	低起動変圧器LRT盤(6SB)					
103	H11- P760	第一G TG遠隔操作・監視盤					
104			○	○	○	○	当該盤で火災を想定した場合、区分Ⅰの非常用炉心冷却系の重要設備が機能喪失する恐れがあるが、同機能を有する区分Ⅱ、Ⅲの盤とは独立し分離していることから、多重化された安全機能が同時に喪失することはない。よって、原子炉の安全停止は達成可能である。
105			○	○	○	○	当該盤で火災を想定した場合、区分Ⅱの非常用炉心冷却系の重要設備が機能喪失する恐れがあるが、同機能を有する区分Ⅰ、Ⅲの盤とは独立し分離していることから、多重化された安全機能が同時に喪失することはない。よって、原子炉の安全停止は達成可能である。
106			○	○	○	○	当該盤で火災を想定した場合、区分Ⅲの非常用炉心冷却系の重要設備が機能喪失する恐れがあるが、同機能を有する区分Ⅰ、Ⅱの盤とは独立し分離していることから、多重化された安全機能が同時に喪失することはない。よって、原子炉の安全停止は達成可能である。
107	H11- P804	中央制御室端子盤					
108	H11- P805	中央制御室端子盤					
109	H12- P806	中央制御室端子盤					
110	H12- P807	中央制御室S A (I) 端子盤					
111	H12- P808	中央制御室S A (I) 端子盤					
112	H12- P809	中央制御室S A (II) 端子盤					
113	H12- P810	中央制御室端子盤					
114	H12- P811	中央制御室端子盤					

位置	盤番号	盤名称	安全機能 (○: 機能有)				評価
			原子炉の緊急停止機能	原子炉冷却材圧力パウンダ)機能	炉心冷却機能	原子炉停止後の除熱機能	
115	H12- P812	中央制御室端子盤					
116	H12- P813	中央制御室端子盤					
117	H11- P820-1	原子炉系伝送盤 (常用系制御)					
118	H11- P820-2	原子炉系伝送盤 (常用系マンマシン・所内電源)					
119	H11- P820-3	原子炉系伝送盤 (RPS/MSIV)					
120	H11- P820-4	原子炉系伝送盤 (ANN)					
121	H11- P821-1	RO&IS 伝送盤 (1)					
122	H11- P821-2	RO&IS 伝送盤 (2)					
123	H11- P823-1	原子炉系伝送盤 (常用系制御 HUB)					
124	H11- P823-2	原子炉系伝送盤 (常用系マンマシン HUB)					
125	H11- P824-1	FIDMC/RHC/AFRM 伝送盤					
126	H11- P830-1	RPS LD 盤 (RPS-G1)	○				当該盤で火災を想定した場合、制御棒グループ1のスクラム機能が喪失する恐れがあるが、同機能を有する区分 II, III, IV の盤とは独立し分離することから、多重化された安全機能が同時に喪失することはない。よって、原子炉の安全停止は達成可能である。
127	H11- P830-2	RPS LD 盤 (RPS-G2)	○				当該盤で火災を想定した場合、制御棒グループ2のスクラム機能が喪失する恐れがあるが、同機能を有する区分 I, III, IV の盤とは独立し分離することから、多重化された安全機能が同時に喪失することはない。よって、原子炉の安全停止は達成可能である。
128	H11- P830-3	RPS LD 盤 (RPS-G3)	○				当該盤で火災を想定した場合、制御棒グループ3のスクラム機能が喪失する恐れがあるが、同機能を有する区分 I, II, III の盤とは独立し分離することから、多重化された安全機能が同時に喪失することはない。よって、原子炉の安全停止は達成可能である。
129	H11- P830-4	RPS LD 盤 (RPS-G4)	○				当該盤で火災を想定した場合、制御棒グループ4のスクラム機能が喪失する恐れがあるが、同機能を有する区分 I, II, III, IV の盤とは独立し分離することから、多重化された安全機能が同時に喪失することはない。よって、原子炉の安全停止は達成可能である。

位置	盤番号	盤名称	安全機能 (○: 機能有)				評価
			原子炉の緊急停止機能	原子炉冷却材圧力バウンダリ機能	炉心冷却機能	原子炉停止後の除熱機能	
130							
131							
132							
133							
134	H11-P840-1	重大事故等対処設備電源切替盤（1）					
135	H11-P840-2	重大事故等対処設備電源切替盤（2）					
136	H11-P850	原子炉系保守用伝送盤					
137	H11-P900	ITVモニタ盤					
138	H12-P902	保修用通信設備盤					
139	H11-P905	SFP・津波監視カメラ制御架					
140	H11-P920-1	OFケーブル表示線保護盤					
141	H11-P920-2	OFケーブル表示線保護用補助盤					
142	H11-P960	原子炉系ソフトロジックアイソレーション装置					
143	H11-P961	タービン系ソフトロジックアイソレーション装置					
144	H11-P970	ロジックモニタ装置専用机					

補足説明資料 4-6
火災区域（区画）特性表について

1. 目的

本資料は、VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書の 7.2 項に示す火災区域（区画）特性表について、補足資料として添付するものである。

2. 内容

柏崎刈羽原子力発電所第 6 号機の火災区域（区画）特性表を次頁以降に示す。また、柏崎刈羽原子力発電所 6 号機の火災区域（区画）の配置図については、補足説明資料 1-2 に示す。

火災区域特性表 I

火災区域特性表のまとめ						1/1
プラント	KK-6	建屋	原子炉建屋	火災区域番号	RX-B3F-1	

火災区域特性表 II

火災区域内の火災源及び防火設備			1/1
プラント	KK-6	火災区域番号	RX-B3F-1

火災区域特性表III

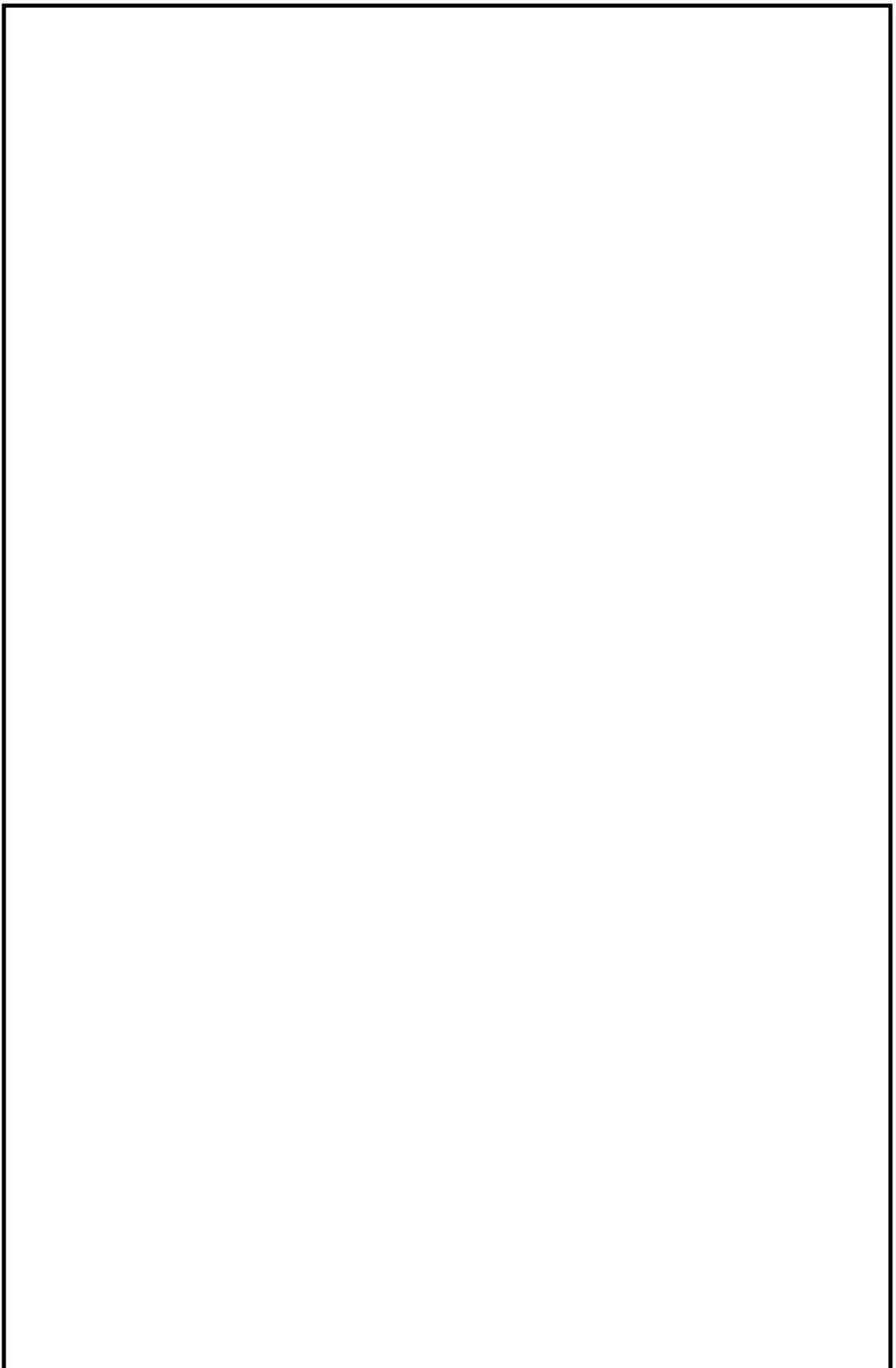
火災区域に隣接する火災区域(部屋)と伝播経路				1/1
プラント	KK-6	火災区域番号	RX-B3F-1	

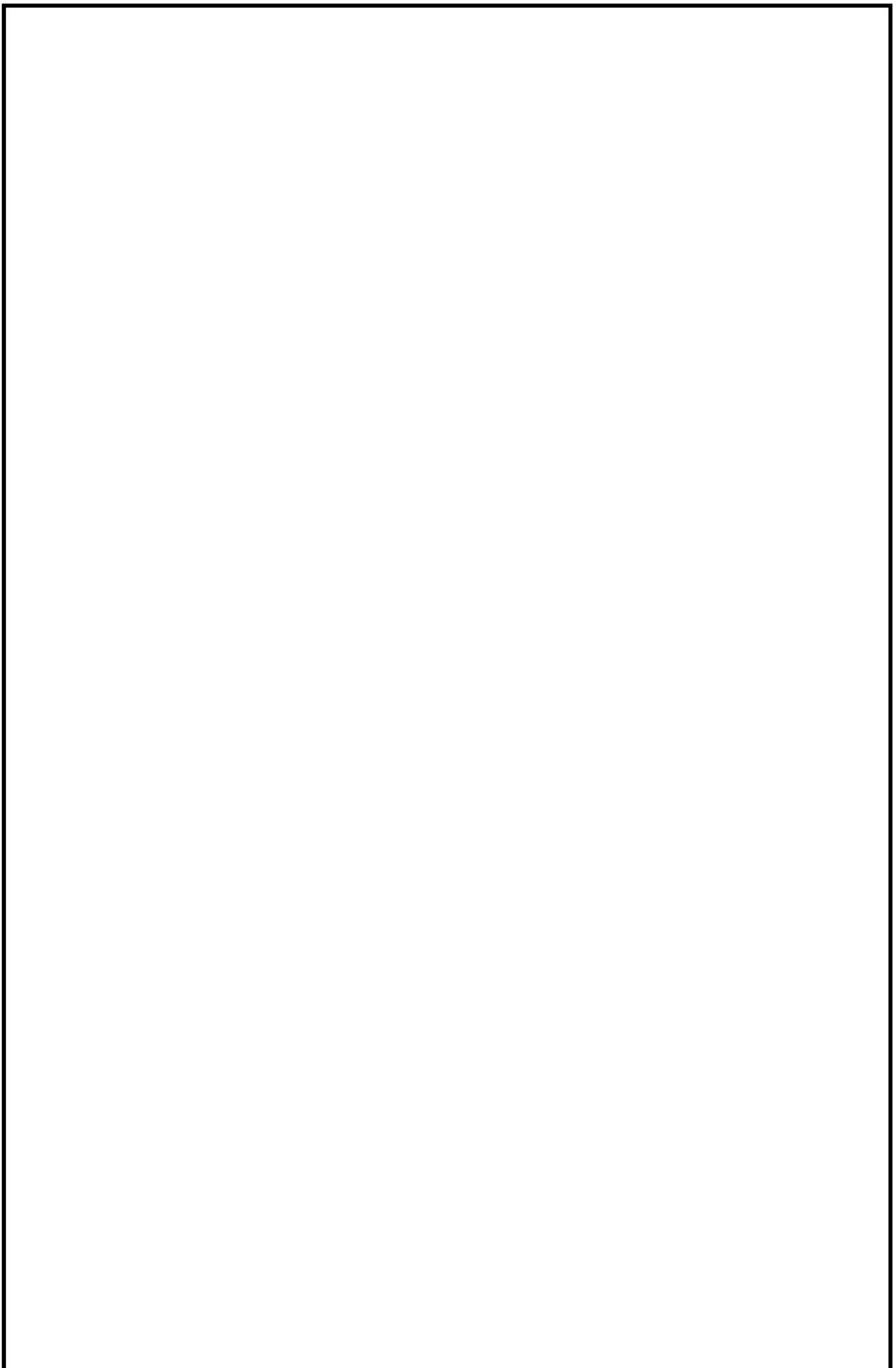
火災区域特性表IV

火災により影響を受ける設備				1/1
プラント	KK-6	火災区域番号	RX-B3F-1	

火災区域特性表V

火災により影響を受けるケーブル			1/1
プラント	KK-6	火災区域番号	RX-B3F-1





火災区域特性表 I

火災区域特性表のまとめ						1/1
プラント	KK-6	建屋	原子炉建屋	火災区域番号	RX-B3F-2	

火災区域特性表Ⅱ

火災区域内の火災源及び防火設備				1/1
プラント	KK-6	火災区域番号	RX-B3F-2	

火災区域特性表III

火災区域に隣接する火災区域(部屋)と伝播経路				1/1
プラント	KK-6	火災区域番号	RX-B3F-2	

火災区域特性表IV

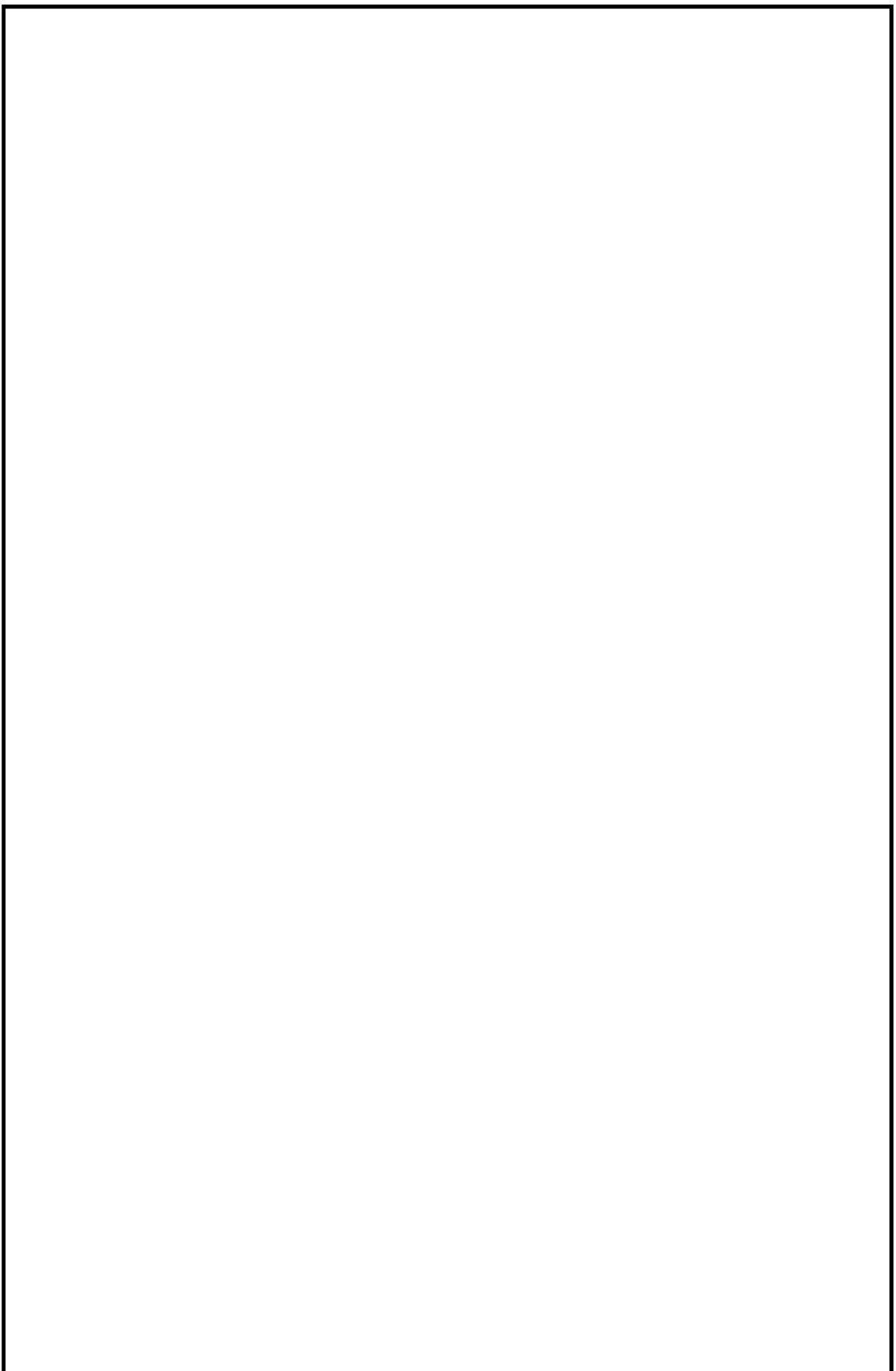
火災により影響を受ける設備			1/2
プラント	KK-6	火災区域番号	RX-B3F-2

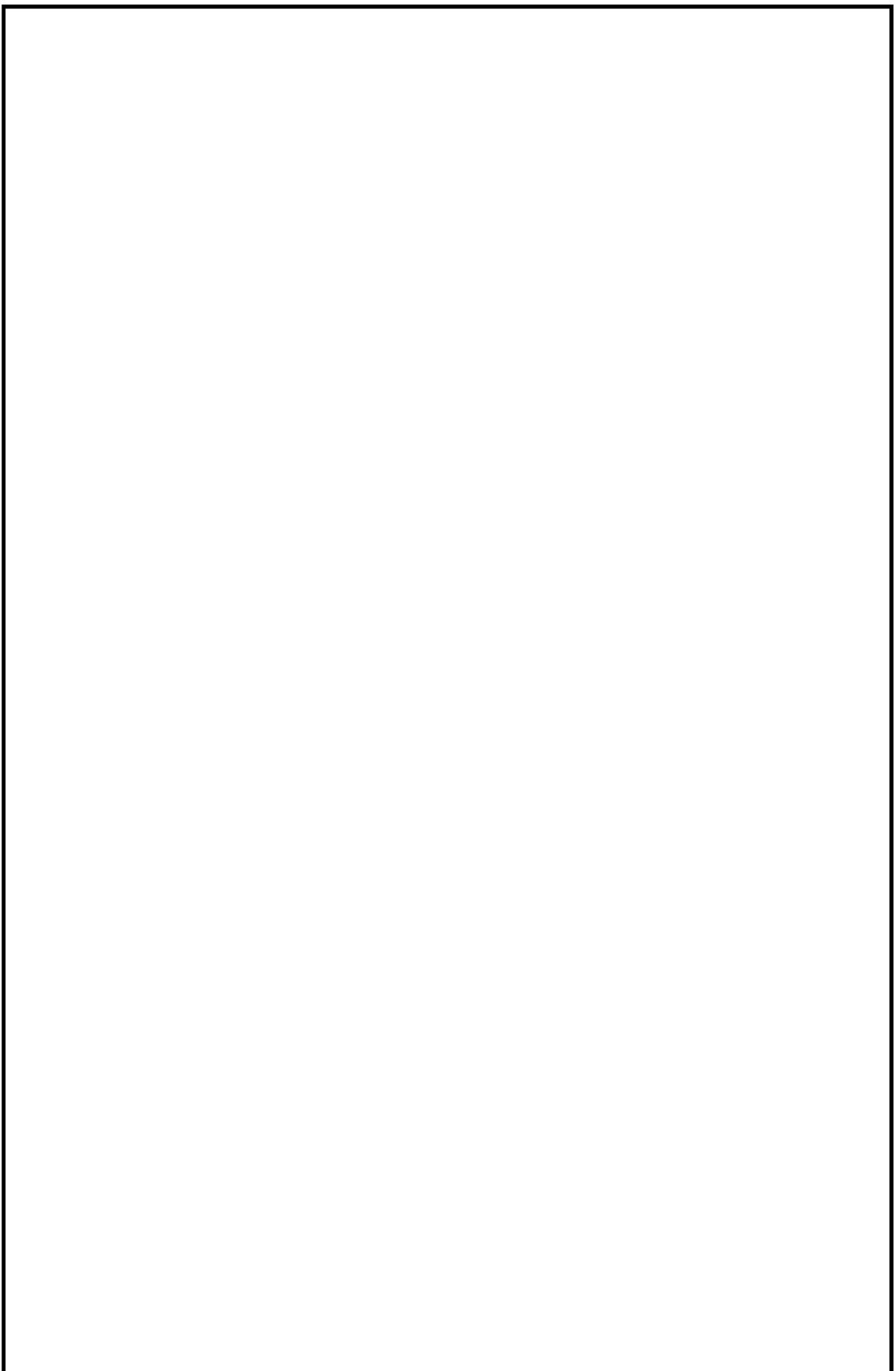
火災区域特性表IV

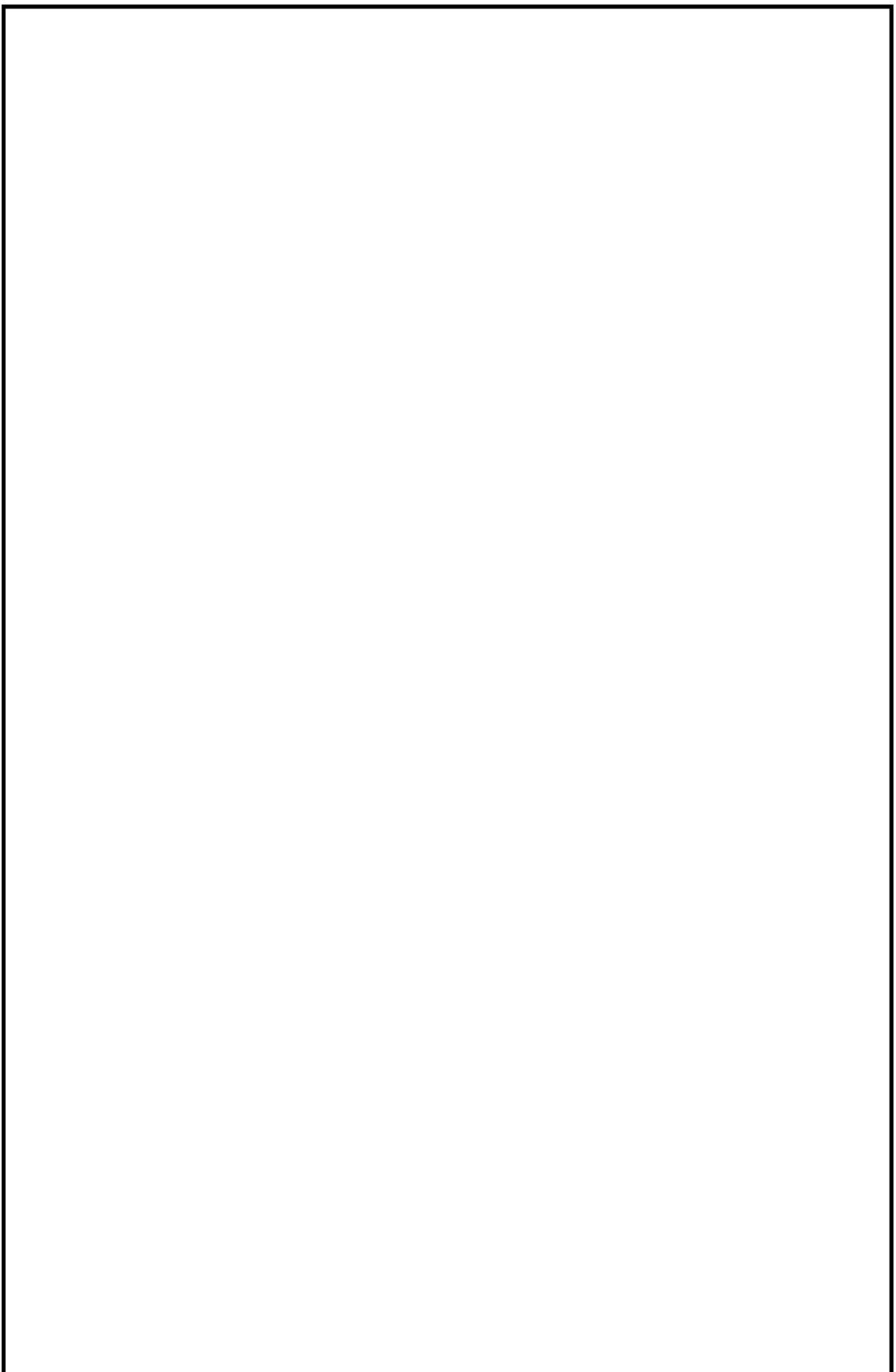
火災により影響を受ける設備			2/2
プラント	KK-6	火災区域番号	RX-B3F-2

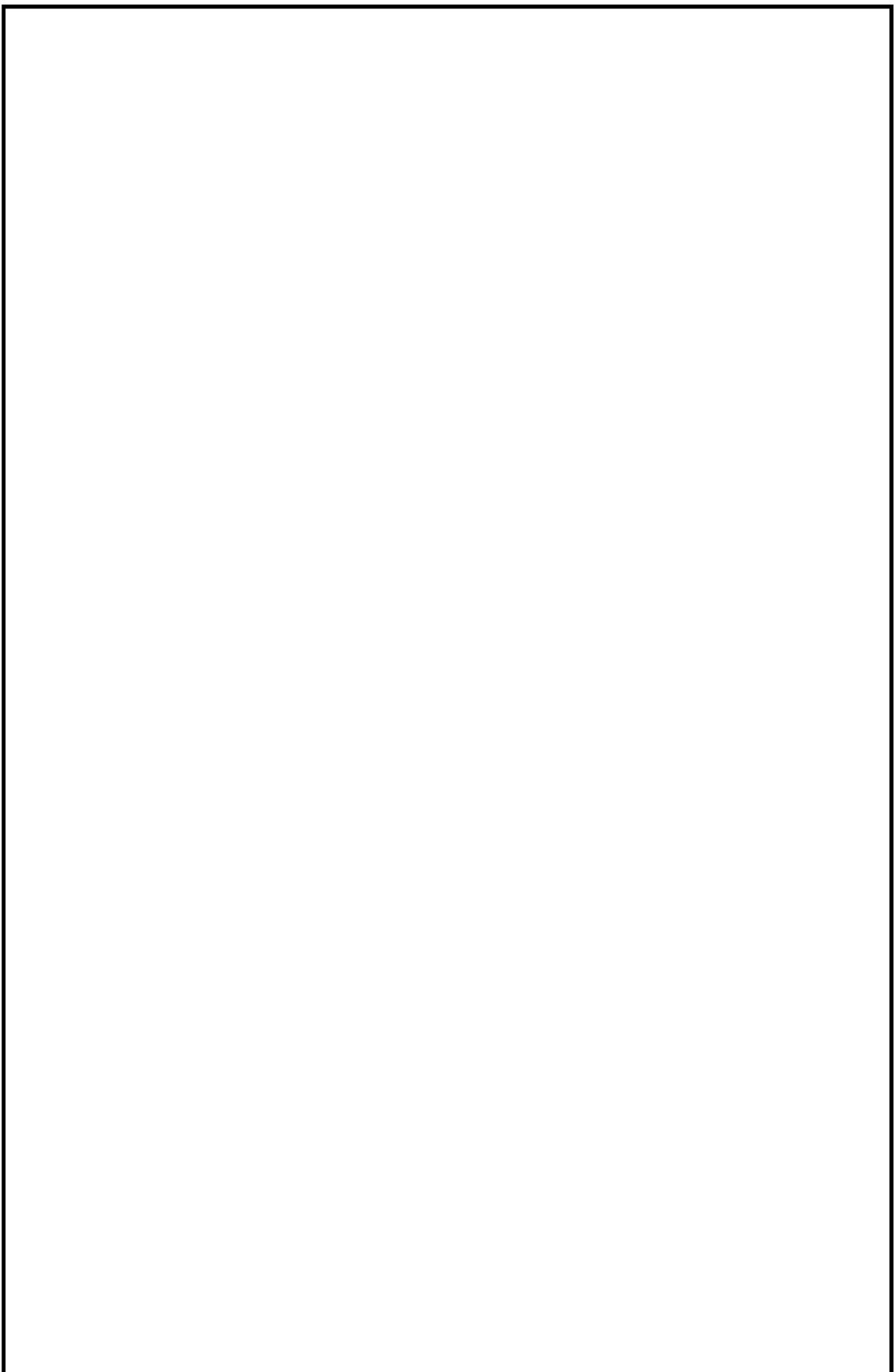
火災区域特性表V

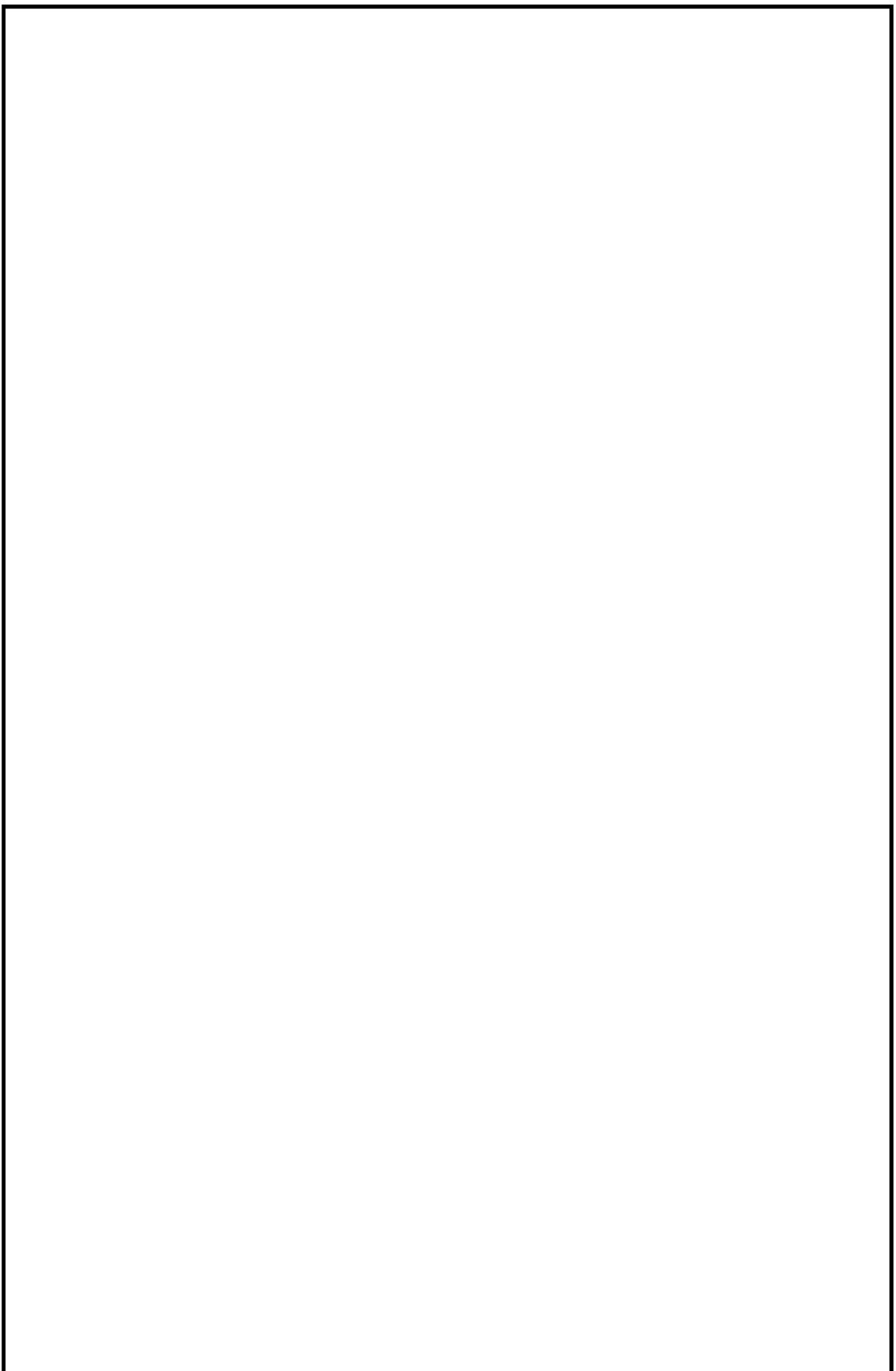
火災により影響を受けるケーブル				1/1
プラント	KK-6	火災区域番号	RX-B3F-2	

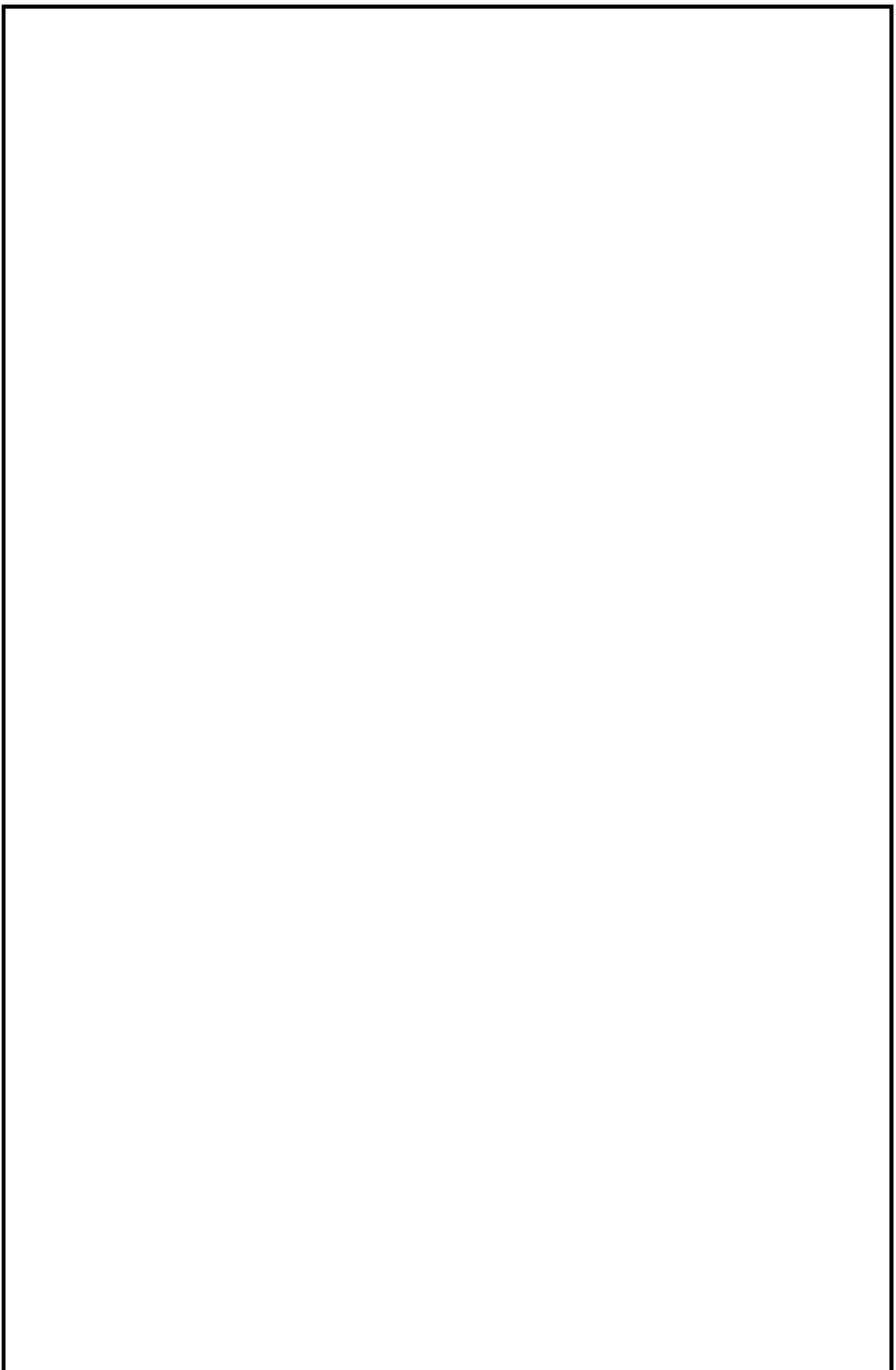


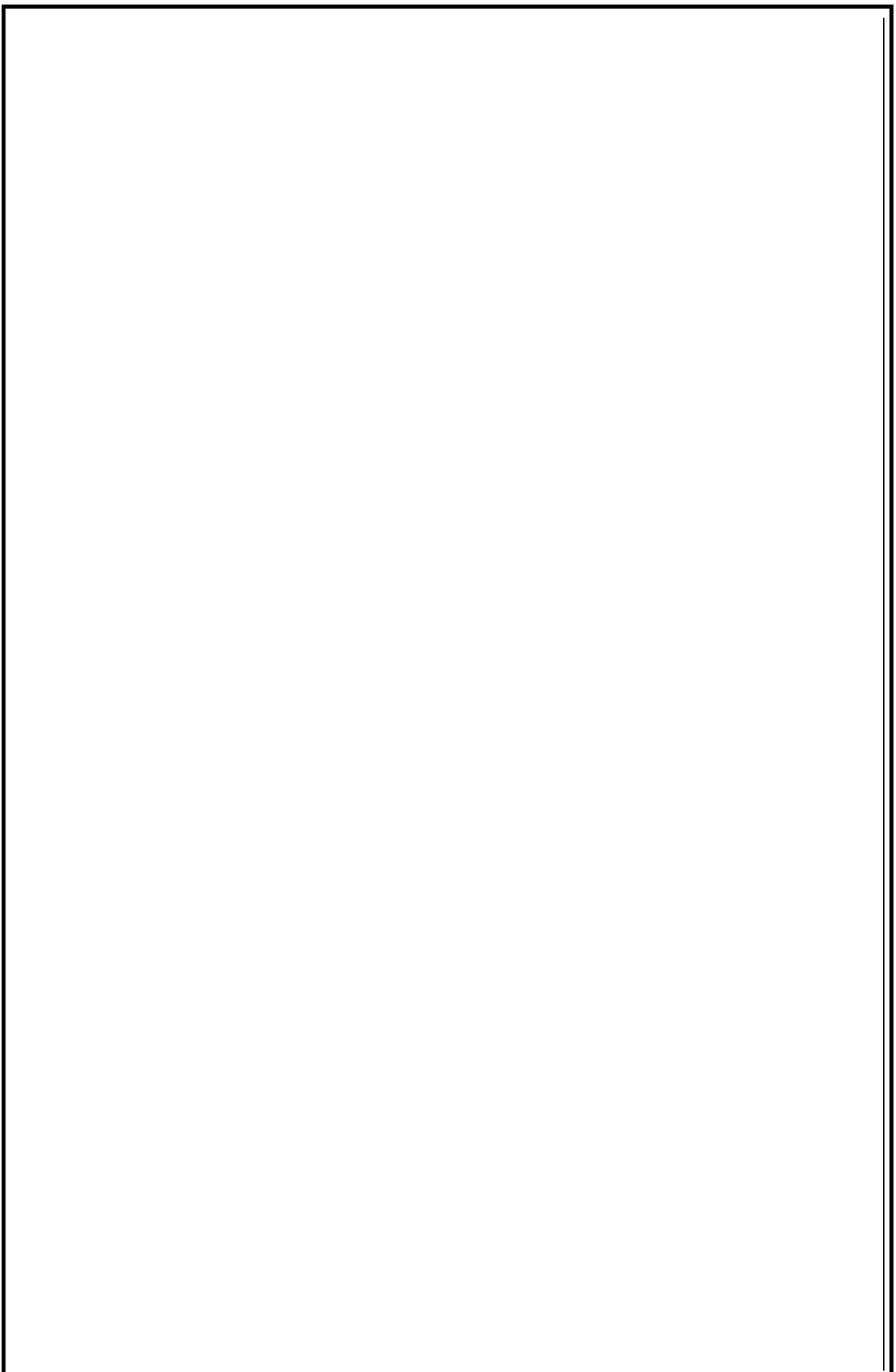


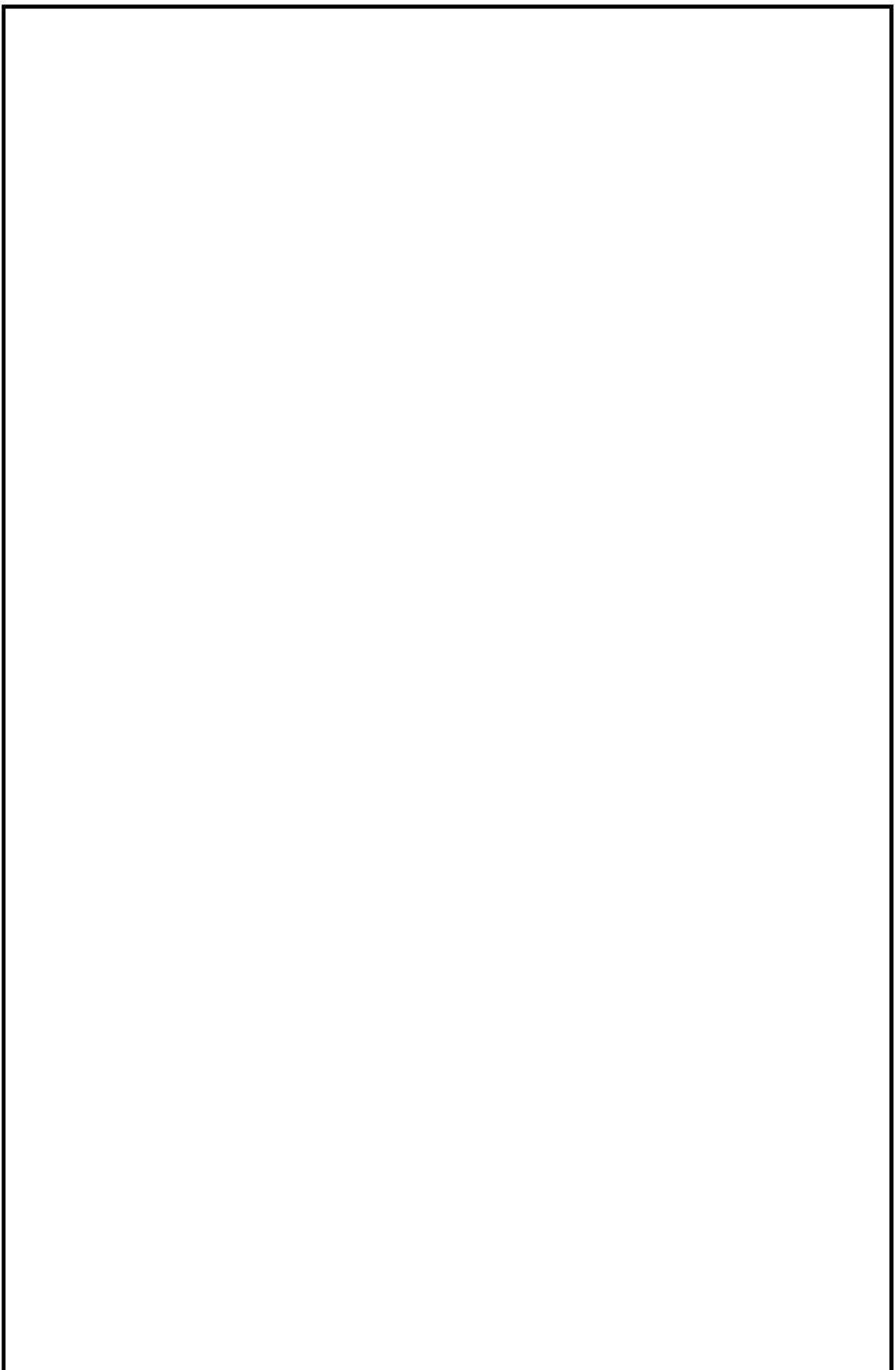


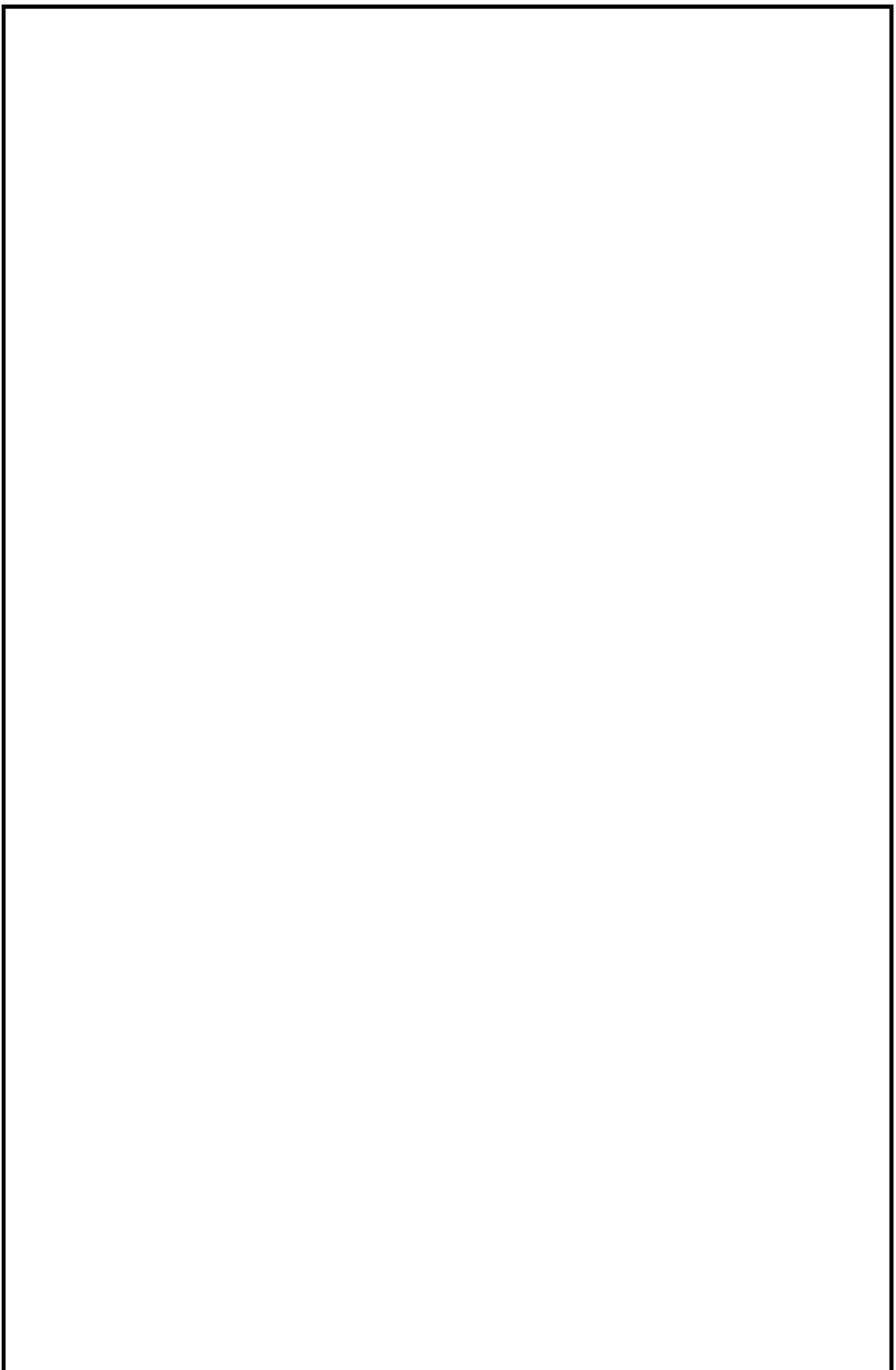


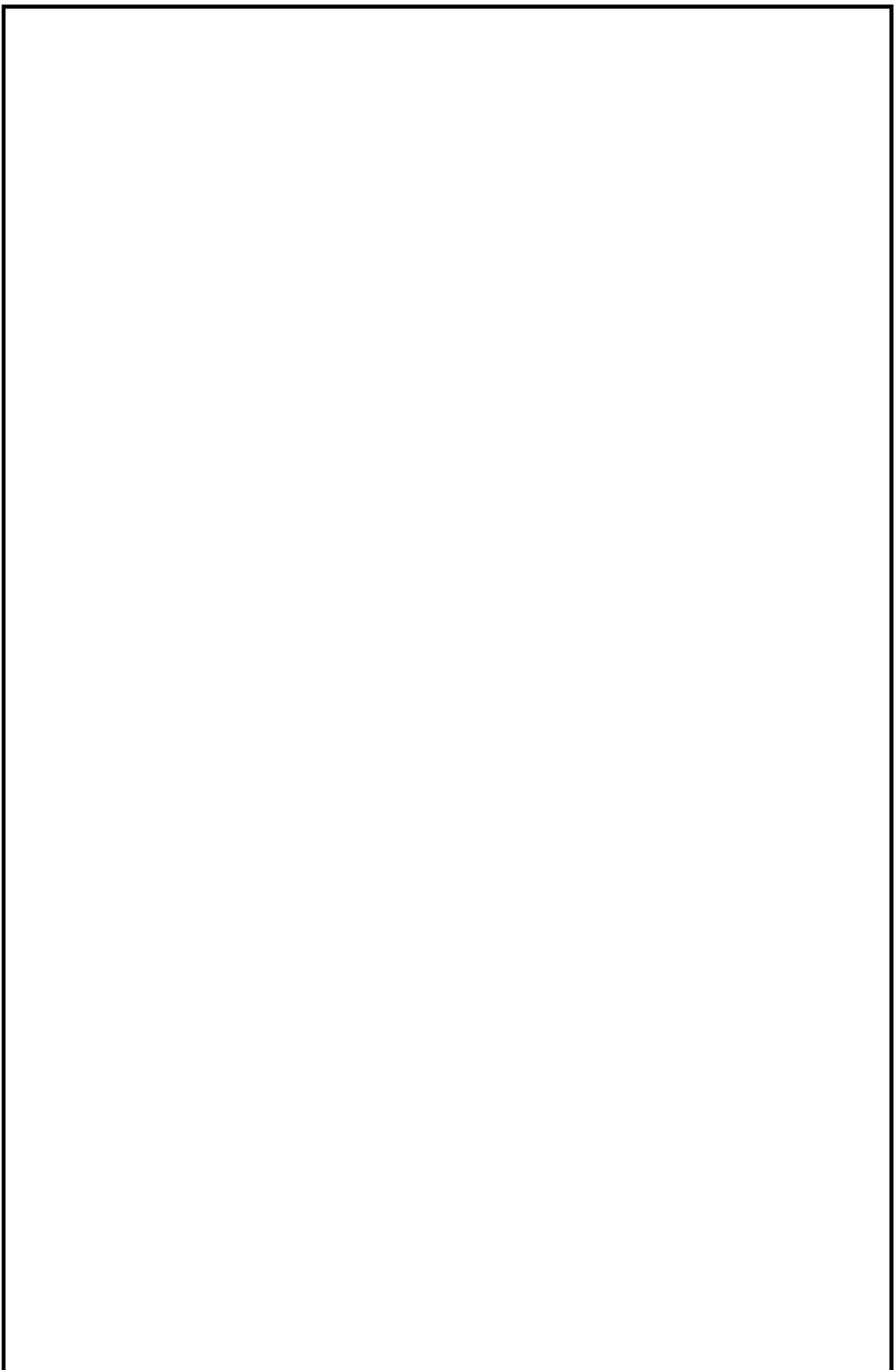


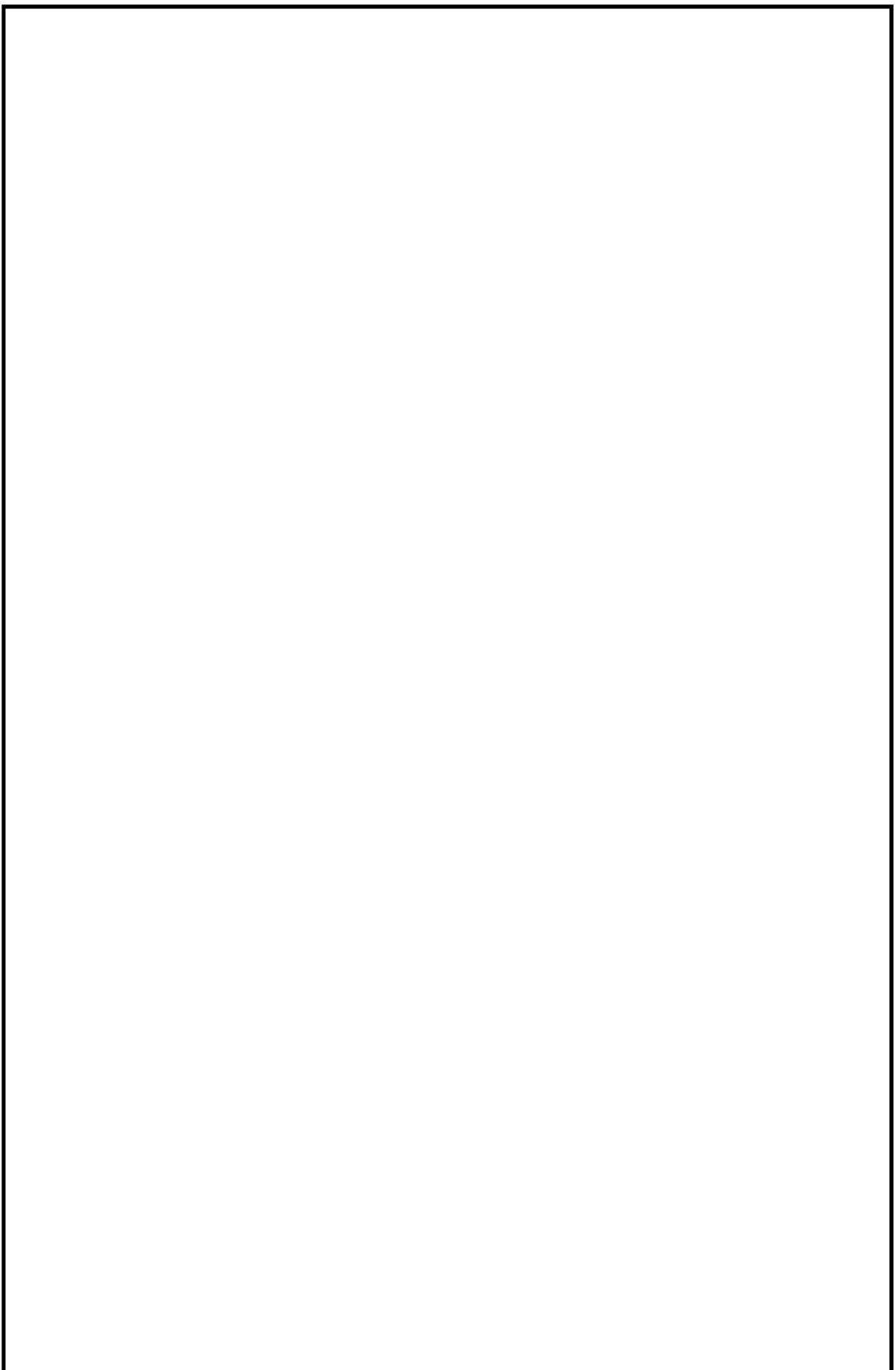


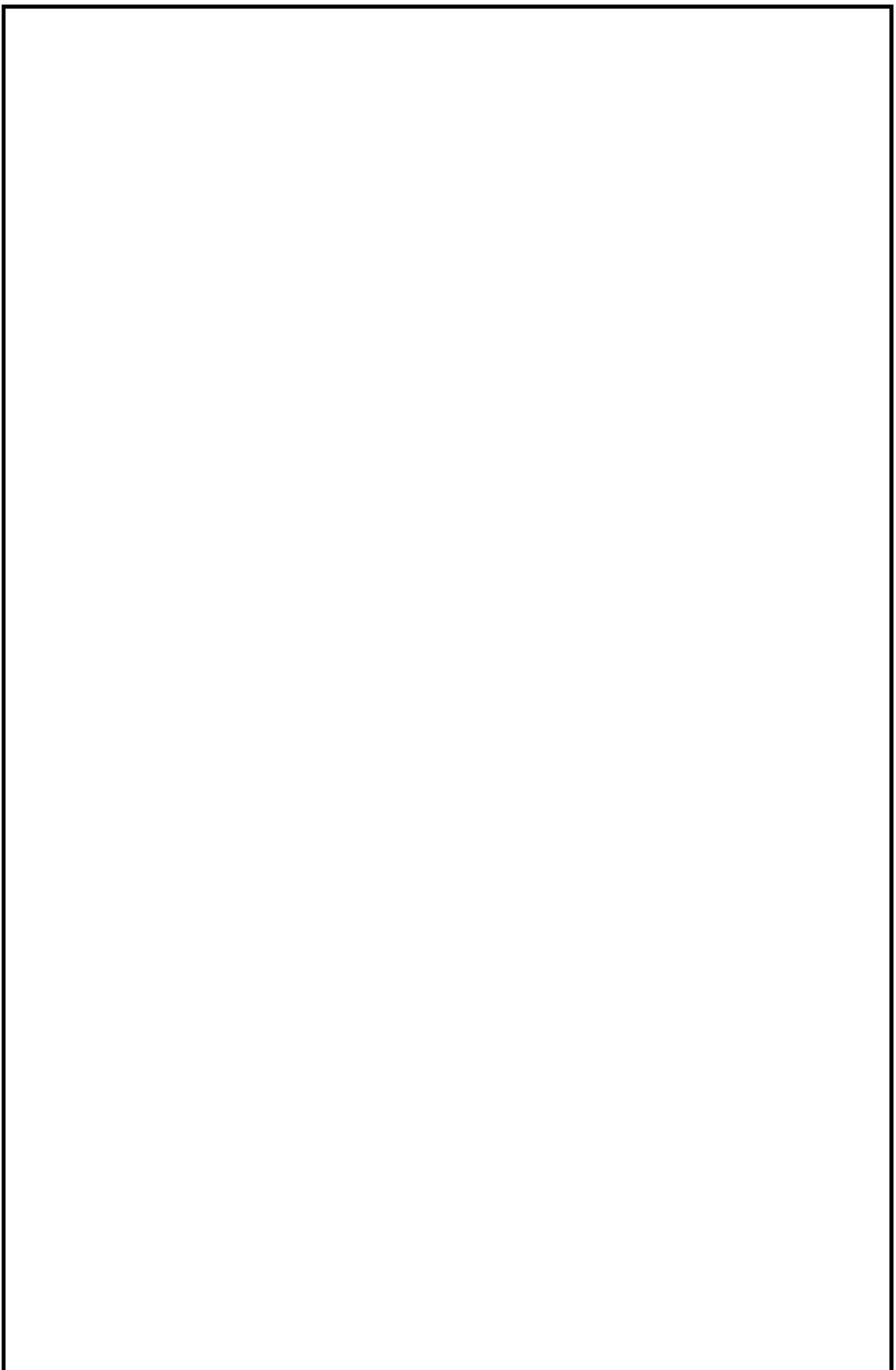


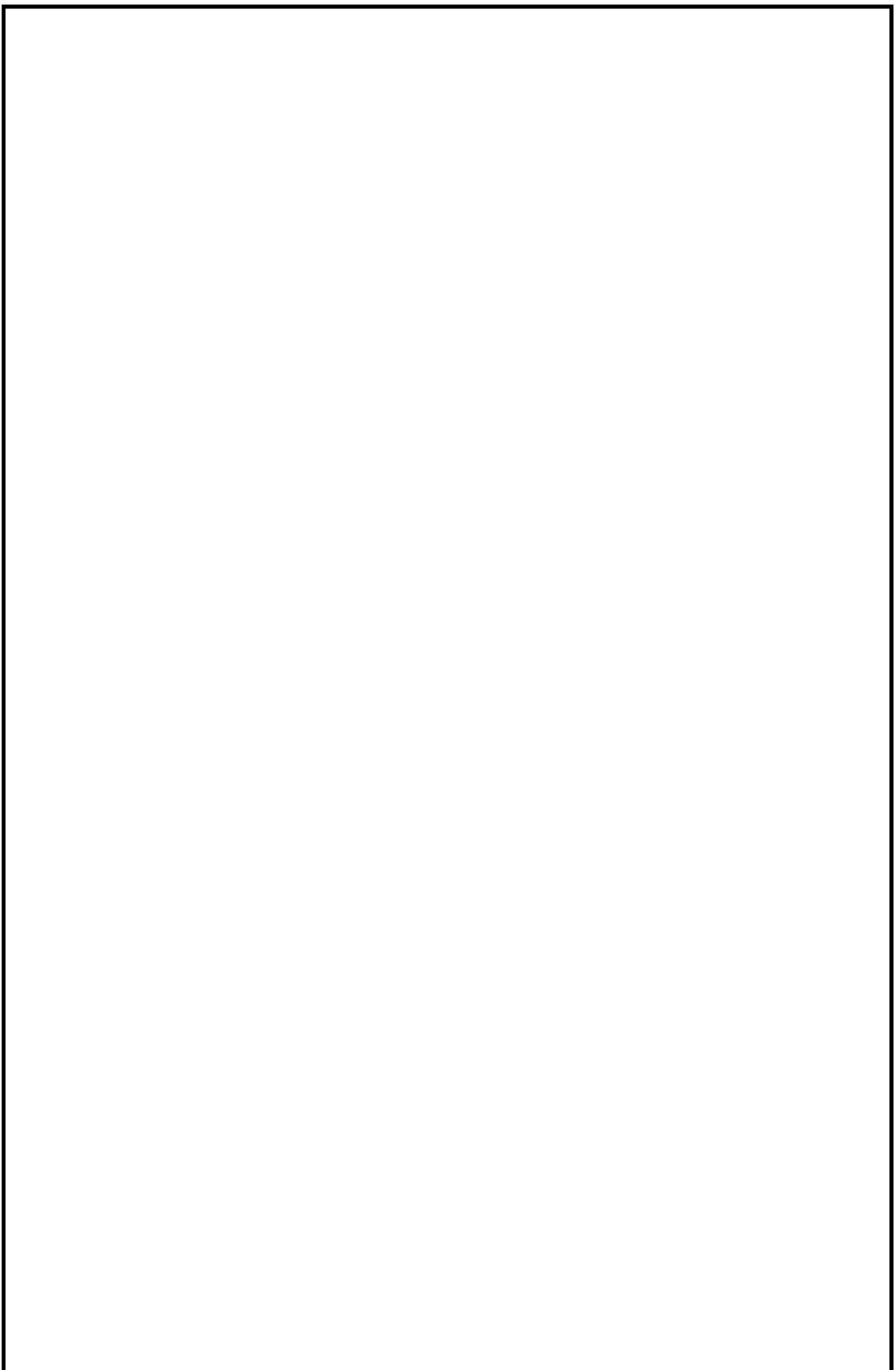


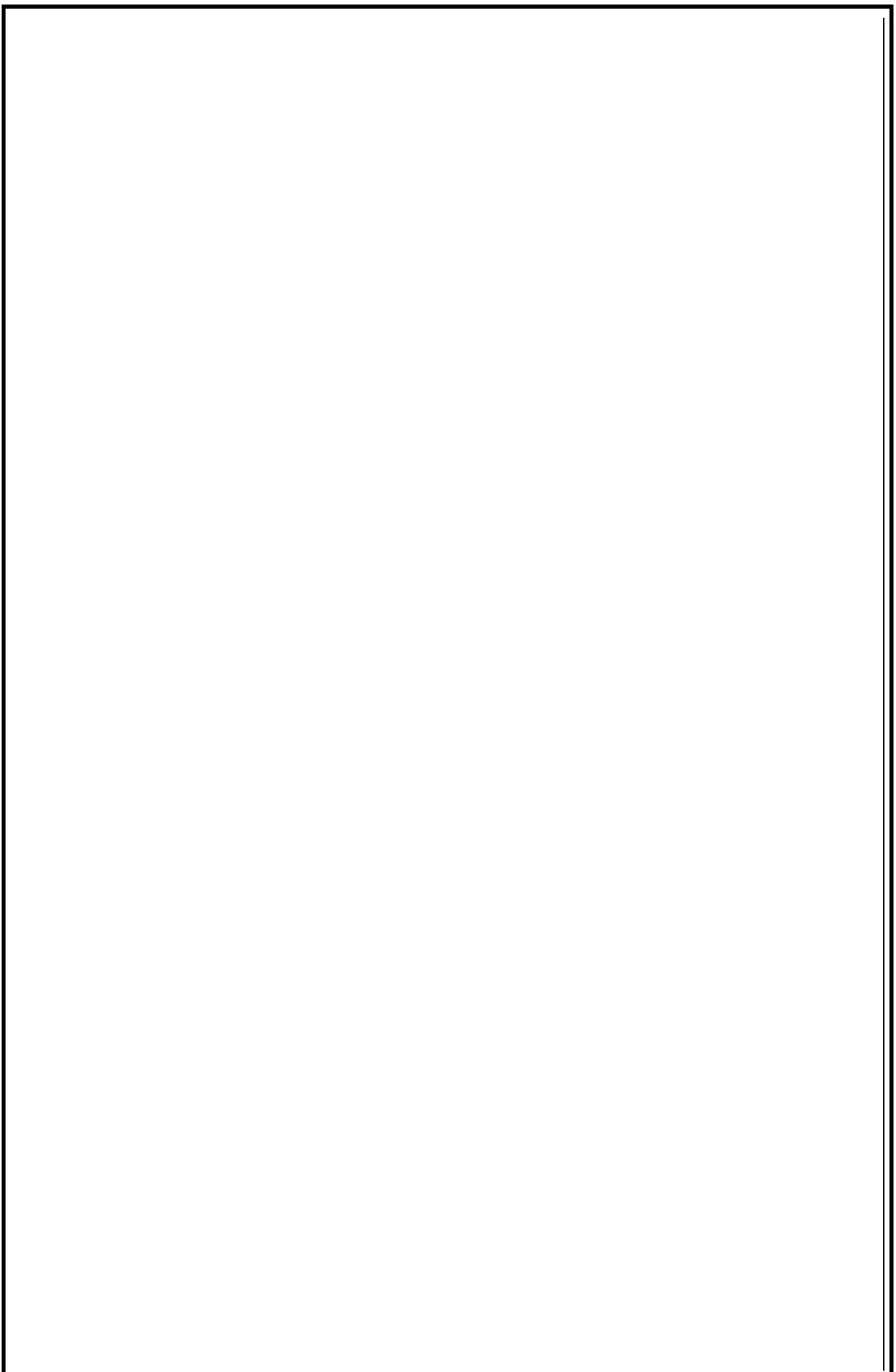


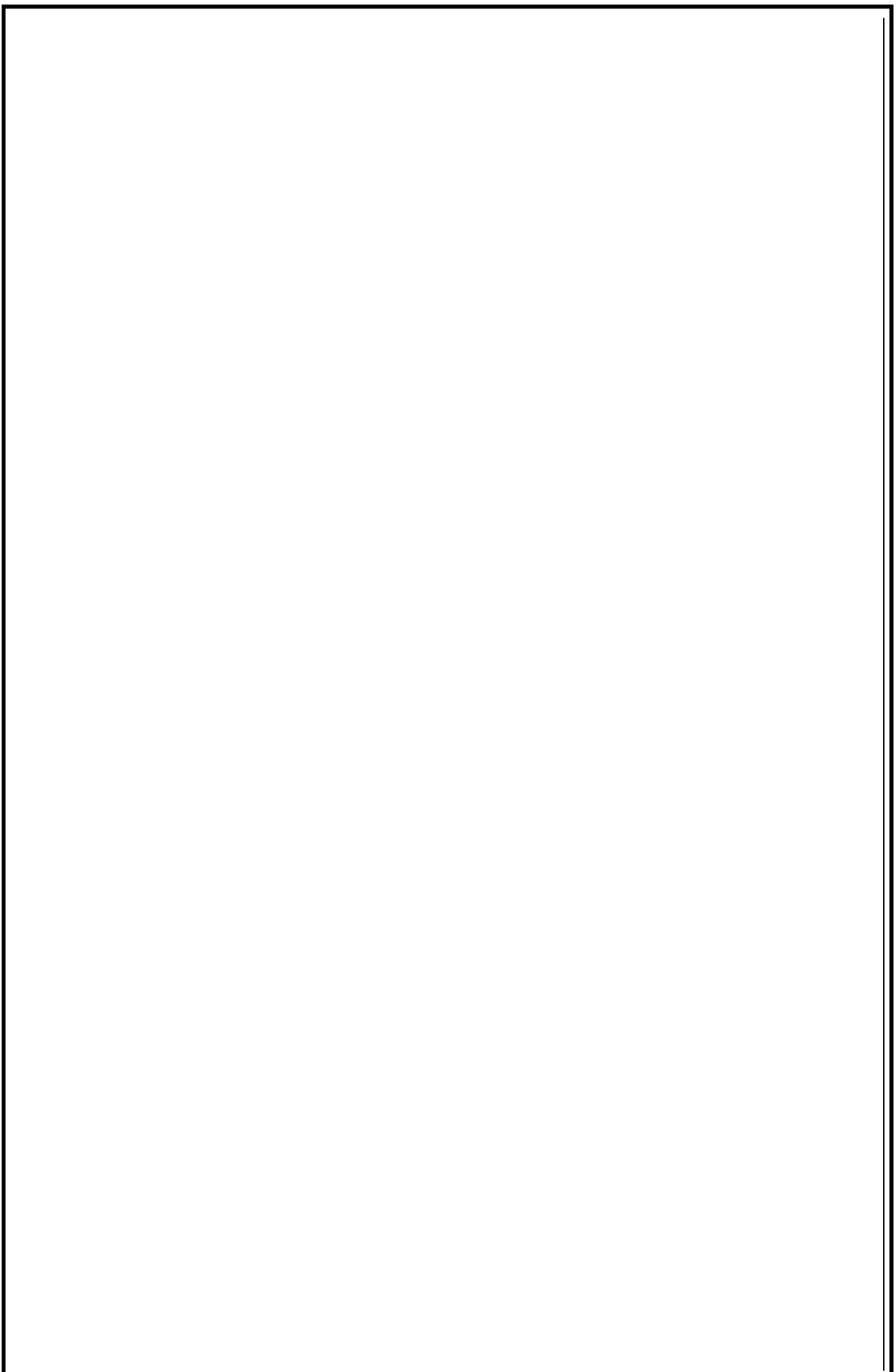


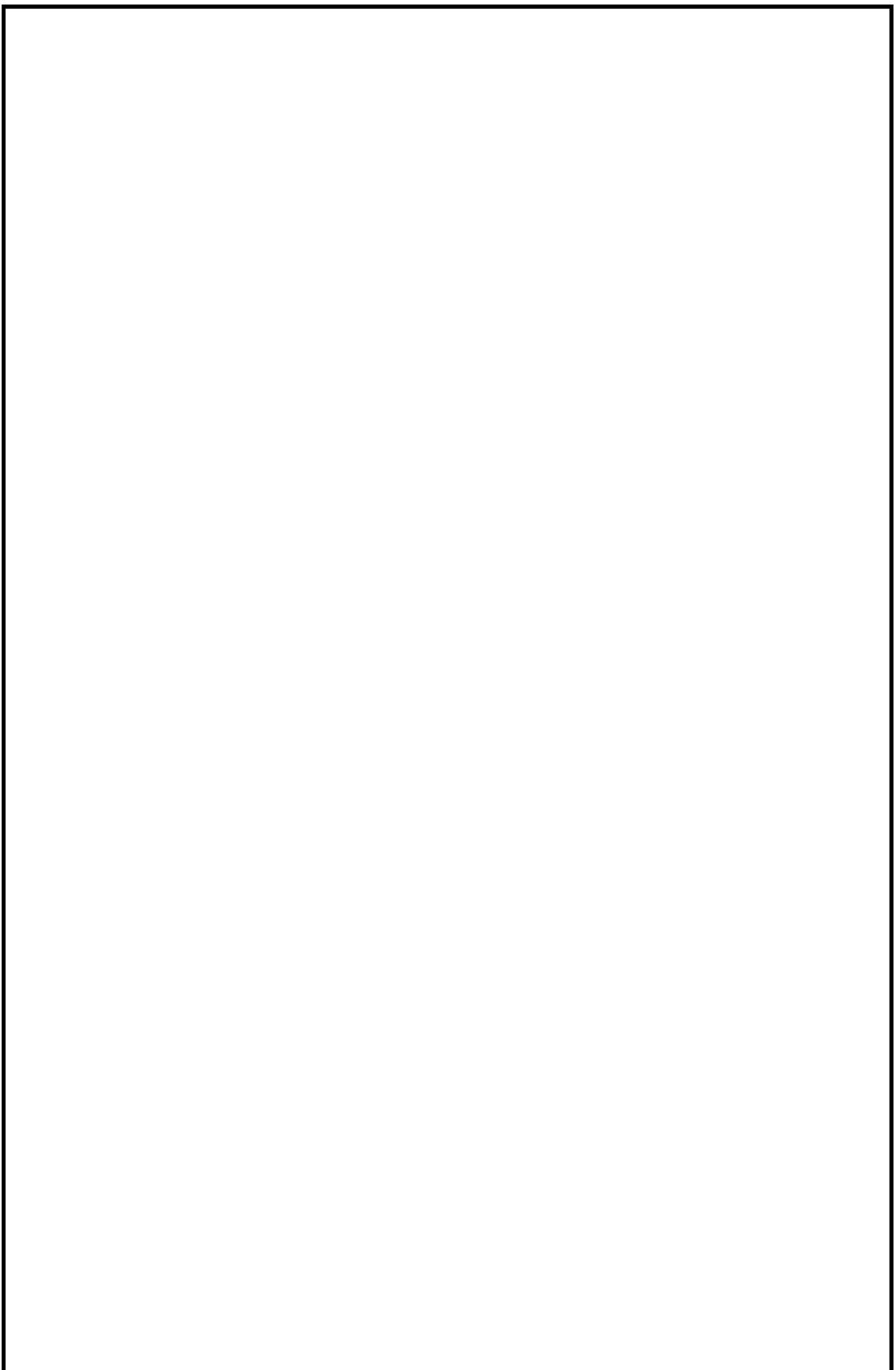












火災区域特性表 I

火災区域特性表のまとめ					1/1
プラント	KK-6	建屋	原子炉建屋	火災区域番号	RX-B3F-3

火災区域特性表 II

火災区域内の火災源及び防火設備			1/1
プラント	KK-6	火災区域番号	RX-B3F-3

火災区域特性表III

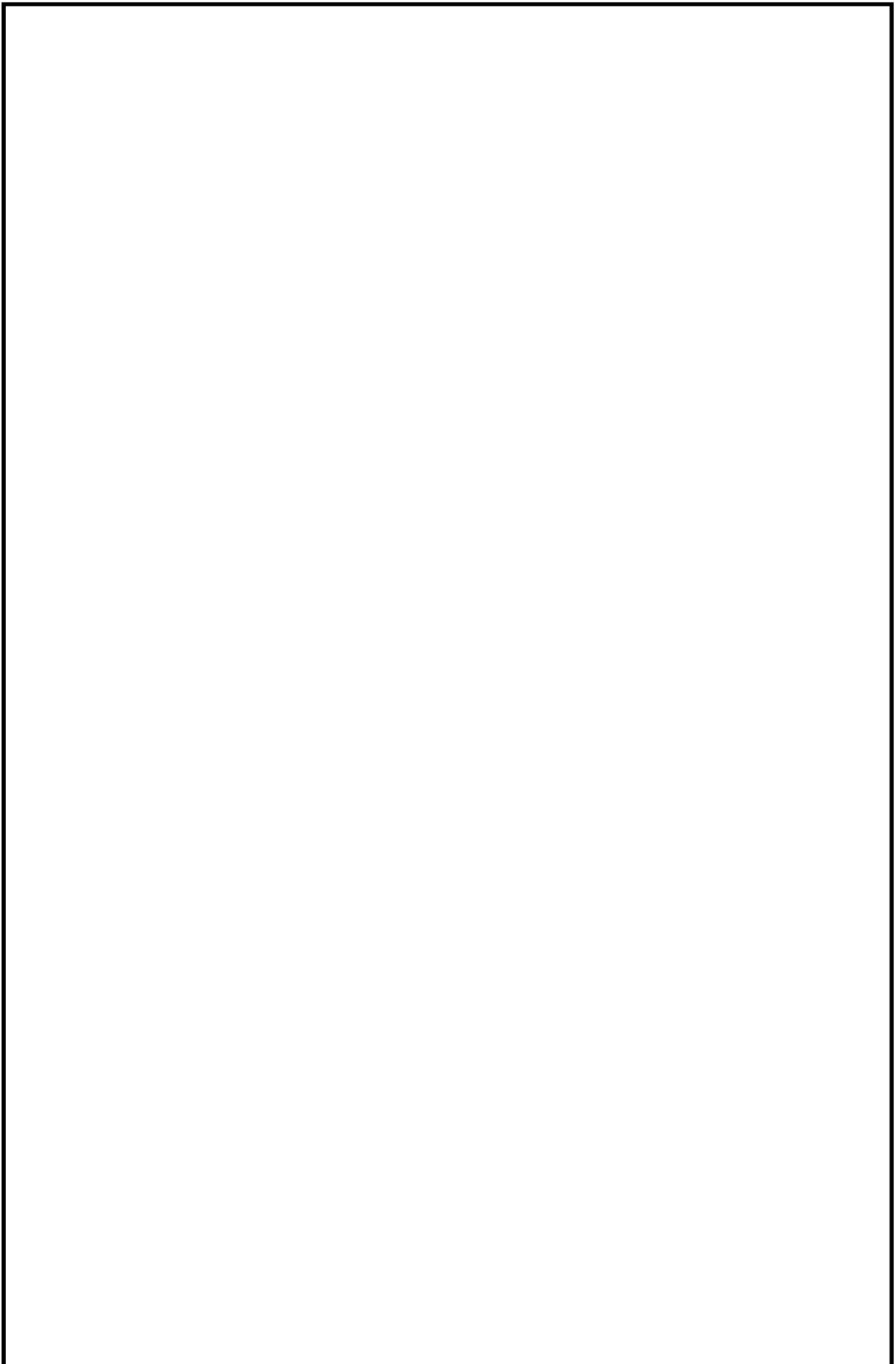
火災区域に隣接する火災区域(部屋)と伝播経路				1/1
プラント	KK-6	火災区域番号	RX-B3F-3	

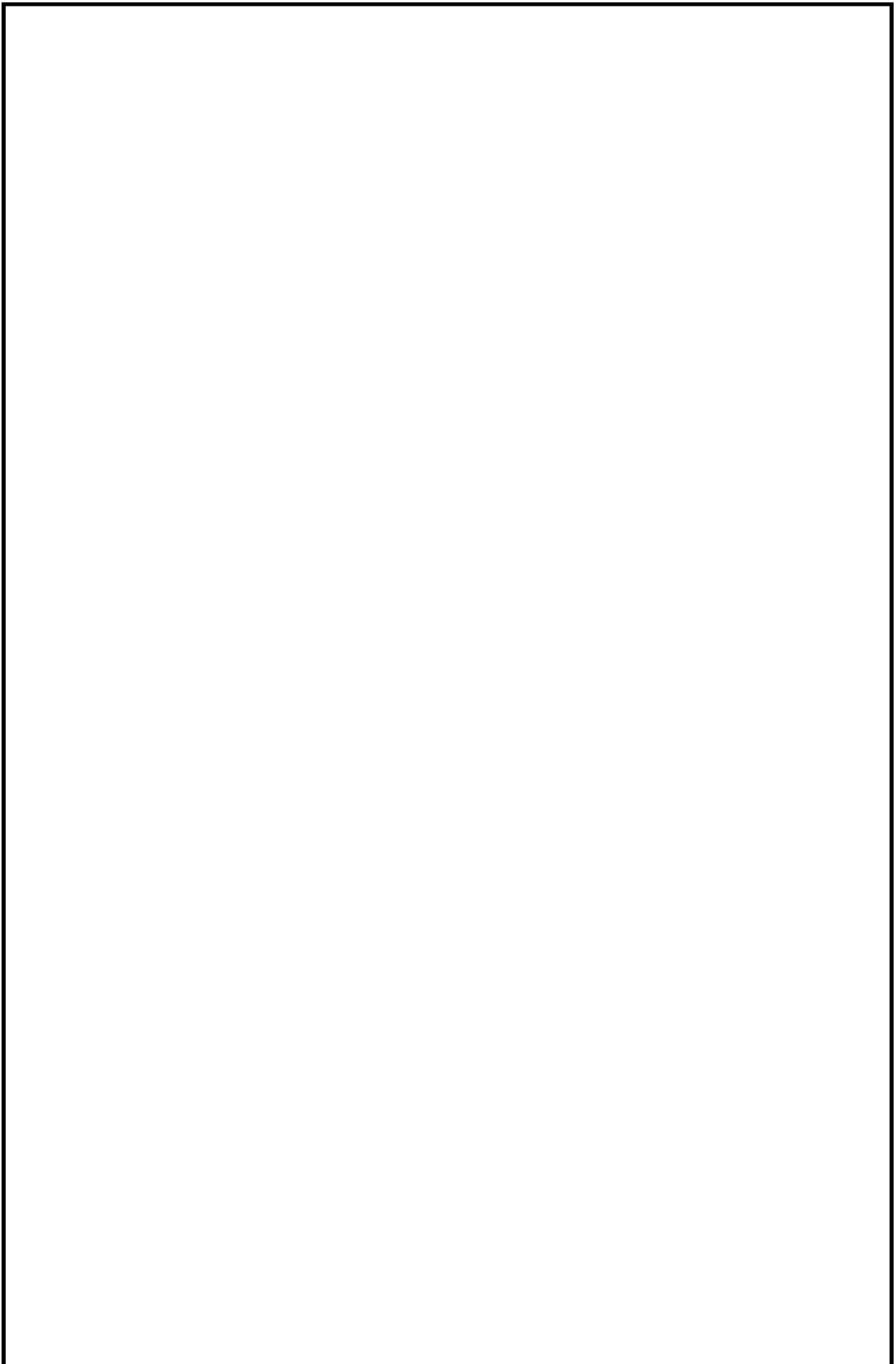
火災区域特性表IV

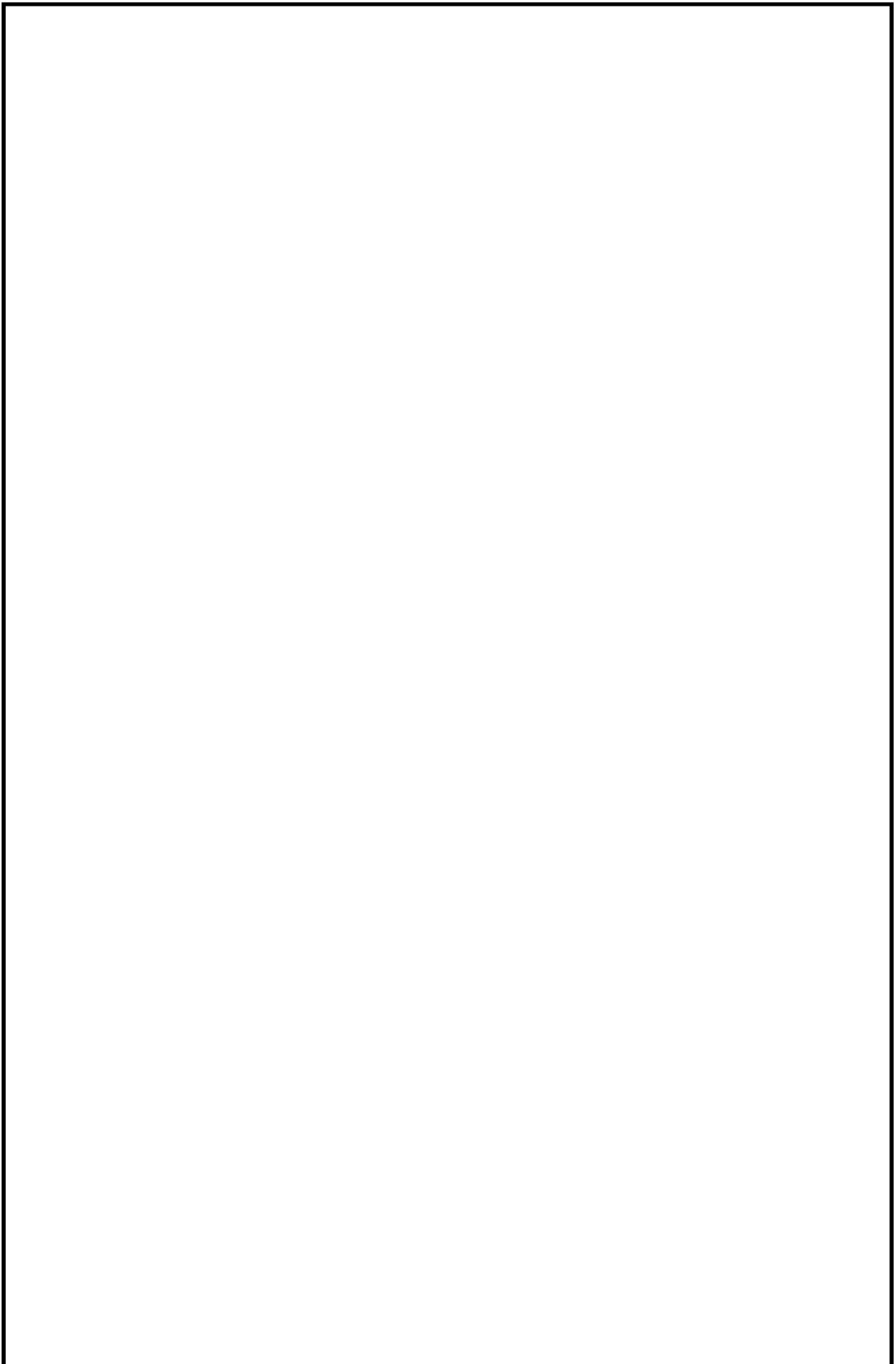
火災により影響を受ける設備			1/1
プラント	KK-6	火災区域番号	RX-B3F-3

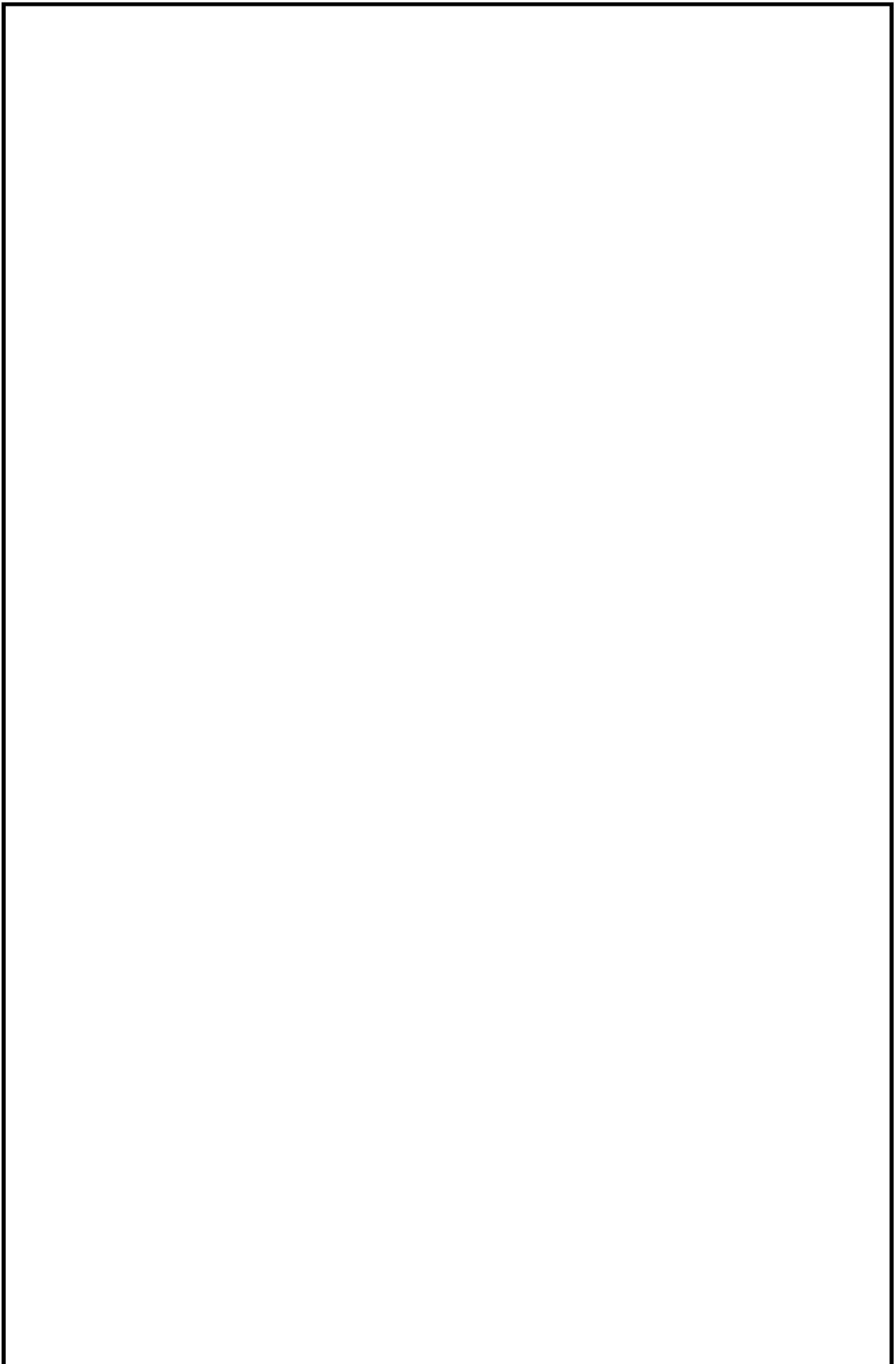
火災区域特性表V

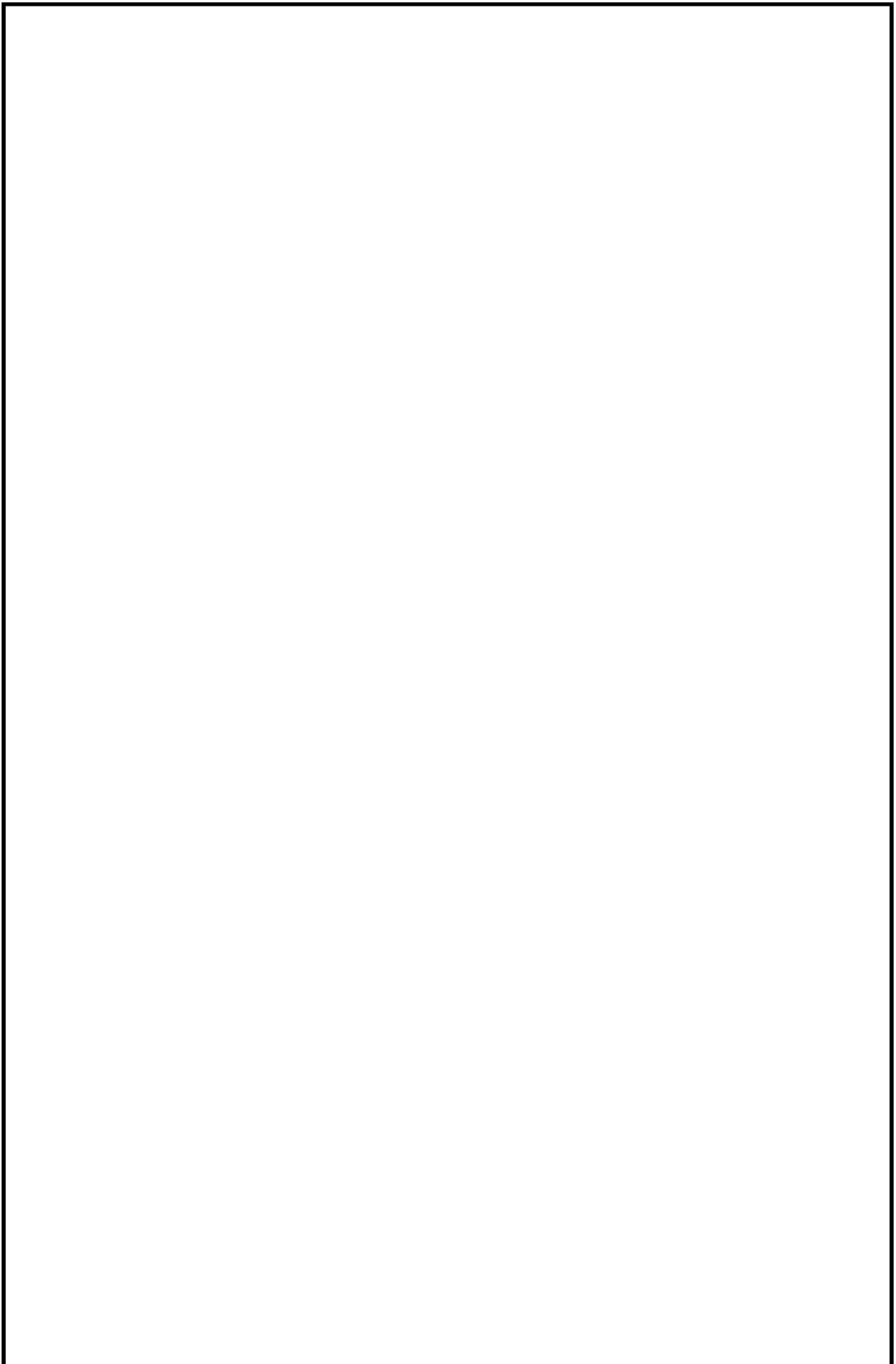
火災により影響を受けるケーブル			1/1
プラント	KK-6	火災区域番号	RX-B3F-3

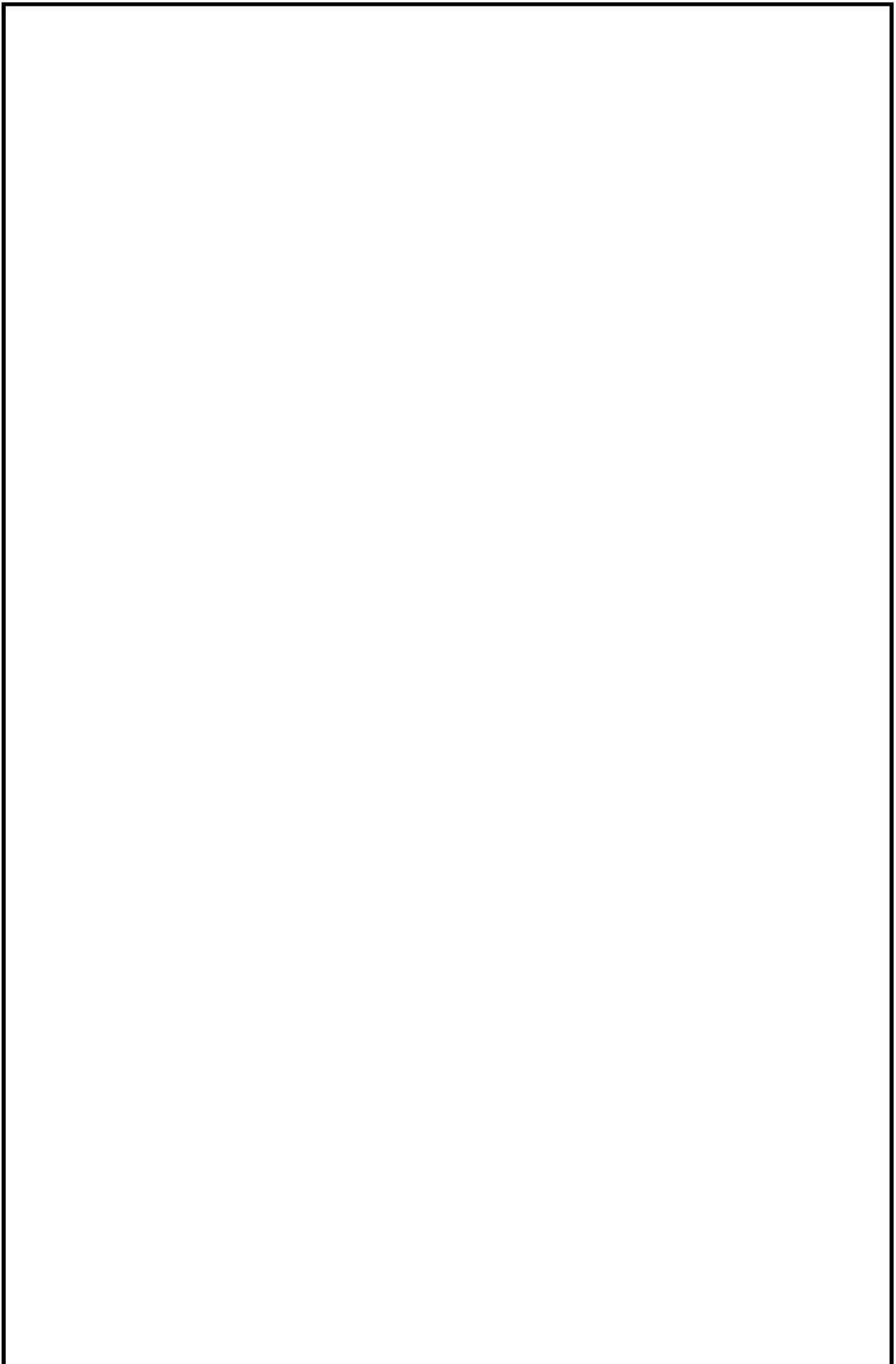


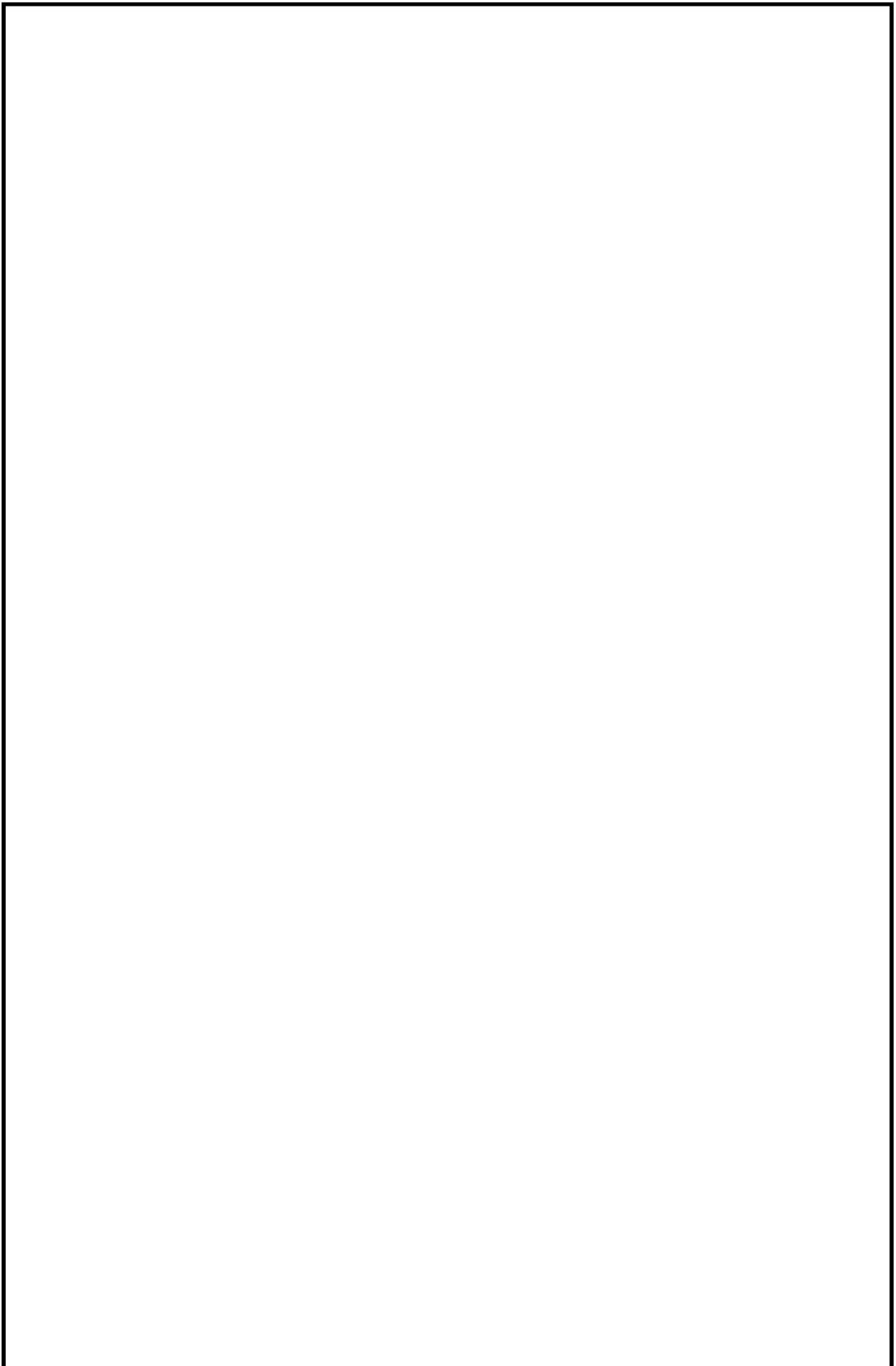


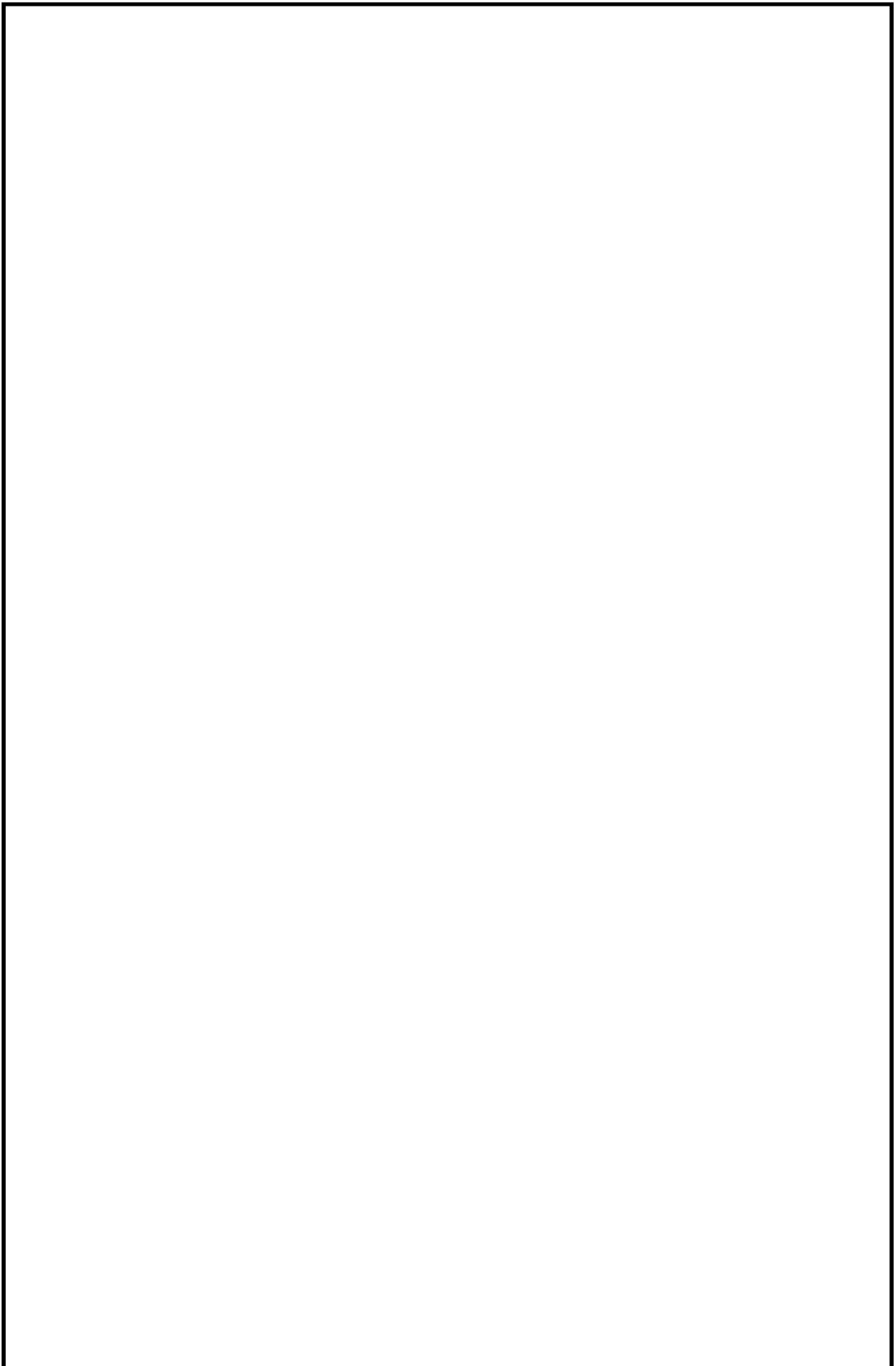


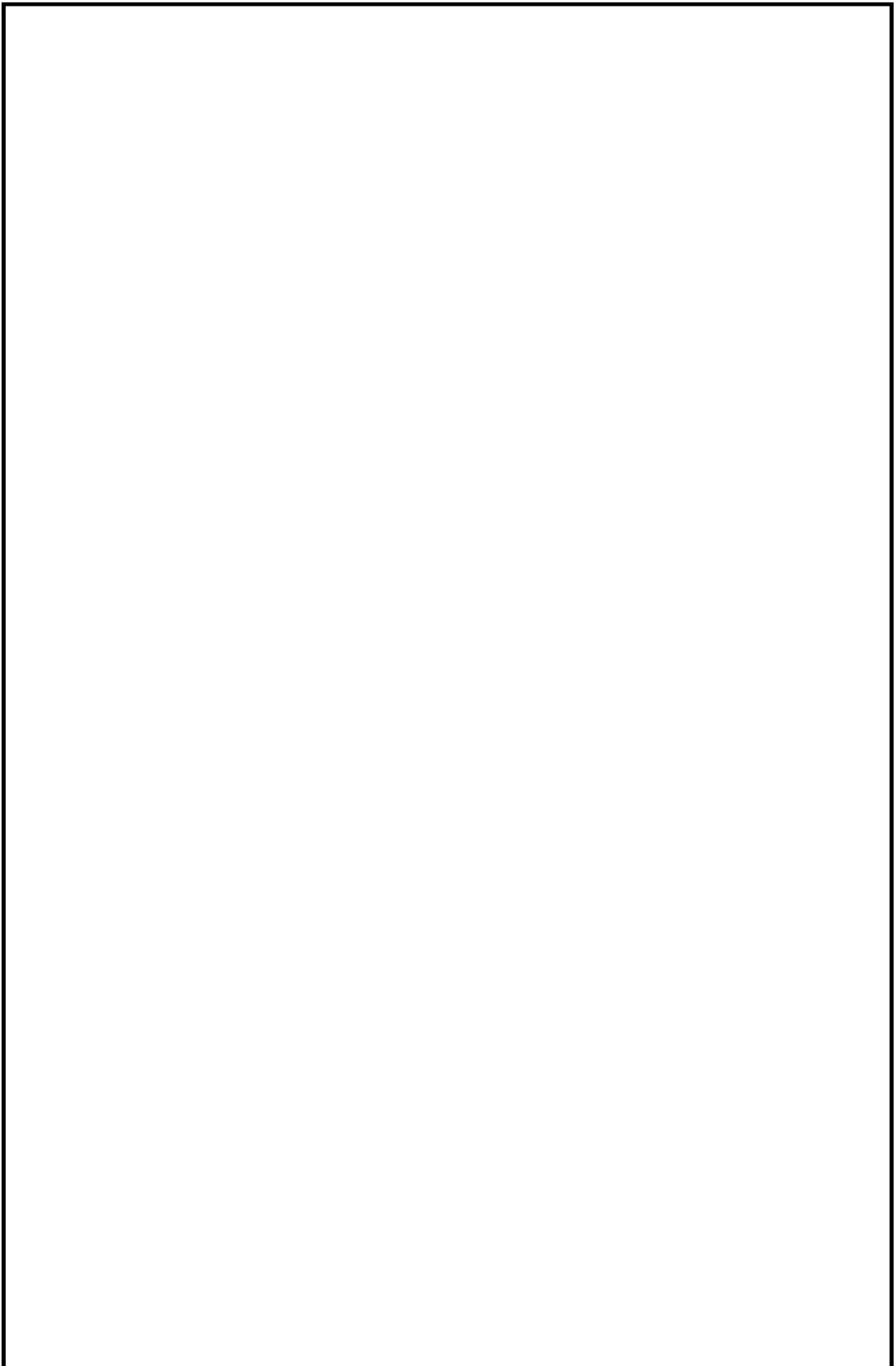


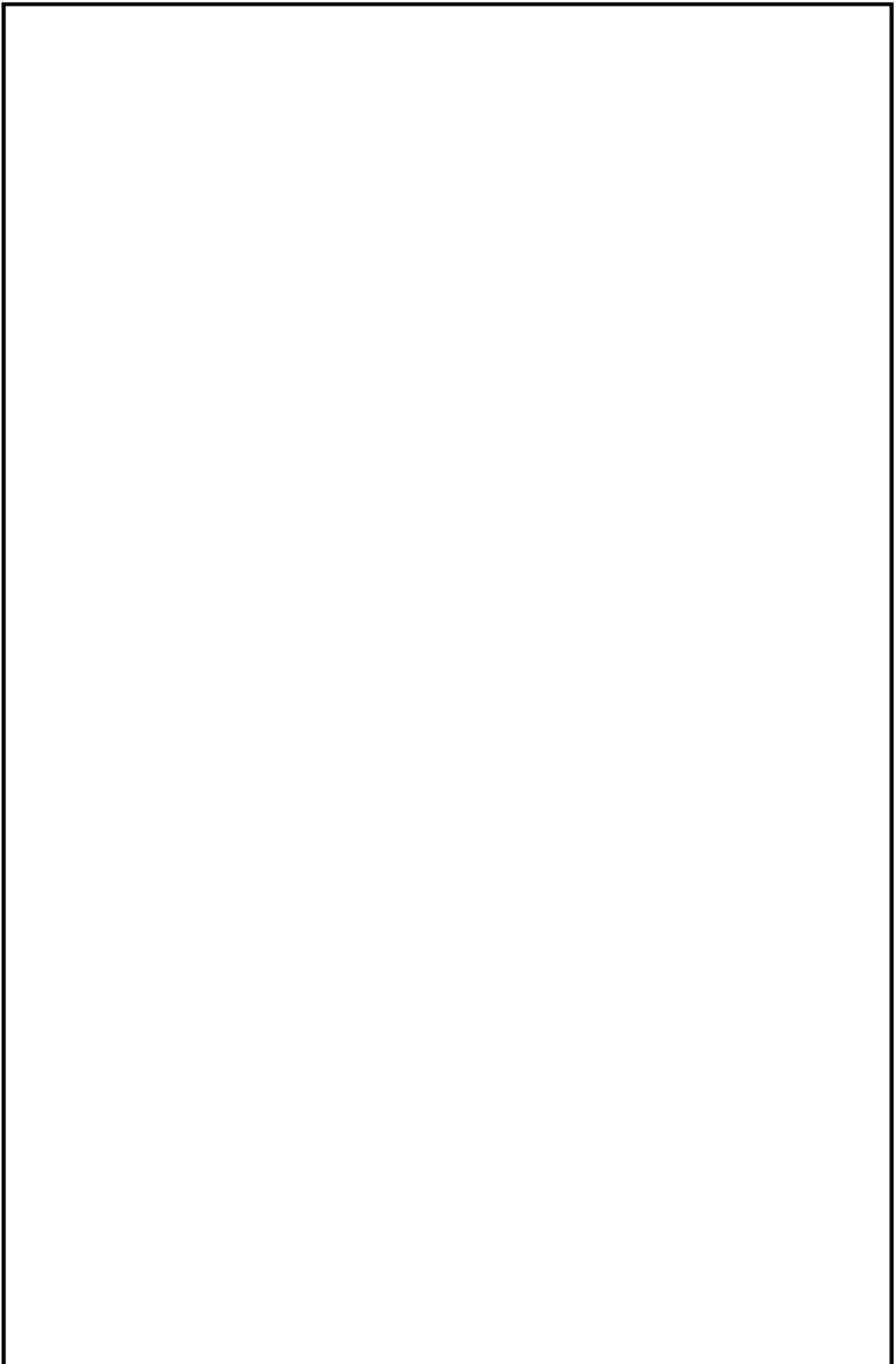












火災区域特性表 I

火災区域特性表のまとめ					1/1
プラント	KK-6	建屋	原子炉建屋	火災区域番号	RX-B2F-1

火災区域特性表 II

火災区域内の火災源及び防火設備				1/1
プラント	KK-6	火災区域番号	RX-B2F-1	

火災区域特性表III

火災区域に隣接する火災区域(部屋)と伝播経路				1/1
プラント	KK-6	火災区域番号	RX-B2F-1	

火災区域特性表IV

火災により影響を受ける設備				1/1
プラント	KK-6	火災区域番号	RX-B2F-1	

火災区域特性表V

火災により影響を受けるケーブル			1/1
プラント	KK-6	火災区域番号	RX-B2F-1

火災区域特性表 I

火災区域特性表のまとめ					1/1
プラント	KK-6	建屋	原子炉建屋	火災区域番号	RX-B2F-2

火災区域特性表 II

火災区域内の火災源及び防火設備				1/1
プラント	KK-6	火災区域番号	RX-B2F-2	

火災区域特性表III

火災区域に隣接する火災区域(部屋)と伝播経路				1/1
プラント	KK-6	火災区域番号	RX-B2F-2	

火災区域特性表IV

火災により影響を受ける設備			1/1
プラント	KK-6	火災区域番号	RX-B2F-2

火災区域特性表V

火災により影響を受けるケーブル				1/1
プラント	KK-6	火災区域番号	RX-B2F-2	

